

滑川町告示第214号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項及び第102条第2項の規定に基づき、次のとおり第230回滑川町議会定例会を招集する。

令和3年11月18日

滑川町長 吉 田 昇

記

- 1 招 集 日 令和3年11月29日
- 2 招集場所 滑川町議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（13名）

1 番	宮	島	一	夫	議員	2 番	高	坂	清	二	議員
3 番	松	本	幾	雄	議員	5 番	上	野	葉	月	議員
6 番	井	上	奈	保	子	議員	7 番	紫	藤	明	議員
9 番	北	堀	一	廣	議員	10 番	上	野	廣	議員	
11 番	菅	間	孝	夫	議員	12 番	内	田	敏	雄	議員
13 番	吉	野	正	浩	議員	14 番	阿	部	弘	明	議員
15 番	瀬	上	邦	久	議員						

不応招議員（なし）

令和3年第230回滑川町議会定例会

令和3年11月29日（月曜日）

議事日程（第1号）

開会及び開議の宣告

- 1 会議録署名議員の指名
 - 2 会期の決定
 - 3 諸般の報告
 - 4 行政報告
- 町長提出議案の一括上程、説明
- 5 議案第83号 滑川町町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 6 議案第84号 滑川町一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 7 議案第85号 滑川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 8 議案第86号 滑川町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
 - 9 議案第87号 滑川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 10 議案第88号 滑川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
 - 11 議案第89号 滑川町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
 - 12 議案第90号 滑川町浄化槽事業条例の一部を改正する条例の制定について
 - 13 議案第91号 滑川町都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 14 議案第92号 令和3年度滑川町一般会計補正予算（第5号）の議定について
 - 15 議案第93号 令和3年度滑川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の議定について
 - 16 議案第94号 令和3年度滑川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の議定について
 - 17 議案第95号 令和3年度滑川町水道事業会計補正予算（第3号）の議定について
 - 18 議案第96号 町道路線の認定について
 - 19 一般質問

20 発議第 4号 滑川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

出席議員（13名）

1番	宮	島	一	夫	議員	2番	高	坂	清	二	議員
3番	松	本	幾	雄	議員	5番	上	野	葉	月	議員
6番	井	上	奈	保子	議員	7番	紫	藤		明	議員
9番	北	堀	一	廣	議員	10番	上	野		廣	議員
11番	菅	間	孝	夫	議員	12番	内	田	敏	雄	議員
13番	吉	野	正	浩	議員	14番	阿	部	弘	明	議員
15番	瀬	上	邦	久	議員						

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町	長	吉	田	昇								
副町	長	柳	克	実								
教	育	長	馬	場	敏	男						
総務	政	策	課	長	小	柳	博	司				
税	務	課	長	篠	崎	仁	志					
会	計	管	理	者	兼	木	村	俊	彦			
会	計	課	長									
町	民	保	険	課	長	岩	附	利	昭			
健	康	福	祉	課	長	木	村	晴	彦			
健	康	づ	く	り	課	長	武	井	宏	見		
環	境	課	長			関	口	正	幸			
産	業	振	興	課	長	兼						
農	業	委	員	会	事	務	局	長	服	部	進	也
建	設	課	長			稲	村	茂	之			
教	育	委	員	会	事	務	局	長	市	川	明	浩
水	道	課	長			會	澤	孝	之			

本会議に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	島	田	昌	德
書				記		田	島	百	華
録				音		上	野		聰

○議会事務局長（島田昌徳） ご起立願います。

相互に礼。よろしく願います。

ご着席願います。

◎開会及び開議の宣告

○議長（瀬上邦久議員） 皆さん、おはようございます。議員各位には大変ご多用のところ、第230回滑川町議会定例会にご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員13名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから第230回滑川町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（瀬上邦久議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、議長において指名します。

1番 宮 島 一 夫 議員

3番 松 本 幾 雄 議員

5番 上 野 葉 月 議員

以上3名の方、お願いいたします。

◎会期の決定

○議長（瀬上邦久議員） 日程第2、会期の決定を議題とします。

本件につきましては、議会運営委員会でご審議いただいておりますので、議会運営委員会委員長に報告をお願いいたします。

議会運営委員長、北堀一廣委員長、願います。

〔議会運営委員長 北堀一廣議員登壇〕

○議会運営委員長（北堀一廣議員） 皆さん、おはようございます。9番、北堀です。議長のお許しをいただきましたので、議会運営委員会の報告を申し上げます。

本定例会の運営に係る議会運営委員会は、去る11月22日午前10時から開催をいたしました。

なお、出席者は、議長をはじめ議会運営委員会委員6名、執行部より町長、副町長、総務政策課長にご出席をいただき、付議されます案件等について説明を受け、慎重に審議をしたところでございます。

その結果、会期は本日から12月6日までの8日間とし、本日は諸般の報告、行政報告、町長提出

議案の一括上程、説明、議案審議及び一般質問を行います。

30日は休会とし、12月1日は午前10時から一般質問を行います。

2日は休会とし、午前10時から全員協議会を開催をいたします。

そして、3日は、午前10時から議案審議を行います。

4日、5日は、休日休会といたします。

そして、6日は、午前10時から議案審議を行い、全議案審議、全日程終了次第、閉会することと決定をいたしました。

なお、会期日程につきましては、お手元に配付した会期予定表のとおりでございます。ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

以上をもちまして議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（瀬上邦久議員） ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日から12月6日までの8日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月6日までの8日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（瀬上邦久議員） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長より報告させていただきます。

初めに、本定例会の会期予定、議事日程、議案及び報告書等につきましては、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、監査委員から令和3年9月、10月、11月実施の例月出納検査の結果報告がありました。報告書は事務局に保管してありますので、随時閲覧願います。

次に、町長から寄附報告書の提出がありました。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、本職宛てに提出のありました陳情第4号 母（毛嘉萍・モウ カヘイ）が中国で不法に逮捕されている件に関する要望書。

陳情書第5号 核も戦争もない平和な二一世紀を求める要望書の写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、閉会中に議長が出席しました会議、研修等につきましては、報告書を配付してございますが、この場において幾つかご報告をさせていただきます。

それでは、報告書の中段、11月8日の比企郡町村議会議長会第1回の議長会議におきまして、議会研修会等につきましては、昨年度はコロナ禍ということから中止になりました。今年度は実施す

ることとなりました。ただし、懇親会は中止とし、表彰式は講演会後に引き続き大ホールの壇上で行います。

なお、場所は吉見町のフレサよしみでございます。

詳細につきましては、後日通知がございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、次の行の令和3年度滑川町消防団特別点検でございますが、実施場所が「滑川町役場駐車場」とございますが、「消防署滑川分署」の誤りでございますので、誠に恐縮でございますが、訂正をお願いいたします。

以上でございます。

次に、小川地区衛生組合議会臨時会の報告を菅間孝夫議員、お願いいたします。

〔11番 菅間孝夫議員登壇〕

○11番（菅間孝夫議員） 11番、菅間孝夫です。議長の命により、小川地区衛生組合臨時議会の報告を申し上げます。

去る11月24日午前10時から小川町の議場において開催され、滑川町からは吉田町長と瀬上議長、それに私の3名が出席いたしました。

今回は、新たに議長と副議長の選挙が推薦による方法で行われました。その結果、議長は小川町の山口勝士氏が、副議長は森一人氏が当選いたしました。

審議議案は2件です。1件目は、小川地区衛生組合一般職の職員の給与に関する条例及び小川地区衛生組合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。人事院勧告及び埼玉県人事委員会勧告に準じてのとおり、全員の賛成により可決されました。

2件目は、令和3年度小川地区衛生組合一般会計補正予算（第2号）です。内容の一部に変更はあるものの、歳入歳出予算に変わりなく、全員の賛成により、原案どおり可決されました。

なお、議会の後、4月から業務を委託するオリックス資源循環株式会社を視察しましたところ、設備の一部は未完成なものの、順調に稼働を始めておりました。

以上が報告ですが、詳細を必要な方は議会事務局に資料を保管しておりますので、お問合せ願います。

以上で報告を終わります。

○議長（瀬上邦久議員） 以上で、諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（瀬上邦久議員） 日程第4、行政報告を行います。

吉田町長より挨拶並びに行政報告をお願いいたします。

〔町長 吉田 昇登壇〕

○町長（吉田 昇） 皆さん、おはようございます。町長の吉田でございます。議長のお許しをいた

いただきましたので、開会に当たりまして、挨拶と一般行政報告を申し上げます。

本日は、第230回滑川町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、これから師走を迎える何かとお忙しい中、ご出席を賜りまして、開会できますことに厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、国内における新規陽性者数が減少し、医療提供体制の逼迫した状況も改善されつつあります。しかし、世界的には感染状況が悪化している地域もあり、いまだ予断を許さない状況にあります。これから本格的な冬を迎えますが、冬は感染症の拡大リスクが高い時期であります。職員をはじめ町民の皆様には引き続き基本的な感染防止対策を徹底し、感染再拡大の防止に取り組んでいただきたいと思います。

さて、本定例会は、令和3年度一般会計補正予算の議定をはじめ、全14議案の審議をお願いするものでございます。慎重審議を賜りまして、原案どおり可決決定いただきますようお願い申し上げます。

ここで、一般行政報告を申し上げます。

町の新型コロナワクチン接種については、11月までに約85%の方が2回のワクチン接種を終えました。現在、3回目のワクチン接種に向けて関係機関との調整を図っております。今後も適切な情報収集と情報発信に努め、町民の皆様が安心して生活できるよう対策を講じてまいりますので、町民の皆様と関係各位のご理解、ご協力を心よりお願い申し上げます。

現在、大規模災害時に備えて、被害の低減と迅速な復興を行える強靱な地域を目指すために、滑川町国土強靱化地域計画を策定しております。パブリックコメントを経て、来年の3月議会で報告させていただきますので、よろしくお願ひします。

次に、来年度の新規採用職員について試験を実施したところ、37名の受験申込みがあり、一般行政職6名、土木職1名、司書職1名を合格としたところです。将来の滑川町を担う人材に大いに期待するところでございます。

次に、健康長寿を目指す滑川町にとって、誠に喜ばしいことに、本年は1名の方が100歳を迎えられました。町として、一世紀長寿祝金支給条例に基づき、お祝いを申し上げたところでございます。

敬老会につきましては、コロナ禍ということで、昨年に引き続き開催は見送られましたが、社会福祉協議会主催の金婚式が10月15日に開催されました。34組の方が金婚式を迎えられ、出席された21組のご夫妻をお祝いいたしました。

次に、秋のイベントですが、町民スポーツ祭や滑川まつりは、コロナ禍の中、中止せざるを得ませんでした。第43回滑川町文化祭は11月2日から4日まで、コミュニティセンターで開催されました。来場者は距離を保ちながら、文化・芸術に親しんでおりました。

次に、谷津田米生産者組合組合長の島田郁夫さんが生産するお米が、11月23日に行われた新嘗祭

への献穀米に選出をされ、皇室に奉納されました。町で生産したお米を評価していただき、大変うれしく思います。

最後に、表彰関係でございますが、7月にご逝去された森田秦雄さんが、長年の議会議員としての功績により、旭日単光章を受賞されました。

また、伊東康夫さんが、長年の議会議員としての功績により、埼玉県知事表彰を受賞されました。

町表彰では、長年、町政に功績のありました12名の方に、町の表彰条例に基づき、11月12日に表彰式を行わせていただきました。同日1名の方にスポーツ協会の表彰を行いました。受賞者の皆様のさらなるご活躍をご期待申し上げます。

これから、乾燥による火災や積雪による災害が多く発生する季節を迎えます。また、年末年始に向けて、消防団による歳末特別警戒も実施をされます。

今後も、心を引き締めて、職員が一丸となって、住民と共に安心・安全な町づくりに努めてまいります。

以上、主なものだけでございますが、開会に当たっての挨拶と一般行政報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 続いて、馬場教育長より教育行政報告をお願いします。

〔教育長 馬場敏男登壇〕

○教育長（馬場敏男） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、教育長、教育関係の報告事項を申し上げます。

初めに、9月以降、学校、園におきましては、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、新たな形で運動会、体育祭や秋祭り集会、合唱コンクール、宿泊学習、修学旅行等、様々な行事に取り組んでおります。教職員は試行錯誤しながらアイデアを出し合い、様々な工夫を凝らして準備をし、臨んだ行事でしたが、教職員のみならず、保護者の皆さんも不安を感じる場所もあったようです。しかし、行事の中で子どもたちの元気で明るく誇らしげな表情がうかがえて、子どもの成長と工夫した取組に安堵した表情が多く見られました。今後も感染状況を踏まえて、今の時期にやるべき内容、つけるべき力を見極め、学校、園の教育活動を進めてまいります。

議員の皆様には、学校や子どもたちの様子をご覧いただかず、大変申し訳ございませんが、感染対策を講じながら学びを止めぬように知恵を出し合いながら進めているところでございます。ご理解をいただきますとともに、常に見守っていただいていることに改めて感謝を申し上げます。

それでは、教育関係全般についてご報告をさせていただきます。

第3期滑川町教育振興基本計画の基本理念でございます学んでよかったまちへーチーム滑川での教育―「人・まちをつなげ、未来へつながる滑川町の教育」を目指し、5か年計画の1年目として教育活動の礎を築くことができるよう日々努力しております。

情報化やグローバル化の加速的進展、人工知能の飛躍的進化等、今後、予測困難な時代を生き抜

かねばならない子どもたちが、その時々直面する課題を解決、克服し、未来のつくり手となるための資質、能力を確実に身につけるとともに、生涯にわたる一人一人の可能性とチャンスを最大限に生かせる地域づくりが私たち大人の責任であり、教育関係者に負わされた責務であると認識しつつ、日々努力しているところでございます。

学校、園は、10月以降、幼稚園、宮前小学校、月の輪小学校におきまして、運動会を実施いたしました。今年度も昨年度に引き続き来賓なしでの実施とさせていただいております。さらに、幼稚園、小学校とも、参観者に制限を設けさせていただいて、実施をさせていただきましたが、大きな混乱もなく、予定どおりに実施することができました。

幼稚園では、秋祭り集会も分散ではありますが、実施することができ、園児たちの笑顔が多く見られました。

また、例年、10月上旬に実施しております中学校の新人戦比企地区予選会は、コロナ禍のため実施を見送る結果となりました。しかし、その中で実施をされました駅伝大会につきましては、女子が優勝、男子が3位という結果で、優勝した女子チームは県大会でも3位に入賞し、今度、12月5日に行われます関東大会への出場が決定しております。

吹奏楽部におきましても、アンサンブルコンテストにおいて、打楽器が2位、金管楽器は4位で、共に県体の出場を果たしております。

さらに、税についての作文におきまして、本年度、滑川中の2年生が県知事賞をいただき、先日、知事の前で作文を読んでまいりました。各方面で児童生徒の活躍が見られております。

次に、本年度よりGIGAスクール構想がスタートし、子どもたちがタブレットPCを使い始めて、約8か月が経過をいたしました。現状では、小学校1年生から中学校3年生までが日々の授業の中で活用しております。学校でも様々な指導者を招聘し、日々研修に努め、児童生徒にとって一番よい使用方法を検討しているところでございます。学年や教科、単元にもよりますが、積極的な使用に努め、本年度は教育活動への位置づけと使って慣れることを前提に教育活動を進めております。

次に、来年度、小学校に入学する児童の健康診断を行いました。来年度の入学予定者は、11月1日現在ですが、宮前小学校94名、福田小学校21名、月の輪小学校124名、計239名の見込みであり、昨年度より約40名の増加が見込まれております。

幼稚園では、来年度の新入園児の募集を行い、新入児、3歳児でございますが、55名の応募があり、定員に達しておりませんので、応募者全員に入園をしていただき、今後、追加募集を行っていく予定でございます。

現在、就学に向けた保護者との相談を進めております。あわせて、子どもたちの状況を把握するために、小中学校生徒指導担当者や教育相談担当者による情報交換やスクールカウンセラー、教育相談員による町教育相談室への相談活動、またスクールソーシャルワーカーによる関係機関との連

携等、町として小中連携、協力体制の構築を図り、小中一貫した指導を全力で取り組んでおります。

しかし、ここ数年、中学校へ入学してからの不登校の増加傾向や児童虐待事案などが課題となっており、解消に向けたさらなる対応をしていく必要があると感じております。さらに、警察、児童相談所などの関係諸機関とも連携を図り、積極的な生徒指導を展開し、生徒指導上の問題を未然に防ぐよう全力を挙げております。

続きまして、各校の施設整備状況について報告をさせていただきます。

初めに、9月補正予算で計上いたしました事業の進捗状況を報告させていただきます。まず、宮前小学校についてですが、南斜面の遊具撤去工事及び敷地外周の樹木の伐採工事、校舎北側敷地の駐車場造成工事の3つの工事が現在進行中でございます。いずれも年内もしくは年明け早々には完成する見込みとなっております。

月の輪小学校の空調機用の集中リモコンの交換修繕につきましても、年内の完了を予定しております。

また、滑川幼稚園の校舎ガラス改修工事につきましても、12月着工予定で、年度内の完成を見込んでおります。

なお、福田小学校ののり面の補修、月の輪小学校の太陽光発電設備の修繕につきましても、いずれも完了しております。

次に、備品でございますが、月の輪小学校の来年度におけるクラスの増加分の机、椅子及びタブレット端末の調達に着手しており、年度内に納品をされる予定となっております。

続きまして、今回の補正予算でございますが、新型コロナウイルス感染症対策のための備品や来年度に向けて必要となる備品や設備の購入を中心に予算計上させていただいております。

主なものといたしましては、感染対策用品といたしまして、CO₂センサーや空気清浄機等の購入及び来年度のクラス増加に伴うプロジェクターの整備や、教卓、教職員事務機の什器の購入費用を計上させていただいております。

また、来年度当初に町内の小学校に配布いたしますターナちゃんノート及びキャリア教育用の資料、キャリア・パスポートの印刷料も計上させていただいております。加えて、町内各校ともに引き続き修繕や危険な箇所への対応に備えるための費用も計上させていただきました。

今後も、幼稚園、小中学校の施設整備につきましては、子どもたちが安全で安心して生活学習ができるように、建物、施設整備、備品等の子どもたちを取り巻く、全ての環境に着目し、それぞれの学校の特色、状況に合わせた整備を行ってまいります。

また、災害時の避難場所としてという役割にも着手しつつ、機能性、安全性のより一層の充実を目指し、町財政状況を念頭に置いた計画的、効率的な整備、維持管理を実施してまいります。今後におきましても、議会からのご指導並びにご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

次に、生涯スポーツ関係でございますが、先ほど町長からもありましたとおり、町スポーツ協会

の表彰を町の表彰と同一日に実施をさせていただきました。

第44回日本スリーデーマーチにおきましては、羽尾地区で湯茶接待の対応を行いました。

また、延期をしておりました滑川町マレットゴルフ大会でございますが、11月13日に2部制の分散開催として実施しました。合計101名の方々に参加をいただく中、参加者の表情からもスポーツイベントの意義を感じさせられました。

なお、駅伝大会、スキー・スノボ教室は、本年度につきましては、昨年と同様、中止とさせていただきます。

来年度は、スポーツ祭をはじめ、これまで続けてきた生涯スポーツの振興発展のための事業を不安のない中で開催できるような状況になることを切に願う次第でございます。

次に、生涯学習関係でございます。「チャレンジキッズ！なめがわ」は、低学年40名、高学年27名、計67名の参加者で実施をしております。社会教育委員の指導の下、9月から12月の間に森林公園の環境学習プログラムを利用した活動と、低学年はヨモギだんご作り、高学年はコキヤでほうき作りを実施いたします。

子ども大学くまがや・なめがわは、募集対象を5、6年生に限定し、回数を1回にして今後開催をいたします。

先ほど町長からもありましたとおり、町文化祭を11月2日から4日の期間に、希望するサークルの皆さんにより実行委員会型式にて開催をいたしました。多くの方にご来場いただき、作品を見ていただきました。

七つのお祝いにつきましては、11月20日に式典のほうは割愛させていただきます。記念品の贈呈とアトラクションのみの形で実施をさせていただきました。今年度は対象となる子どものうちの212名の85.9%の方に参加をいただき、人形劇を楽しんでいただきました。

後期の公民館教室でございますが、前期と同様に、感染対策を講じながら、講座数や募集人数も制限して、笑いヨガ、寄せ植え教室、リース作り、美肌教室を開講中でございます。寿学級につきましては、現在2回目を、渋沢栄一講座、新聞棒キャッチ運動、人権DVDの視聴の内容で実施をし、皆様方の笑顔あふれる学級が開催をされております。

年明け早々の1月9日には、令和4年成人式を挙行予定でございます。今のところ式典は2部制といたしまして、議会からも議長さん、文教厚生委員長さんにご臨席を賜りたく、また改めてお願いをさせていただきたいというふうに思っております。

続きまして、図書館でございますが、例年11月3日に行っておりました図書館まつりは中止とさせていただきます。しかし、古本市のみは滑川町文化祭の中で実施をさせていただきました。

また、中止となっておりましたクリスマス会の代わりに、通常のおはなし会を図書館職員にて行う予定でございます。ボランティアの参加を見合わせ、予約制にて行う予定でございます。

今年度より、滑川町子ども読書活動推進計画に基づきまして、多くの人に本を読んでいただくた

め、滑川町の幼稚園、保育園、小学校、学童、中学校に本の貸出しを9月よりスタートいたしまして、各学校、園にご理解ご協力いただきながら、子どもたちの読書に親しんでいただく事業を進めております。

続きまして、文化財関係でございます。滑川消防分署の西側にあります悪戸遺跡の発掘調査を9月1日から10月23日まで実施いたしました。現在、報告書の刊行に向けまして整理作業中でございます。この遺跡では、かまどのついた竪穴住居跡や井戸、土坑などが見つかっており、出土した土器などから、奈良時代頃の集落の跡の一部であることが分かっております。今後の予定といたしまして、2つの企画展を予定しております。1つ目は、1月18日から30日にかけて、「福田地区に伝わる古文書展」と題しまして、寄贈いただいた古文書資料を中心に福田地区の絵図など、古文書などを展示する予定でございます。2つ目につきましては、2月15日から27日にかけて、「小学校と埋蔵文化財」と題しまして、町内3つの小学校の敷地内や周辺で調査の行われた遺跡をテーマに取り上げ、校庭から出土している土器や学校近くの古墳から出土した埴輪など展示を実施する予定でございます。

以上、大変雑駁でございますが、今後におきましても、議会の皆様のご指導並びにご理解、ご支援を賜りながら、教育関係のほうを進めさせていただきたいというふうに思っています。

以上で報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（瀬上邦久議員） 以上で行政報告を終わります。

◎町長提出議案の一括上程、説明

○議長（瀬上邦久議員） 日程第5、議案第83号から日程第18、議案第96号まで、14議案の一括上程を行います。

事務局長に朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

吉田町長より提案理由の説明をお願いします。

〔町長 吉田 昇登壇〕

○町長（吉田 昇） 町長、議長のお許しをいただきましたので、本定例会に提出させていただきます議案の提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第83号 滑川町町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、人事院の勧告を踏まえて、町長、副町長及び教育長の期末手当を改定するため、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第84号 滑川町一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、人事院の勧告を踏まえて、一般職職員の期末手当を改定するため、条例の一部改正を行うものでござ

います。

議案第85号 滑川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第86号 滑川町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定については、デジタル庁設置法の施行に伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第87号 滑川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定については、人事院の勧告を踏まえて、不妊治療のための特別休暇を新設するため、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第88号 滑川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律及び全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の公布に伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第89号 滑川町下水道条例の一部を改正する条例の制定については、下水道法の改正に伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第90号 滑川町浄化槽事業条例の一部を改正する条例の制定については、令和4年4月1日から公設浄化槽の使用料徴収を水道課に委託することに伴い、浄化槽事業の料金徴収について、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第91号 滑川町都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定については、都市計画法の改正に伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第92号 令和3年度滑川町一般会計補正予算（第5号）の議定については、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7,167万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ70億8,936万円とするものでございます。保育所保育実施委託事業や障害福祉サービス給付事業の実施費用が主なものでございます。

議案第93号 令和3年度滑川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の議定については、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,836万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ17億7,465万4,000円とするものでございます。歳入の主なものは、保険給付費の増額に対応した普通交付金の増額で、歳出の主なものは保険給付費の増額でございます。

議案第94号 令和3年度滑川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の議定については、工事請負費の不足を補うため、施設費を増額するものでございます。予備費対応のため、既定の歳入歳出の変更はございません。

議案第95号 令和3年度滑川町水道事業会計補正予算（第3号）の議定については、第3条の収

益的支出に2,260万円を追加するものです。営業費用の増額が主なものでございます。

議案第96号 町道路線の認定については、開発行為により帰属された道路について、認定をお願いするものでございます。

以上、議案14件を提出し、提案理由の説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては、議案ごとに、その都度担当課長よりご説明申し上げます。十分なるご審議を賜りまして、原案どおり可決決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（瀬上邦久議員） ただいま上程されました議案中、議案第83号及び議案第84号について、議事の都合により、質疑、討論、採決まで行いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第83号及び議案第84号は質疑、討論、採決まで行うことに決定しました。

◎議案第83号の説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第5、議案第83号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

小柳総務政策課長に提出議案の説明を求めます。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、議案第83号 滑川町町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

議案第83号 滑川町町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

滑川町町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年11月29日提出

滑川町長 吉田 昇

提案理由でございますが、令和3年8月10日付の人事院の勧告を踏まえ、町長、副町長及び教育長の期末手当を改定するため、滑川町町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により議決を求めるものでございます。

内容でございますが、お手元でございます新旧対照表をご覧ください。

初めに、改正条例第1条関係でございますが、本年の人事院勧告は、期末手当の支給を年間で0.15か月引き下げ、現状の年間で4.45か月から4.30か月とする勧告でございます。6月の期末手当につきましては支給済みですので、12月の支給月数で0.15月引き下げる改定でございます。

右側の改正前条例の第6条ですが、期末手当の基礎額100分の222.5を左側の改正後の条文中、6

月は支給済みですので、100分の225.5そのまま、12月支給につきましては、0.15か月分引き下げ、100分の207.5に変更するものでございます。

続いて、下段にございます改正条例第2条の関係でございます。人事院勧告により改定しました期末手当に関し、令和4年度以降の支給月数を6月、12月、平準化するため、年間支給月数4.30月を6月2.15月、12月2.15月に改めるものでございます。

なお、本条例は、令和3年12月1日から施行でございますが、第2条の規定に関しましては、令和4年4月1日から適用とするものでございます。

以上、誠に雑駁ではございますが、議案第83号の説明といたします。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質問時間は答弁を含む30分とします。質問形式は対面一問一答方式とします。議長より指名を受けた質問者は質問席につき質疑に入ります。1回目に一括質疑、一括答弁、または、最初から一問一答方式にするかは質問者に委ねます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより議案第83号 滑川町町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

◎議案第84号の説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第6、議案第84号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読は終わりました。

小柳総務政策課長に提出議案の説明を求めます。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、議案第84号 滑川町一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

議案第84号 滑川町一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

滑川町一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年11月29日提出

滑川町長 吉田 昇

提案理由でございますが、令和3年8月10日付の人事院の勧告を踏まえ、一般職職員の期末手当を改定するため、滑川町一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により議決を求めるものでございます。

内容でございますが、お手元でございます新旧対照表をご覧ください。先ほどの議案第83号で説明いたしましたものと似ておるところでございますが、それぞれ改めてご説明をさせていただきます。

初めに、改正条例第1号の関係でございます。期末手当の支給を規定しております第14条の2第2項の関係につきましては、こちらが一般職職員の給与に関する期末手当でございます。先ほどのご説明と同様、人事院勧告により現在の支給月数、年間で4.45月から4.30月に引き下げる勧告でございます。6月の期末手当につきましては支給済みでございますので、12月の支給月で0.15か月引き下げる改定でございます。

また、その下でございます第14条の2第3項につきましては、再任用の職員に関する改定でございます。現在の支給月数は100分の130でございますが、こちらを年間の支給月数で100分の120に改めるものでございます。こちら6月につきましては既に支給済みでございますので、12月の支給月でこの分の調整を図るものでございます。

続きまして、改正条例第2条の関係でございます。こちらにつきましては、令和4年4月1日以降の支給に関しまして、6月、12月の支給をそれぞれ平準化するためでございます。一般職の職員につきましては、先ほどのご説明と同様、6月、12月、それぞれ2.15月に改めるものでございます。

第14条の2第3項の関係につきましては、こちらが再任用の職員の関係でございます。こちらにつきましては、再任用の職員100分の120に変更になりますので、こちらを平準化するために改定をするものでございます。

以上、誠に雑駁ではございますが、議案第84号の説明といたします。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

阿部議員。

○14番（阿部弘明議員） 14番、阿部弘明でございます。よろしくお願いいたします。

まず、お聞きしたいのですけれども、この間、10月1日より最低賃金が埼玉県では956円というふうに引き上げられたわけですけれども、これに合わせ、要するに初任給になると思いますがけれども、今、この最賃についてそれに引っかけられるような職員の方はいらっしゃるでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 小柳総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、阿部議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

最低賃金の改定につきましては、先ほど阿部議員さんの言葉どおり、12月1日から改定ということでございます。滑川町の職員につきましては、会計年度任用職員の方で、時間給当たりこの最低賃金を下回ってしまう方がおります。こちらの職員に対する対応といたしましては、会計年度任用職員も現在町の一般職の給料表の中での格付ということになっておりますので、格付を上昇させるという対応ではなくて、時間給、最低賃金の時間給まで、その給料表の中で引き上げるというような対策を講じている予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質疑願います。

○14番（阿部弘明議員） 一般職のその方の賃金で、最低賃金を下回る方はいらっしゃるのですか。

○議長（瀬上邦久議員） 小柳総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、阿部議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

一般職の職員に関しましては、最低賃金を下回る職員はございません。先ほど申しましたのは、会計年度任用職員さんの部分でございます。先ほどの繰り返しになりますけれども、会計年度任用職員さんにつきましても、一般職職員の給料表の中での格付ということになります。その給料表の格付の位置によっては、最低賃金を下回ることが生じてしまうということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質疑願います。

○14番（阿部弘明議員） 今、お答えいただきましたように、そういったように、公務員の給与については最賃の適用外というような形に、そういったようになっているのだというふうに思うのです。このように非常に公務員の労働については労働基準法に該当しないというか、労働法制の適用外というようなことで、その代償として人事院勧告という形がつけられているのではないかなというふうに思うのです。ですから、この労働基本権が制約されることについての代償措置だというふうに思うのです。ということであれば、労働条件を上げる際に、当然、労働条件をよくすると、そのための措置ではないかなというふうに思うのですが、それが今回このような形で一方的な不利益変更させられるということについて、要するにこの人事院勧告制度そのものについて、どのようにお考えになっているのでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 小柳総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、阿部議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

人事院勧告の制度につきましては、先ほど阿部議員さんがおっしゃいましたとおり、私たち公務労働者につきましては、労働する条件等様々な制約がございますので、労働基本権の代償ということで国が勧告をしているものでございます。

人事院勧告のこの勧告の中身につきましては、ご承知のとおり、国が民間企業の企業実態等を調査した中で、毎年勧告を出しております。これについては、基本給を含めまして、期末手当等も含めた年間支給額ということで、官民の比較はどのくらいあるかといったものを基に勧告を出しております。滑川町の従来の考え方というのは、現在も踏襲しておりますが、人事院勧告につきましては、滑川町は、従来よりこの勧告に基づいた制度を導入しております。また、滑川町の職員でつくります労働組合とも、この人勧の関係につきましては毎年のように協議を重ねており、本年のこの勧告の内容につきましても既に合意の協定を結んでおります。したがって、様々なご意見がある中ではございますが、町といたしましては、今後も人事院勧告を尊重しながら労働条件というところを構築してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質疑願います。

○14番（阿部弘明議員） 人事院が今回の勧告をするに当たって、この引下げ、期末手当の引下げについて述べているわけですが、その一方で、この間、非常勤職員と一般職員との格差についての是正を、処遇改善を非常勤職員については行うようにということと同時に勧告をしているのです。このことは、非常に、やはり人事院についてもそれを求めているというふうに思うのです。聞くところによると、県の非常勤職員については、会計年度任用職員については、この引下げについては、今保留していると、また幾つかのほかの自治体でもそういったようなことをやっているということも聞いておりますけれども、その辺はご存じですか。

○議長（瀬上邦久議員） 小柳総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、阿部議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

会計年度任用職員に係ります期末手当の支給に関しましては、阿部議員さんが先ほどおっしゃったように、一部の自治体、または埼玉県も含めてなのではございますけれども、引下げを今のところ予定をされてないというようなお話については、把握はしております。

以上でございます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質疑願います。

○14番（阿部弘明議員） そういことができるわけなので、町の会計年度任用職員について

もそういったようなことが必要なのではないかなというふうに思うのですけれども、その辺については検討されなかったのでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 小柳総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、阿部議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

町の中で改めてといった形での検討ということについては行ってはおりません。ただ、比企郡内等、今回の人事院勧告の関係は、国の閣議決定は出ておりますけれども、国のほうがまだ法案は通過しておりませんので、いつこれを実施するのかというところで、郡内の市町村のほうでは情報の共有化を図っております。その中で、今考えておりますのが、先ほど申し上げております会計年度さんも含めました臨時職員の一時金の取扱いについて、事務の研究会というのが比企郡市の中で組織をされております。こういった中で、改めてこれをテーマとして取り上げて、各市町村の中でどういった考えをお持ちになって取り組んでいくのかというところで、比企郡市の中で共有した取組ができればというふうに考えておりますので、今後の課題ということでご理解いただければと思いますので、よろしく願いをいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質疑願います。

○14番（阿部弘明議員） この間、職員の皆さん、非常勤の皆さんも含めて、非常事態宣言など非常に大変な中で、やはり仕事をなさってきていらっしゃるというふうに思うのです。給付金の支給などのときにも、本当に休日返上で、また自分の仕事を時間外でやらざるを得ないというような状況も含めてお聞きしております。また、今回のワクチンの問題についても、同様の、本当に枠を超えた仕事をせざるを得ないような状況がずっと続いているわけです。本当、こういうような、職員の皆さん、まさに町民にとってはなくてはならない仕事だというふうに思うのです。こういった方々の処遇が改善されないで、逆に悪くなるという、この時期に、本当に心痛む町民の方も多いのではないかなというふうに思うのです。

先ほどおっしゃってききましたけれども、人事院勧告について、それに基づいた給与改定を行ってきたというふうにおっしゃいますけれども、住民の皆さんの、逆にこれを行わなければ、反発があるのではないかと、理解が得られないのではないかとというようなお話も分からないではないのですけれども、しかしこういうときこそ、やはり自分たちの命や暮らしを守るために頑張ってくれていると、そういう職員の皆さんがいるからこそ、町民の暮らしも守れるんだというようなことを思ってもらっしゃる方もいらっしゃると思うし、そういうことを町のほうからも本当に発信していただければなというふうに思うのです。でないと、本当に頑張っているのに給料が下がってしまうのかと、将来設計どうなるのだろうというような不安を持ちながら働かざるを得ないようなことになるわけですから、本当にここは頑張ってもらいたいなというふうに思うのです。せめて、先ほ

どおっしゃっていたような、非常勤職員、会計年度任用職員の皆さんの処遇については、やはりそういう県とか他の自治体でも考えているわけですから、ここはやはりぜひ検討していただきたいというふうに思います。

ですから、今回、こういったような案については、私は賛同できかねるということを申し上げて、私の質問を終わります。

以上です。

◎発言の訂正

○議長（瀬上邦久議員） ただいまの阿部議員の質疑に対しまして、小柳総務政策課長、訂正をさせていただきますということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、議長のお許しをいただきましたので、先ほどの議案の中で説明をしたところに誤りがございましたので、訂正をさせていただきます。

一般職職員の期末手当の関係でございますが、現状、期末手当の支給に関しましては、町長、副町長、教育長とは違う月数で、現状2.55月数年間で支給をされておりますものが、2.40月数に変更になるものでございます。

この関係で、改正条例第2条の関係につきましては、一般職職員の2.40月数を6月、12月それぞれ平準化するため、2.20月数それぞれ支給するというものでございます。

また、再任用の職員に関しましてでございます。こちらにつきましては、現状、6月、12月を合わせまして1.45月の支給でございますが、これが人事院勧告によりまして、1.35月の支給になる改定でございます。あわせて、令和4年4月以降の支給につきましては、こちらの1.35月を平準化した形で、6月、12月それぞれ0.675月の支給ということになりますので、訂正をさせていただきます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（瀬上邦久議員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） これをもちまして、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより議案第84号 滑川町一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成多数です。

よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

◎日程の変更

○議長（瀬上邦久議員） ここで、議事の都合により、日程第20、発議第4号 滑川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを先に審議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 異議なしと認めます。

よって、日程第20、発議第4号を先に審議することに決定しました。

◎発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第20、発議第4号を議題とします。

提出者であります宮島一夫議員に説明を求めます。

〔1番 宮島一夫議員登壇〕

○1番（宮島一夫議員） 1番、宮島一夫です。議長の命によりまして、発議第4号につき提案理由及び内容説明を申し上げます。

令和3年11月29日

滑川町議会議長 瀬上邦久 様

提出者 滑川町議会議員 宮 島 一 夫

賛成者 同 上 北 堀 一 廣

賛成者 同 上 吉 野 正 浩

賛成者 同 上 菅 間 孝 夫

滑川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について地方自治法第112条及び滑川町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提案理由を申し上げます。

令和3年8月10日付の人事院勧告の趣旨を踏まえ、滑川町議会議員の期末手当を改定するため、滑川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定したく、本案を提出するものです。

次に、内容説明を申し上げます。

本年度の人事院勧告において、期末手当につきまして、0.15か月分引き下げる勧告がありました。

お手元の新旧対照表をご覧ください。

まず、第1条関係では、右側の改正前の期末手当を年間0.15か月分引き下げるものですが、6月につきましては既に支給済みでございます。12月の支給分に0.15か月分を減給し、100分の222.5を100分の207.5に改正し、支給するための条例改正であります。

第2条関係では、6月及び12月の支給額を平準化することから、共に100分の215を乗じた額を支給するという条例改正になります。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（瀬上邦久議員） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより発議第4号 滑川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

◎一般質問

○議長（瀬上邦久議員） 日程第19、一般質問を行います。

一般質問は通告順に行います。答弁を含む50分とします。質問形式は、対面、一問一答方式とします。議長より指名を受けた質問者は、最初から質問席につき、1回目の質問は通告した質問事項全てを一括質問します。そして、一括答弁を受けます。2回目の質問からは、1回目の質問順位に関係なく、一問一答方式とします。ただし、1回目に一括質問をしないものについては、再質問できないものとします。

◇ 吉 野 正 浩 議 員

○議長（瀬上邦久議員） 通告順位1番、議席番号13番、吉野正浩議員、ご質問願います。

〔13番 吉野正浩議員登壇〕

○13番（吉野正浩議員） 13番、吉野正浩です。議長より発言のお許しをいただきましたので、通告

順序に従い、質問させていただきます。

大きな1、観光の振興等について質問いたします。来年1月9日から、NHK大河ドラマ「鎌倉殿の13人」が放送予定となっています。比企地域にゆかりのある比企尼、比企尼の養子の比企能員、比企の尼の孫の若狭局が描かれる予定で、配役として、比企尼には草笛光子、比企能員には佐藤二郎、若狭局には鈴木京香という豪華な出演者となっています。深谷市では、NHK大河ドラマ「青天を衝け」の主人公渋沢栄一ゆかりの地ということで、様々なイベントや宣伝活動を行い、地域の活性化につなげております。滑川町も町長を先頭に大河ドラマを千載一遇のチャンスと捉え、比企地域及び滑川町の魅力を内外に発信し、地域経済の発展に役立てると日々奮闘されているものと思います。

なお、先月の18日、総務政策課の協力をいただきまして、第4回総務経済建設常任委員会において、大河ドラマを契機とした町の魅力発信事業の内部研修と比企遠宗の館跡と言われている三門館跡、泉福寺の国指定の重要文化財、木造阿弥陀如来坐像の視察を実施しました。誠に申し訳ありませんが、ここでは、また一般質問で伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

1として、大河ドラマ「鎌倉殿の13人」放映に向けた宣伝紹介事業の内容とその進捗状況について。これは、比企地域の9市町村で設立した推進協議会のものと町単独のものに分けてお答えください。

2、比企遠宗が住んでいたとされている三門館周辺における観光拠点整備の計画の有無について。

3、これは、産業振興課が所管の観光振興の施策の内容についてです。

①、観光宣伝事業の概要について。

②、観光資源の整備・開発の状況について。

③、観光協会の役割と事業内容について。

④、大河ドラマ放映に向けた観光振興の取組について。

大きな2、道路整備についてお伺いします。1、都市計画道路「月輪・川島線」、これはつきのわ駅北口から県道ときがわ熊谷線に接続する道路としておりますが、すみません、これを訂正いただきまして、都市計画道路、月輪通り線沿いのセブンイレブンつきのわ駅北店付近から県道ときがわ熊谷線に接続する道路と訂正いたします。この未整備区間、これは嵐山町部分なのですけれども、その整備の進捗状況について、事業主体は嵐山町となりますが、どのような状況なのかお伺いします。

2、県道ときがわ熊谷線の橋梁部分における片側歩道の整備推進について。現在、町内における県道ときがわ熊谷線の橋梁部分の片側歩道は、スズキ自動車脇の大木橋と水房ふれあい広場脇の上市野川橋です。大木橋については実施の計画が策定されたとのことですが、上市野川橋についてはどうなのか。またあわせて、関越高速道路付近までの歩道整備がされていませんけれども、どのような状況なのか伺います。

なお、ここは中学校の自転車通学路に当たります。県道に片側しか歩道がないため、関越高速道の側道を利用する方は県道を横断しなくてはならず、朝の交通量の多いときは、町の交通指導員さんが時々交通誘導をしているとのこと。

3、幹線町道の整備について。

①、町道253号線、これは通称羽水道路と言うらしいのですが、その水房ふれあい広場隣接区域歩道を含めた道路拡張について。これについては、整備に向けて一部土地の買収も済んでいるということをお聞きします。ただ、家屋の移転等の問題があるとも聞いております。状況を伺います。

②、町道228号線、これは水房ふれあい広場脇の交差点から、嵐山町、川島、太郎丸方面への接続道路の改修整備についてです。通称羽水道路は、マイクロバス以外の大型車は通行禁止となっておりますが、この町道は大型車通行可能となっており、幅員が狭いところで4.5メートルぐらいしかないため、乗用車のすれ違いがいつぱいの状況で、大型車が入ってくると、どちらかがストップして待つような状況です。嵐山町部分の整備は終わっていますが、本町部分は未整備です。今後の整備計画を伺います。

③、町道109号線「宮小・水房線」の改修整備についてです。この道路は、小学校への通学路にもなっており、歩道と車道はプラスチックの支柱ポールで区切られたもので、通学路の安全を考えると危険性があります。また、新たに歩道を確保したことで、幅員が狭くなり、乗用車がすれ違えない箇所もあります。今年の6月に千葉県八街市で下校中の小学生がトラックにはねられ、5人死傷する事故が発生しました。通学路の安全対策も含め整備が必要と考えます。考えをお聞かせください。

④、今ほど質問しました①及び②の整備計画は、第5次滑川町総合振興計画基本構想・前期基本計画、これは2016年から2020年までですが、には位置づけられていましたが、後期基本計画では計画がなくなっています。その理由をお伺いします。

4、過去5年間の款8土木費、項2道路橋梁費、目3道路新設改良費の支出額の推移と近隣自治体との比較をお願いします。

以上で1回目の質問といたします。よろしく申し上げます。

○議長（瀬上邦久議員） それでは、順次答弁を求めたいと思います。

質問事項1、観光の振興等についてのうち、1、大河ドラマ「鎌倉殿の13人」放映に向けた事業の内容とその進捗状況について。2、比企遠宗が住んでいたとされる三門館跡周辺における観光拠点整備の計画の有無について。3、観光振興の施策の内容のうち、大河ドラマ放映に向けた観光振興の取組について。質問事項2、道路整備についてのうち、3、幹線町道の整備についてのうち、④、上記①及び②の整備計画は、後期基本計画では計画がなくなってしまった。その理由を小柳総務政策課長に。

質問事項1、観光の振興等についてのうち、3、観光振興の施策の内容についてのうち、①、観

光宣伝事業の概要、②、観光資源の整備・開発の状況について、③、観光協会の役割と事業内容についてを服部産業振興課長に。

質問事項2、道路整備についてのうち、1、都市計画道路「月輪・川島線」未整備区間の整備推進について、2、県道ときがわ熊谷線の橋梁部分における片側歩道の整備推進について、3、幹線町道の整備についてのうち、①、町道253号線の道路拡張について、②、町道228号線の改修整備について、③、町道109号線の改修整備について。4、過去5年間の道路新設改良費の支出額の推移と近隣自治体との比較を稲村建設課長にそれぞれ答弁願います。

初めに、小柳総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、吉野議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

NHK大河ドラマ「鎌倉殿の13人」の放映が年明け1月9日から始まります。ご承知のとおり、この大河ドラマに登場する重要な人物、比企尼、比企能員等は、本町にゆかりの深い人物であり、また広く比企郡市に関連することから、昨年12月19日、滑川町をはじめとします比企郡市の市町村は、歴史的資源が豊富な比企市町村の魅力を県内外へ広く情報発信し、誘客宣伝及びにぎわいの創出により地域の活性化を図ることを目的に、大河ドラマ「鎌倉殿の13人」比企市町村推進協議会を立ち上げ、吉田町長がこの協議会の会長を務めております。

また、この推進協議会とは別に、滑川町をはじめとします構成市町村はそれぞれ独自での事業展開を行っております。この場では、推進協議会で行っております事業と滑川町で独自で行っております事業を併せてお答えをさせていただきます。

初めに、大きな1、観光の振興等についてのうち、1、大河ドラマ放映に向けた宣伝紹介事業についてでございます。推進協議会では、本年度から構成します9市町村の負担金と埼玉県ふるさと創造資金補助金を活用し、全体会議の中で決定されました地域活性化を目的とする事業を展開しております。事業の内容といたしましては、誘客宣伝事業といたしまして、1つは、比企の歴史リーフレットの作成、2つ目として、ポスターの製作、3点目として、のぼり旗の展示、4点目として、比企市町村広報リレーの4点でございます。

また、地域振興事業といたしましては、1、自治体PRチラシの作成、2、キャラクターシールの作成、3、フライヤーラリーの開催の3点でございます。事業の進捗状況でございますが、誘客宣伝事業のリーフレット、ポスター、のぼり旗につきましては事業完了しており、役場の入り口にも掲示してあるのでご覧になったと思うのですけれども、そちらでございます。市町村の広報リレーにつきましては、現在も毎月継続して実施しております。

また、滑川町独自の事業といたしましては、この後答弁させていただきます和泉三門館跡周辺の整備のほか、東武東上線森林公園駅北口広場に比企尼をモチーフとした誘客宣伝の看板を設置する予定のほか、町独自ののぼり旗の製作等を計画しております。

地域振興事業につきましては、協議会としてフライヤーラリーを中心とした事業展開を行う予定で、年明けの1月下旬に開始をする予定でございます。

続きまして、ご質問の2、和泉三門館跡周辺の整備について答弁をさせていただきます。三門館跡周辺の整備につきましては、滑川町単独の事業といたしまして、こちらも埼玉県ふるさと創造資金補助金を活用し、事業を計画しております。計画では、館跡周辺に案内板を設置する予定で、近隣、町民への皆様への説明会は既に終了し、1月末日までの設置に向け内容を再度精査しているところでございます。また、のぼり旗や横断幕、懸垂幕を作成し、跡地周辺を含め、町内に広く周知をするとともに、PRチラシにつきましては谷津田米の紹介を掲載する予定でございます。

ハード面の整備に関しましては、跡地と言われております場所が現在民地であることから、今後地元の要望等をお聞きする中で、改めて検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

続きまして、ご質問の3、観光振興施策の内容についてのうち、④、大河ドラマの放映に向けた取組についてを答弁させていただきます。ご質問の1及び2にも関連いたしますが、町としましては、今回の放映は滑川町を全国に知っていただく絶好の機会として捉えており、駅前看板、横断幕、懸垂幕、のぼり旗等を存分に活用し、誘客に努め、地域活性化を図りたいと考えております。そのためには滑川町ならではの魅力ある特産物、史跡等のさらなる観光資源が求められると考えます。議員の皆様をはじめ多くの町民の皆様のお知恵をいただきながら、継続して進めてまいりたいと考えておりますので、重ねてのご協力、ご理解をお願いいたします。

なお、大河ドラマに関します協議会及び町の事業につきましては、本定例会会期中に開催されます全員協議会で改めてご説明をさせていただく予定でございますので、よろしく願いをいたします。

続きまして、大きなご質問の2、道路整備についてのうち、④、総合振興計画に関するご質問に答弁をさせていただきます。吉野議員さんのご質問にもございましたとおり、幹線町道であります町道253号線及び町道228号線の整備計画に関しては、第5次滑川町総合振興計画基本構想・前期基本計画2016年度から2020年度でこちらはございます。こちらでは、整備計画期間として位置づけをしておりましたが、昨年度改定をいたしました第5次滑川町総合振興計画基本構想・後期基本計画、こちらは2021年度から2025年度までの計画でございます。こちらでは、計画区間から除外しております。この理由につきましては、本整備計画は該当地区、水房地区でございますけれども、圃場整備事業と併せての計画でございました。前期基本計画の計画期間中、圃場整備に関しまして地元の同意を求めておりましたが、同意を得られなかったことから整備計画を見直し、今期基本計画では除かせていただいたところでございます。ご理解をいただきますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 次に、服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、吉野議員さんの質問にご答弁させていただきます。

初めに、質問事項の1、観光の振興等についてのうち、3、観光振興の施策内容の①、観光宣伝事業の概要についてのご質問に対してですが、滑川町の主要な観光地としては町面積の約1割を占める国営武蔵丘陵森林公園があり、昨年度の観光客数を見てもと年間約71万人という人数が来園しています。また、農産物直売所でも約19万人というように新型コロナの影響を受けた時期においてもこれだけ多くの方々が滑川町に来ていただけたのが分かります。現在、産業振興課としてこの観光客である多くの方々が滑川町町内にある他の施設への見学や体験、食事等ができるようにと考え、町内施設間の波及効果が得られることを目指しております。

観光宣伝事業の概要についてですが、新型コロナの影響を受けながらの観光客誘致ということになりますと、感染拡大のおそれがあるものの地域経済安定のため、必要性や今後の観光事業の展開も考え、令和2年度に観光協会のホームページを刷新いたしました。今回の刷新で町内の関係団体のホームページとリンクさせることにより、観光協会のみならず町内の観光や農業施設へのPRにもつながっております。観光協会ホームページは、滑川町観光の入り口になるような考えで進めていきたいと考えています。

次に、②の観光資源の整備、開発の状況についてのご質問に対してですが、昨年度より第5次滑川町総合振興計画基本構想の後期基本計画がスタートいたしました。この中でも観光資源の新規開発と既存施設の発展に向けた方針を記載しております。具体例としては、既存の谷津の里事業を活用した観光客誘致を考えております。伊古の里、谷津の里では市民農園での野菜づくりや釣り堀、調理体験などを通じて、今でもたくさんの観光客を誘致できてきたと感じております。今後の構想として、各里と連携したグリーンツーリズムを推進していきます。

また、農作業体験と宿泊を融合させた農泊事業や谷津の里と連携したキャンプ場の整備等により、滑川町を楽しんでもらえるようなコンテンツを考えていきたいと思っております。

次に、③の観光協会の役割と事業内容についてのご質問に対してですが、観光協会は町内の事業所や個人の方々に会員となっていただき、現在会員数は103団体となっております。例年行っている事業を例にとると、観光写真展の開催、観光協会ホームページの更新、滑川町のゆるキャラであるターナちゃんを活用した各種イベントへの参加、ゆるキャラグッズの作成、販売を行っており、その他として滑川町への各種問合せに対する回答や調査報告になります。観光協会の役割としては、定款の中に、今回は町の産業の発展と文化の向上を寄与し、健全なる郷土の発展を図ることを目的とすると記載しております。行政が方針を示し、その方針にのっとり、観光協会が実行に移すというような役割で活動をしてまいりました。近年の観光客誘致に向けた取組は全国各地において創意工夫がされており、SNSを活用した情報発信も多く行われております。滑川町観光協会において

も創意工夫を凝らし、事業展開を行い、情報発信を行わなくてはならないと感じており、前段でもお話ししたように国営武蔵丘陵森林公園への安定した観光客を町内のほかの施設へ誘導できるような施策を講じていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 最後に、稲村建設課長、答弁願います。

〔建設課長 稲村茂之登壇〕

○建設課長（稲村茂之） 建設課長、吉野議員の質問のうち、2、道路整備について答弁をいたします。

初めに、1の都市計画道路「月輪・川島線」、セブンイレブンの交差点から県道ときがわ熊谷線に接続する道路の未整備区間（嵐山町部分）の整備推進についてでございますが、月輪一川島線は平成6年に都市計画決定がなされました。その後、総延長620メートルのうち、平成21年の月輪土地区画整理事業の完了により、滑川町分の340メートルは全て完成し、現在嵐山町分の約280メートルが未整備となっております。嵐山町に確認したところ、今後は川島地区の産業系土地利用による企業立地、商業施設の立地に合わせて都市計画道路月輪一川島線の整備も早期開通を目指して進めていくと伺っております。町といたしましても、嵐山町からの情報提供を受けながら整備の動向に注視してまいりたいと思っております。

次に、2の県道ときがわ熊谷線の橋梁部分における片側歩道の整備推進についてでございます。県道ときがわ熊谷線の滑川分には、先ほどお話があったとおり、福田地内の大木橋と水房地内の上市野川橋の2つの橋梁がございます。県道の管理を所管する埼玉県東松山県土整備事務所に歩道整備の計画状況などを確認いたしました。まず、大木橋につきましては、中学校に近く、通学路として多くの生徒が通行することから、以前より地元からの要望もありました。この箇所は、橋梁部分のみ片側歩道となっております。片側歩道のため、歩行者等は車道に出て通行しなくてはなりません。このため、現在東松山県土整備事務所において、橋梁部分の歩道整備を進めております。計画といたしましては、昨年度の令和2年度に地質調査を実施し、本年令和3年度に詳細設計を行っております。この詳細設計の結果を基に、施工方法等を決定をいたします。また、用地買収が必要となりますと、用地測量を実施し用地買収を行うこととなります。その後、工事の着手となってまいります。このようなことから工事の完成は現在のところ計画にはなっておりませんが、この工事に向けて着実に進捗している状況でございます。

次に、現在片側歩道となっております上市野川橋についてでございますが、東松山県土整備事務所では、橋梁の歩道整備及び嵐山町分の歩道整備については、現在のところ整備計画はないというような回答をいただいております。

3番目の幹線町道の整備についてのうち、①、町道253号線、通称羽水道路の水房ふれあい広場隣接区域の歩道を含めた道路拡張についてでございます。現在の未整備区間については、以前計画

を進めた経緯がございますが、道路幅員の拡幅が必要なことから地権者との用地交渉を行いました。しかし、残念ながら一部の地権者から協力をいただくことができませんでした。用地測量において、その後も何度か交渉を行いました。事業の協力が得られないことから、現在では道路拡張の計画はございません。町では新設道路改良につきましては、限られた予算の中で危険度や緊急性などを考慮しながら事業を進めております。事業箇所の選定につきましては、地権者をはじめ、関係する地域住民等の賛同を得た上で地域住民の総意として要望をいただき、事業に着手しているところでございますことをご理解いただきたいと思います。

次に、②の町道228号線（水房ふれあい広場協交差点から嵐山町川島・太郎丸への接続道路）の改修整備についてでございます。町単独での道路整備には、用地の確保や費用等で非常に難しい課題がございます。先ほど総務政策課長からも話があったとおり、この地域では以前より圃場整備の話があり、圃場整備などと一体となって道路整備を行うことが有効であります。建設課としても現在整備計画はございませんが、今後の圃場整備の状況等を見極めながら対応してまいりたいと考えております。

どうか地権者をはじめ、関係者の皆さんの同意を得た上で、地域住民の総意として要望をいただければ改めて検討してまいりたいと思います。

③、町道109号線「宮小・水房線」の改修整備についてでございます。

町道109号線は旧県道深松線、現在町道159号線となっておりますが、ここを起点として宮小の下、また水道タンクを通り、県道ときがわ熊谷線の手前の旧県道までの区間となっております。この区間の滑川幼稚園から西に向かい、県道までの区間は、計画当時から現在も住宅がほとんどないため道路整備に至っておりません。この区間はガードレールやポール等の安全施設を整備したことによって歩行者と車の分離を図っており、歩行者の安全を確保しております。

また、現在では周辺の地権者の多くが町外であり、また、道路の北側には太陽光発電設備も設置されていることから今後の道路整備は難しくなっているのが現状であります。

次に、4番目の過去5年間の款8土木費、項2道路橋梁費、目3道路新設改良費の支出額の推移と近隣自治体との比較についてでございます。道路新設改良費としては、主として町道の舗装新設工事、町道道路改良工事、町道の側溝整備工事等があり、工事だけではなく測量等も含まれております。

まず、滑川町の平成28年度から令和2年度までの5年間の道路新設改良費でございますが、平成28年度は1億3,639万円、平成29年度は1億5,597万円、平成30年度は1億1,263万円、令和元年度は6,968万7,000円、令和2年度が4,748万1,000円となっております。年平均1億443万円程度となります。主なものは平成28年度から平成30年度までが伊古地内の嵐山町へ通じる町道103号線の道路改良工事を継続的に実施したものであります。令和元年度、令和2年度では羽尾十三塚地区の旧鉄道敷の町道9303号線、また和泉船川の町道4026号線の道路改良工事を実施いたしました。

次に、近隣自治体との比較でございますが、比較的人口また予算規模の近い自治体として嵐山町、吉見町、鳩山町の令和元年度、令和2年度の直近の2年間の状況をお伝えさせていただきます。嵐山町では、令和元年度が1億2,801万円、令和2年度が1億1,143万円です。ときがわ町では、令和元年度が1,678万円、令和2年度が4,592万円となっております。鳩山町では、令和元年度が1億8,267万円、令和2年度が1億7,349万円となっております。こういった近隣の状況となっております。

現在の全国的な道路整備の傾向といたしましては、平成24年12月25日に発生した中央高速道の管子トンネル天井板崩落事故をきっかけに、国、県等の補助金関係も含めて道路事業については道路の新設改良から道路の維持管理へと全国的にもシフトしております。滑川町においても舗装補修や橋梁修繕といった維持費が年々増加しております。先ほどの3町においても、道路施設改良費が減少し、道路維持費が増えているのが現状であります。こういった傾向は今後も続いていくというふうに思われます。限られた財源の中で、危険性、緊急性を考慮するとどうしても道路の維持に重点が置かれてしまうことにご理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 吉野議員、再質問願います。

○13番（吉野正浩議員） ありがとうございます。再質問させていただきます。

観光の振興等について、まずお伺いします。大河ドラマが放映されたことによりまして、また町とか比企郡の中で宣伝PRすることによりまして、来訪者が相当増えてくるのではないかと想定されます。その中で、和泉の三門館跡へこの前ちょっと行ってきましたが、今後、地元の人と話し合いを和泉の人としたということなんですが、駐車場も全くなくて、そういったある程度来た方を迎えるような整備が今後されるのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思っております。

○議長（瀬上邦久議員） 小柳総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、吉野議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

ご承知のとおり、和泉の三門館跡周辺につきましては、その跡地があったところというのはかなり山の奥のほうでありますし、また幹線道というか、町道通っておりますけれども、駐車場がないというのは吉野議員さんのご指摘のとおりでございます。 _____

以上でございます。

○議長（瀬上邦久議員） 吉野議員、質問願います。

○13番（吉野正浩議員） 分かりました。ぜひその辺を進めていていただきたいと思っております。

2点目として、ほかの役場とか見ますと、特に嵐山町なんかに行きますと、地元のそういった歴史とかそういうものがロビーにいろいろ飾られているのですけれども、今回の関係で滑川町役場の中でのそういったコーナーは設けるかどうかちょっとお聞きしたいと思ってます。

○議長（瀬上邦久議員） 小柳総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、吉野議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

関連する歴史を知るようなツールを役場もはじめとした公共施設ということで捉えさせていただきますけれども、これについては協議会で計画しております、先ほども申し上げましたフライヤーラリー、これの事業の一環として各市町村でブースを設けるという約束でございますので、今後滑川町のほうでも設ける予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 吉野議員、質問願います。

○13番（吉野正浩議員） そういったフライヤーということでコーナーを設けるということですが、同時に少しやはり盛り上がるように庁舎のほうもそういったコーナー、飾りつけ等をお願いできたらと思います。

次ですが、道路整備についてです。私もちょっと2点ほどあるのですけれども、羽水道路と羽水道路から嵐山町に抜ける道路は少し別として考えさせていただいて、羽水道路が水房のちびっこ広場のところで止まってしまっているのです。見てのとおり、ガードパイプを置いてしまって、もうもろこの買収というか、道路が整備が進んでいないともう明らかに分かる状況なのです。先ほど交渉が難航したということでお話をしたのですが、最近の状況を見ますと、もうあそこには住んでいる方いないのです。車があったから何かなと思ったら、住んでいるわけではなくて、ちょっとあまり個人的なことだから言えないのですけれども、住んではいなくて、作業をちょっとやるぐらいな形で借りるという考え方みたいなのです。だから、当時とはちょっと変わりましたので、その辺で交渉のほうを進めていってほしい。ちびっこ広場の一部分はもう買収済みということ了近所の方もみんなご存じですので、あとは移転交渉、そういったものがあるということですので、交渉ですから、これはやはりお金のかかることですから、その辺も含めて先方に提示するとかそういうものである程度あそこまでできていて空かないというのもおかしいと思うので、ちょっとその辺今後町のほうとしても検討いただきたいと思いますが、ご答弁よろしく願います。

○議長（瀬上邦久議員） 稲村建設課長、答弁願います。

〔建設課長 稲村茂之登壇〕

○建設課長（稲村茂之） 建設課長、吉野議員さんの質問に答弁させていただきます。

お話があった水房のふれあい広場までの区間の拡幅のお話だというふうに思います。お話があったとおり、地権者との協議が進んでいないというところから現在の総合振興計画からは外れており

ます。建設課としても、あそこの道路を拡幅していくと交差点にもつながってまいりますので、そういったところも含めて警察との協議も進めながら、今後の計画について再度検討してまいりたいというふうに思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 吉野議員、質問願います。

○13番（吉野正浩議員） 形上は、あそこの交差点の中で広げても対面の相手との交差点の入り方が心配されると思いますけれども、一気に狭まりますから、それはどこでもそういった地域、工事中の現場というのは、途中で道路がなくなってしまうとかそういうものも十分あり得ますので、できればこの点は交渉していただいて進めるようにお願いしたいと思っています。

それと、あと向こうの、その先の228号線、嵐山町に向かう道路の関係なのですが、私も以前は基盤整備をして、あそこ、道路の土地を生み出すというか、そういうのが一番いいなと自分では思っていました。ただ、現状、いろいろ町のほうにも相談しましたがけれども、あの規模ですとなかなか圃場整備も非常に難しいと、面積が狭いので、あと国のほうも今予算がないので、ちょっとこれは数年無理ですよということは言われたのは確かなのです。そういったことでいきますと、あともう一点は、台風19号でしたっけ、あそこが相当市野川から氾濫しまして出てしまって、あそこの整備する予定の道路のところがすっかり田んぼが水いっぱいになってしまいました。そのときに、計画ですと、多分あの道路が真っすぐ矢崎橋のほうへ行くと思うのですけれども、そうするともう既に家が3軒田んぼの中に入っています。その道路を真っすぐ行くと、その部分の調整池みたいになっていた田んぼが狭まるわけです。そうするとその3軒の家がそうでなくても床下ぎりぎりまで来たうちがありますので、そこへ道路を真っすぐ入れると、まずもう多分その中の人があればもう今度水が来たらうちかぶってしまうということで、なかなか難しい点があります。その中で、やっぱり考えたのは、現状ちょっと形は悪いのですけれども、町のほうで買収方式で少し拡幅してもらおうようなことも考えていただけないかなと実は思っています。確かに圃場を整備するのに合意が必要だということでお話は聞いていますが、やはりする前にもう補助金的には難しいよと言われてしまったらもう動きようがないものですから。

あと、もう一点は、真っすぐに道路をすると、水が今度市野川から入ってきたとき、あの3軒のうちがもう床下どころか床上まで上がってしまうような設計に多分なってしまうと思うので、なかなか両方が難しいのです。そうなる、やっぱり買収形もあるのではないかと。私も地元でもちょっと昨日会合があって、そこで少しお話をしましたけれども、持ち帰りまして、その部分についてはお話をしていこうと思っています。そういった現状でなかなか圃場整備、圃場整備って町から言われても、なかなか圃場整備してしまうと難しい点が今申し上げたとおりあります。ですから、その辺もよろしく考慮をお願いしたいと思います。先ほど言った水房のふれあい広場の脇については状況が変わりましたので、ぜひ町のほうも少し動いていただければなと考えております。

あと1点だけちょっとお聞きしたかったのですが、やはり道路整備には相当お金がかかります。そういった中で、幹線町道に対する国の補助とか県の補助というのは、まだ今現在ある程度あるのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思っているのですが、

○議長（瀬上邦久議員） 稲村建設課長、答弁願います。

〔建設課長 稲村茂之登壇〕

○建設課長（稲村茂之） 建設課長、吉野議員さんの質問に答弁させていただきます。

現在も国の、また県の補助等はございます。ただ、以前よりも補助率等々は減ってきております。そういった中で、特に新設につきましては補助率も低く、また補助メニューも今かなり限られてきているというところなんです。また、その補助をもらうためには事前に計画を立て、また調査をし、そういった中で進めていく、そういった道路に限って補助等が出てくるという状況です。単独で行うとか、またそういった小さな道路等については今ほとんど補助金がないというのが現状でございます。以上、答弁とさせていただきます。

建設課長、再度答弁させていただきます。先ほど吉野議員さんからいただいたまだ事業等が進んでいない場所等につきましては、地域の皆さんの同意をいただいて用地のほうの協力をいただけるということであれば、町のほうも前向きに考えてまいりたいというふうに思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 町長、答弁願います。

〔町長 吉田 昇登壇〕

○町長（吉田 昇） 町長、吉野議員の質問に答弁を申し上げます。

羽水道路につきましては、地元と今まで区長さんを通じていろいろ相談をしてきました。単独買収ではなかなか応じてもらえないということで、それでは圃場整備に絡めてやれば全員の皆さんから土地を持ち出すわけでございますから、そういった方式でやればできるだろうということで圃場整備と併せて、それで全員の皆さんから道路分を出してもらってやりましょうということで今まで圃場整備というものを絡ませてやってきたわけでございますけれども、現道を拡幅するということで地権者の皆さんから同意がいただければ、私はそれは実施をしてみたいというふうに思いますので、地域でその辺を十分話し合っ、現道を拡幅するということでぜひ同意をいただきたいというふうに思いますので、吉野議員には特にお骨折りをいただければ、町のほうはそれに従ってやってみようというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（瀬上邦久議員） 吉野議員、質問願います。

○13番（吉野正浩議員） ありがとうございます。第1点だけ、埼玉県事業となるとは思いますけれども、上市野川橋の歩道等、関越道路までの歩道部分について、ぜひ町長、今後とも、あそこだけが残ってしまっているのです。中学生の通学路になって、歩道を反対側に行ったりするので、必ずあそこを渡らなくては行けない。こういった状況があります。ぜひその辺も町のほうから要望し

ていただきたいと思ひます。

よろしくお願ひしまして、終わりにします。ありがとうございます。

○議長（瀬上邦久議員） 以上で、吉野正浩議員の一般質問を終わります。

暫時休憩とします。再開は午後1時とします。よろしくお願ひします。

休 憩 （午後 零時06分）

再 開 （午後 1時00分）

○議長（瀬上邦久議員） 再開します。

◇ 内 田 敏 雄 議 員

○議長（瀬上邦久議員） 引き続きまして、一般質問を行います。

通告順位2番、議席番号12番、内田敏雄議員、ご質問願ひします。

〔12番 内田敏雄議員登壇〕

○12番（内田敏雄議員） 12番、内田敏雄です。議長のお許しをいただきましたので、発言通告書に基づいて質問させていただきます。

1番、浄化槽設置事業の進捗について。滑川町では、循環型社会形成推進交付金事業の実施に当たり、平成23年から5か年計画で循環型社会形成推進地域計画を策定し、国の補助金制度を活用した事業を推進してきました。その後、滑川町浄化槽設置事業経営戦略によれば、年間10基程度の設置となっています。

- ①、整備区域の世帯数と人口はどのくらいになりますか。
- ②、当該区域における現在の普及率はどのくらいになっていますか。
- ③、水洗化率はどのくらいですか。
- ④、経営戦略では100%を目標にしていますが、進捗状況はどのくらいですか。
- ⑤、未整備の多い区域の問題点は何ですか。

2、2025年問題について。2025年問題とは、団塊世代が75歳以上の後期高齢者となるため社会保障費の負担増加が懸念されている問題をいいます。日本の人口の4分の1が後期高齢者となるため、少子高齢化社会が一気に加速すると予測され、あらゆる分野に大きな負担がかかるとされる2025年問題は間近に迫った問題です。昨年も質問させていただきましたが、町としての5年後、10年後の状況を見据えて高齢者の支援について質問させていただきます。

①、環境づくり（外出のしやすさ、住居の確保）について、高齢者のアクセルとブレーキの踏み間違い等による誤発進による痛ましい事故のニュースが後を絶ちません。高齢者ドライバーの運転免許返納について日常生活の足の確保は議論になっています。どのような考えを持っているか伺います。在宅からケア施設への切替えについての支援はどうなっていますか。

②、健康づくり、介護予防について、健康寿命延伸に向けた健康づくりと介護予防の一体的な推進やライフステージに応じたフレイル予防の普及啓発、楽しみを起点とした健康・生きがいづくりの推進が必要と思いますが、どのように考えていますか。

③、高齢者の見守りや生活支援について、医療、看護、介護のネットワークは必須条件となると思います。地域包括ケアのシステムについてどのようなビジョンを描いているのですか。

④、多くの住民が地域包括ケアシステムの存在、またそれが何であるかを知る機会がないのが現状です。最近は近所とのつながりが希薄になっている傾向もあり、近所での声かけや見守りが十分でないことも問題とされています。今後は、地域包括ケアシステムの存在を周知していくこと、さらに近所で助け合うことの大切さを知ってもらうことが必要と考えますが、町の対応はどうなりますか。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（瀬上邦久議員） それでは、順次答弁を求めたいと思います。

質問事項1、浄化槽設置事業の進捗についてを関口環境課長に、質問事項2、2025年問題についてを木村健康福祉課長に。

初めに、関口環境課長に答弁願います。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、内田議員さんのご質問、浄化槽設置事業の進捗についてのご質問に答弁をいたします。

まず、町の公設浄化槽事業ですが、滑川町では平成24年度より町設置型の公設浄化槽事業を開始し、単独浄化槽、またはくみ取便槽から合併浄化槽への転換を重点的に進め、平成28年度から古い合併浄化槽から新しい高度処理型合併浄化槽への入替えも適用しております。公設浄化槽事業は、個人設置の浄化槽では管理責任が設置者個人となるため、管理に個体差があり、法定検査受検率にばらつきが生じてしまうなどの問題がございます。このため、町による浄化槽の設置と維持管理を実施し、用水域等の水質保全や生活環境の改善を図ることを目的としております。

それでは、ご質問の①、整備区域の世帯数と人口ですが、数値については本年度の11月が基準となっております。浄化槽整備区域の世帯数は1,007世帯、浄化槽整備区域人口は4,020人。

続いて、②の普及率ですが、浄化槽整備区域内における全排水施設、合併浄化槽及び単独浄化槽、くみ取槽1,007基に対します公設浄化槽設置数166基の割合は16.4%でございます。

続いて、③の水洗化率ですが、区域内の全排水設備、合併浄化槽、単独浄化槽及びくみ取り1,007基に対する合併浄化槽631基の割合は62.6%でございます。

続きまして、④の浄化槽経営戦略における進捗状況ですが、この場合の進捗率は、浄化槽整備区域内の人口4,020人に対する公設浄化槽人口536人の割合となります。進捗率は13.3%でございます。進捗率100%達成とは、浄化槽区域の全ての浄化槽が公設浄化槽に置き換わることを表しております。

す。繰り返しになりますが、③でお答えしたとおり、区域内の合併浄化槽の水洗化率または普及率は62.6%でございます。

続いて、⑤の未整備の多い区域の問題点でございますが、浄化槽区域は高齢世帯が多く、現状では単独処理浄化槽であっても使用できるため、不便を感じないまま、また費用負担の面で懸念される方もいらっしゃいます。国、県、町の補助により、浄化槽本体費、または本体以外の配管費、処分費の補助がございます。しかし、公設浄化槽の単体設置の10%の費用負担、また単独槽、またくみ取りからの転換者に対して浄化槽本体以外の配管費、処分費を最大50万円補助しております。それでも、その方の敷地の状況によりましては数十万円の個人負担をする費用がかかる場合がございます。このため、自己負担額と公設浄化槽の使用期間を比較した上、公設浄化槽を設置せず、既存の排水施設を使用する方もいらっしゃいます。

町では、今後も国、県の補助を最大限に活用し、単独浄化槽、くみ取便槽の利用者が公設浄化槽に入れ替える際の費用負担軽減や水洗化による環境保全の周知に努め、水洗化率の向上に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 次に、木村健康福祉課長、答弁願います。

〔健康福祉課長 木村晴彦登壇〕

○健康福祉課長（木村晴彦） 健康福祉課長、内田議員のご質問に答弁させていただきます。

初めに、①の環境づくり（外出しやすさ、住居の確保）につきまして、高齢者における日常生活の交通手段の確保として、在宅からケア施設への切替えの支援についてでございますが、まず高齢者の日常生活の交通手段につきましては、ご指摘のありました埼玉県警察で実施しております高齢者ドライバーの運転免許証自主返納支援といたしまして、シルバーサポート制度がございます。運転免許を自主返納等をして、申請により交付を受けた運転経歴証明書を提示することで、タクシー料金の割引等、様々な特典が受けられることとなっております。

一方、滑川町におきましては、平日の月曜日、水曜日、金曜日の3日間、デマンド交通を運行してございます。会員登録者数は616名となっております。なお、本年度につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種に伴う高齢者の交通弱者対策といたしまして、6月から8月の3か月間につきまして平日の月曜日から金曜日運行を実施させていただきました。6月につきましては、運行件数362件のうちワクチン接種でのご利用が103件、7月につきましては、338件中104件、8月につきましては265件中16件のご利用がございました。今後もより一層の充実と町民の方へのさらなる周知を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、在宅からケア施設への切替えということでございますが、単身高齢者世帯、認知症世帯の方がこれまでは不自由なく生活ができていたところ、徐々に体が弱ってきて、在宅での生活が困難になり、訪問系サービス、通所系サービス、さらには入所系サービスを受ける場合の手順等

についてご説明をさせていただきます。

在宅での生活が困難になってきた場合、まず初めに健康福祉課内の地域包括支援センターへご相談いただきたいと思います。本人の状態により、在宅介護支援センターによる定期見守り訪問サービスを受けることができます。一方で、一般介護予防事業といたしまして、高齢者向けの各種教室をご案内させていただきます。加えて、社会福祉協議会で実施しております地域支え合いサービス、給食サービスのご案内、さらに緊急時ボタンを押すだけで消防署へ通報され、救急車を要請できる緊急通報システムの設置もご案内をいたします。また、介護予防・日常生活支援総合事業による基本チェックリストにより、総合事業対象者となった場合につきましては、訪問系サービス、通所系サービスが受けられることとなります。さらに、家事や身支度等の日常生活に支援が必要であり、特に介護予防サービスが効果的な状態になった場合や、寝たきりや認知症等で常時介護を必要とする状態になった場合には、介護の必要度合いに応じたサービスを受けるための介護保険の申請支援をさせていただきます。

続きまして、②の健康づくり、介護予防についてでございますが、初めにフレイルの予防に関しまして、フレイルとは健常から要介護へ移行する中間の段階と言われておりまして、具体的には加齢に伴い筋力が衰え、疲れやすくなり、家に閉じ籠もりがちになるなど、年齢を重ねたことで生じやすい衰え全般を指してございます。高齢者の多くの場合、フレイルの時期を経て、徐々に要介護状態に陥ると考えられております。しかし、適切に支援を受けることで健常な状態に戻ることができる時期とも言われております。これらのフレイルを予防するため、滑川町で実施しております健康づくり事業、介護予防事業の現状につきまして、ご説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、各課、局で様々な事業が実施されております。健康づくり課で所管しております第3次滑川町健康づくり行動計画では、行動宣言を踏まえ、みんなが健康で長寿の町を基本理念に、健康長寿の延伸を基本目標として町民一人一人が健康で生きがいのある豊かな人生をより長く送ることができるよう、計画に基づき、各種健康づくり事業を進めております。この計画を受けまして、町の地域包括支援センターでは高齢者向けの教室といたしまして、保健師による血圧測定、健康相談と健康運動指導士による介護予防体操など年間を通じて実施しております。高齢者の運動機能向上等を目指すとともに、同年代の仲間との交流を図り、閉じ籠もりを予防するため様々な介護予防教室を行っております。内容は、腰痛予防改善教室、頭の体操、折り紙教室、いきいき健康体操、筋力づくり教室等がございます。

次に、教育委員会事務局で実施しております寿学級でもパドル体操、タオル体操、新聞棒キャッチ運動等を実施し、高齢者の生涯学習として元気で生きがいのある充実した生活を目指すことを目的として開催しております。さらに、社会福祉協議会では、70歳以上の高齢者を対象に介護予防、生きがいづくり、ひきこもり予防を目的に、ストレッチや筋トレを中心とした健康体操、ゲーム、合唱、お茶飲みなど楽しい時間を過ごすことを目的としてふれあいいきいきサロンを開設しており

ます。

このように町では、健康づくり行動計画に基づき、各事業が連携を取りながら、町内に暮らす人、グループ、地域、行政が一体となって生涯を通じて健康で安心して暮らせるまちづくりを進めているところでございます。内田議員ご指摘の楽しみを起点とした健康生きがいづくりにつきましても、現在の支援及びサービスの利用者の皆様の声を聞きながら、さらに進んだ支援、サービスを目指し、先進自治体の事例等も参考にしながら検討させていただければと考えております。

続きまして、③の高齢者の見守りや生活支援、さらに地域包括ケアシステムのビジョンにつきましてもでございますが、内田議員ご指摘のとおり団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、医療と介護や必要な状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援等が一体に提供される地域包括ケアシステムの構築が必要であるとされております。滑川町における地域包括ケアシステムの構築に向けた基盤整備といたしましては、地域包括支援センターを介護予防マネジメントの拠点として位置づけており、高齢者及び家族への総合的な相談、支援など高齢者の地域生活を支える上で幅広く整備することが必要であると考えております。

滑川町における現在の高齢者の見守り事業といたしましては、高齢者が家族や地域社会から孤立することを防止し、日常生活における問題を早期に発見することで住み慣れた地域で安心した生活を確保することを目的として、民生児童委員協議会、区長会、老人クラブ連合会等様々な各種機関の方々を構成員とした滑川町高齢者見守りネットワークが構築されております。役割といたしましては、ネットワーク構成員の方に要援護高齢者を発見した場合は、地域包括支援センターに連絡をお願いするものでございます。さらに、避難行動要支援者登録制度も運用してございます。こちらにつきましても、平常時における地域の中での見守りと災害時には近所の避難支援者等関係者における安否確認や避難誘導など互助の精神で支援を行う制度でございます。登録をされている方の名簿情報は平常時より自治会や地域の自主防災組織、民生委員、埼玉県警察に提供してございます。現在942名の方が登録されております。さらに、9月定例会においてご承認をいただきました認知症高齢者等見守りシール交付事業を開始しております。11月から全戸回覧、ホームページ等で周知をし、現在1名の方の登録をいただいたところでございます。また、先ほども触れましたが緊急通報システムも運用してございます。現在44名の方のお住まいに設置しております。

一方で滑川町における具体的な高齢者の見守り、生活支援を進める中で多職種の連携による切れ目のないケアの提供が求められております。高齢化とそれに伴う疾病構造の変化を背景に、今後は特に医療ニーズの高い方の在宅医療の継続、さらにはそれらを支える家族等を支援するための体制構築が求められております。現在、比企地区においても在宅医療・介護連携推進協議会を設置して、医療と介護の両方を必要とする高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するため、必要な支援体制の構築に係る方策

等を協議しております。また、協議会とは別に、比企地区在宅医療連携拠点として、比企医師会と委託契約を締結しており、在宅医療・介護連携のための相談窓口の設置、患者の退院支援、相談対応等を実施していく中で、比企地区内の他職種が連携をしながら滑川町における地域包括ケアシステムの姿が現れるよう進めてまいりたいと考えております。

最後に、④の地域包括ケアシステムの町民の方への周知方法でございますが、先ほども触れましたが、比企地区在宅医療・介護連携協議会において、医療と介護の連携の課題抽出と資源の把握、関係従事者の研修及び地域住民への普及啓発事業に取り組んでおります。取組事例を中心とした講演会の開催及びチラシ、ポスターも作成しております。さらに、比企地区内の医療機関や介護事業所の場所や空き情報等を確認できるサイトとして、比企地区在宅医療・介護情報検索システムを開設しております。比企地区介護情報で検索できますので、ぜひご覧いただければと思います。これらの資源を把握し、さらにきめ細かく町民の方への周知の実施を行っていきたいと考えております。

以上、答弁させていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 内田議員、再質問願います。

○12番（内田敏雄議員） まず、浄化槽設置事業のほうから再質問させていただきます。

私の印象では、非常に進捗状況が遅いという感じがしているのですけれども、その問題点としてちょっとよく聞き取れなかったところがあってあれなのですけれども、例えば2019年に浄化槽法の一部改正があって、市町村によっては特別指定地域みたいなのを設置してやっていたらとこころがあると思うのですけれども、その辺滑川町はどう考えていますか。

○議長（瀬上邦久議員） 関口環境課長、答弁願います。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、内田議員さんのご質問に答弁いたします。

この質問、浄化槽法の改正のところの先ほどの質問の内容がちょっとはつきり分からないのですけれども、滑川町のほうの浄化槽補助なのですけれども、通常の補助対象になっているところよりも若干割合のほうは埼玉県内でも高くなっておりまして、それは荒川水系のほうの水質を向上するために、若干その補助率というのが高くなっているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（瀬上邦久議員） 内田議員、質問願います。

○12番（内田敏雄議員） 合併浄化槽がまだ設置されていないお宅とかそういうところを具体的には把握はされていないのでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 関口環境課長、答弁願います。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、内田議員さんのご質問に答弁いたします。

合併浄化槽を導入していない、単独槽とあとくみ取りについては町のほうで、くみ取りについて

は調査等ははっきり分からないので、一応滑川町の町内でくみ取り等をやっておる業者がおりますので、その業者のほうから年間は何件契約してくみ取りをしているというような内容のことを把握しておりまして、現在は町のほうで把握しておりますのは、浄化槽整備区域の中では先ほど全部で1,007という話をしましたけれども、その内訳としますと、合併浄化槽が631、そのうち公設浄化槽は今年の11月までですと166基ということで、単独については210基、それ以外がくみ取りが166ということで、一応町のほうでも単独であるとかくみ取り槽をお使いの方に対しては個別に転換とか入替え等をするような形でお話をしているのですけれども、なかなか先ほど答弁したように、やっぱり高齢世帯が多いところで全く費用かからないというわけではございませんので、ある程度の費用負担もありますと、現状で単独槽であっても使えるという状況で、なかなかそこまで踏み切れないという状況があると思います。

以上でございます。

○議長（瀬上邦久議員） 内田議員、再質問願います。

○12番（内田敏雄議員） 浄化槽法の改正というのが合併浄化槽の普及を目的にしているというふう聞いていますのですけれども、そういう働きかけみたいなものは町としてはやらないで地域がやる、個別なりに働きかけというのはしていないのでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 関口環境課長、答弁願います。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、内田議員さんの質問に答弁いたします。

浄化槽の改正のほうで一部浄化槽台帳というのを作る、今後、それは主に県のほうがやるのですけれども、ただ県のほうが全ての市町村の内容を把握しているということはございませんので、町のほうでもその浄化槽台帳作成に当たって、先ほど言ったように個別にくみ取り等を行っている事業者のほうの聞き取り等を行って、滑川町内で何件、くみ取りなんかですと毎年定期的にやるというよりも、何年かの中で1回、2回をやっているようなところもありますし、結構頻繁にやっているとところもありますので、一応登録されているというか、何件そういったことにしているかということ把握しまして、今後その整備、浄化槽台帳の正確な整備していく、埼玉県の中で令和7年に向けて水洗化率100%というのを目指しておりますので、それに沿って町のほうも協力していきながら実際にそういった現在くみ取りをされている方とか単独浄化槽を使っている方を正確に把握して、その方にいろいろ働きかけ等をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（瀬上邦久議員） 内田議員、質問願います。

○12番（内田敏雄議員） 近隣では、鳩山と寄居町が特別指定地域というのを設置して普及を図っているというふう聞いていますのですけれども、どういうふうなやり方をしているのかというような情報はお持ちですか。

○議長（瀬上邦久議員） 関口環境課長、答弁願います。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、内田議員さんのご質問に答弁いたします。

鳩山とときがわのほうで、私のほうはちょっと手元に資料がございませんで、内容について正確に理解しておらないのですけれども、それについてなかなかちょっと答弁はできないのですけれども、滑川町としては、先ほど言ったように特別というわけではないのですけれども、今年度から通常の補助のほかに困難工事、例えば実際に浄化槽を設置するに当たって岩板であるとか、また管渠というか、管を延ばすのに当たって費用がかかる部分については20万円を増額するというような形のその困難工事について、通常の補助のほかに20万円の上乗せをするような形の補助は今年度から実施はしております。

以上でございます。

○議長（瀬上邦久議員） 内田議員、質問願います。

○12番（内田敏雄議員） 続きまして、次の2025年問題について再質問させていただきます。

2025年問題、日本は超高齢社会に突入しているというふうに言われていまして、その中で例えば私が前に読んだニュースによれば、2019年に医療費は2兆円ぐらいかかっていたのが、2025年になるとそれが5兆円ぐらいになると言ったかな、5兆円ではないな、医療費としての給付が2019年で12兆円だったのが、2025年には54兆円ぐらいまで膨らむというふうなニュースを読んだことがあるのですけれども、要はやっぱり年齢が上がればどうしても医療費はかかる。絶対的なお金がかかるわけで、例えば消費税が1%で2兆円と言われている。消費税を1%上げると2兆円が税収として増えるというふうに言われていますので、そういう現実から見ても54兆円というのはものすごい金額になるわけです。それは、もう町の行政でどうなる問題でもないので、大枠としては国のほうの政策にかかってくると思うのですけれども、私が町に伺いたいのは、そういう中において個別の問題が実際に町民にとっての生活というのは、町の行政と結びつく、町の行政は町民の生活を守るためのものというふうに思うので、それ厳しい現実の中で挑戦、町の行政がどこまでできるのかなというのが聞きたい一番の内容なのですけれども。

まず、1番目の高齢者の足の問題、当然、人間年を取れば運動神経も鈍くなるし、車の免許もやっぱり返納を早めに考えたほうがいいという、その意見は当然のことだと思うのですけれども、現実には生活の足がなくなるということを思えば、やっぱり免許を返納しづらいというのはあると思うのです。その中で、今デマンド交通ですとかそういうものでできるだけお年寄りの足の確保というものを考えてはいるわけなのですが、お年寄りが増えてくると、例えば自分で買物に行けたのが買物に行く足がなくなると、そのときにどうするのだということです。具体的には、例えば車の運転免許を返すぐらいですから、自転車なりあるいはまだ、自転車といってもタイヤが3つある三輪車みたいなものだったら十分乗れるだけの元気はある、そういう方に対して何か足の確保の補助を

するとか、そういうのが町政としてできるのかなって、小さな話ですけども、そういう点をちょっとお聞きしたかったのです。元気な人が、車を運転していた人が車を運転できなくなったとき、町としてどういう対応ができるのか。

そこからもう一つ、独りで生活、例えば今、前回の質問のときにも聞いたのですけれども、高齢者の独り暮らし、あるいは高齢者だけの2人暮らし、そういう家庭において自分たちで全ての生活が賄える生活をしていたのが段々できなくなっていく。そういうときに、例えばそういう施設に入ればちゃんとケアはしてもらえるようになるわけですけども、その移るところを行政としてどういう手助けができるのかなというそこら辺の考え方をお聞きしたかったのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 木村健康福祉課長、答弁願います。

〔健康福祉課長 木村晴彦登壇〕

○健康福祉課長（木村晴彦） 健康福祉課長、内田議員の質問に答弁をさせていただきたいと思えます。

高齢者の方の交通の足の確保につきましては、先ほど申しましたとおりデマンド交通の運用をされておるところですが、それ以外でついこの間まではお買物に自力で行けたところ、そろそろ足の力も弱ってきて、出かけることが困難になったということでございましょうが、例えば介護予防・日常生活支援総合事業というのを実施しておりまして、高齢者の介護予防と自立した日常生活の支援ということで総合事業が展開されております。こちらにつきましては、介護認定、要支援、要介護の認定が取れていない方につきましても、基本チェックリストの項目で当てはまることになりましたら各種サービスがご利用になれます。包括支援センターの職員がご自宅にお伺いし、サービスの種類や回数を決めるケアプランの作成のお手伝いができますし、訪問系のサービス、通所系のサービスもできることとなります。

ただ、内田議員申していた自力でお買物等行ける状況にするということになりますと、デマンド交通以外ですと、ご利用されている方もいますが、電動のシニアカー等がございます。こちらについては、要介護2以上の方だと思えます。ご利用ができる、サービスを受けられるのが介護認定がないと利用できないのですけれども、単体で買いますと40万円ぐらいするものもありますし、普通にレンタルをすると2万円から3万円かかるところでございます。こちらの補助についてはほかの事例がどうやっているかちょっと確認はしておらないわけですけども、シニアカーの補助等ぐらいいかなと思われまます。ただ、こちらにつきましては、利用される方が限定されておりますので、なかなか補助には大きな壁があるのではないかなと思われまますので、そういった方につきましては総合事業のご利用をいただければよろしいのかなというふうに考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 内田議員、質問願います。

○12番（内田敏雄議員） 先ほども申し上げましたように、お金が足らなくなるということを考えてみれば、やっぱり一番町としてできることは何かというと、やっぱり予防だと思うのです。介護予防、介護予防のところは町の行政に一番期待したいところでありまして、介護予防をすることで医療費を抑えることができると思うし、多分国も同じような考えで予防に力を入れるようにいろんな活動を支援したりしているのだと思うのですけれども、そののところ、今後もっともっと予防、健康寿命と寿命の差をなくしていくという、そのところが必要になってくると思う。その辺のところはいかがでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 木村健康福祉課長、答弁願います。

〔健康福祉課長 木村晴彦登壇〕

○健康福祉課長（木村晴彦） 健康福祉課長、内田議員の質問に答弁をさせていただきます。

先ほども何点か触れさせていただきましたが、町におきましても各種予防事業を展開しております。町の包括支援センター、保健センター、教育委員会事務局、さらには社会福祉協議会等できめ細かな予防運動を実施しておるところでございます。先ほども申し上げましたが、利用者の方のご要望等に応えていきながら、さらに進んだ介護予防の支援、教室等をこれからも継続、あるいはさらに展開をしていきたいと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 内田議員、質問願います。

○12番（内田敏雄議員） 2025年問題というのは単に高齢者が増えるということの問題にしているわけなのですが、それにはいろんな問題が絡んでくるのが現実だと思うのです。例えば8050問題で、ひきこもりの子どもを年老いた親が面倒を見ていると、そういう家庭の問題。あるいは、老老介護の問題、それと独居の高齢者のやっぱり認知症の問題、あるいは認認介護と言われる認知症の方が認知症の方を介護する。そういう問題、みんなこの2025問題の中に含まれている一つだと思うのです。そういうときにやっぱり一番頼りになるのが地域包括ケアのシステムだと思うのですけれども、正直言って、地域包括ケアというのは必要になって初めて皆さん調べるとというのが現実だと思うのですけれども、調べてくれればまだいいのですけれども、調べ切れないでどうしていいかわからない、そういう方が現実にいらっしゃるようなニュースをよく耳にするのですけれども、その点、地域包括ケアの周知についてどのようにお考えになっていますか。

○議長（瀬上邦久議員） 木村健康福祉課長、答弁願います。

〔健康福祉課長 木村晴彦登壇〕

○健康福祉課長（木村晴彦） 健康福祉課長、内田議員の質問に答弁させていただきたいと思っております。

様々な介護の状況があるのは理解しておるところでございます。こちらの介護状態が自分にとってどのような状況であるかを把握するためにも窓口相談、あるいはいろいろな教室等の参加を促す必要があるかと思っております。先ほど例を挙げました比企医師会在宅医療連携拠点につきましても、様

々な住民に対する医療に関する相談を受けておるところでございます。導入部分は町の包括支援センターに相談いただければそちらにつなげることができますので、例えば体が病弱で寝たきりの老人を介護している方の往診や訪問診療をしてくれる先生方等の紹介等もできますので、そちらに相談をいただければと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 内田議員、質問願います。

○12番（内田敏雄議員） 困ったときに行政に相談してもらえる、そういうことが一番多分正解なのだろうと思うのです。それをやっぱり現実にすぐ相談できるような体制というのが情報を日頃から収集していないとできないのではないかなと思うのです。行政のほうでも情報を収集していただきたいというのを、民生委員さんなりほかのいろんな介護施設のネットワークなり、そういうものを利用することでやっぱりそういう情報収集は可能だと思うので、ぜひその点をお願いいたしまして、私の質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（瀬上邦久議員） 以上で内田敏雄議員の一般質問を終わります。

◎延会について

○議長（瀬上邦久議員） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定しました。

◎次会日程の報告

○議長（瀬上邦久議員） 明後日の12月1日、午前10時から本会議を開き、引き続き一般質問を行います。

◎延会の宣告

○議長（瀬上邦久議員） 本日はこれにて延会します。

（午後 1時46分）

○議会事務局長（島田昌徳） ご起立願います。

相互に礼。

お疲れさまでした。

令和3年第230回滑川町議会定例会

令和3年12月1日（水曜日）

議 事 日 程 （第2号）

開議の宣告

1 一般質問

出席議員（12名）

2番	高坂清二	議員	3番	松本幾雄	議員
5番	上野葉月	議員	6番	井上奈保子	議員
7番	紫藤明	議員	9番	北堀一廣	議員
10番	上野廣	議員	11番	菅間孝夫	議員
12番	内田敏雄	議員	13番	吉野正浩	議員
14番	阿部弘明	議員	15番	瀬上邦久	議員

欠席議員（1名）

1番 宮島一夫 議員

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	吉田昇
副町長	柳克実
教育長	馬場敏男
総務政策課長	小柳博司
税務課長	篠崎仁志
会計管理者兼 会計課長	木村俊彦
町民保険課長	岩附利昭
健康福祉課長	木村晴彦
健康づくり課長	武井宏見
環境課長	関口正幸
産業振興課長兼 農業委員会事務局長	服部進也
建設課長	稲村茂之
教育委員会事務局長 次	市川明浩
水道課長	會澤孝之

本会議に出席した事務局職員

議会事務局長	島田昌徳
書記	田島百華
録音	権田尚司

○議会事務局長（島田昌徳） ご起立願います。

相互に礼。

ご着席願います。

◎開議の宣告

○議長（瀬上邦久議員） 皆さん、おはようございます。議員各位には、第230回滑川町議会定例会第3日目にご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日、1番、宮島一夫議員より欠席届が提出されました。ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

（午前10時00分）

◎発言の取消し

○議長（瀬上邦久議員） ここで11月29日の吉野議員の一般質問に対する答弁について、小柳総務政策課長より発言を求められておりますので、これを許可します。

小柳総務政策課長、お願いします。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

11月29日の吉野議員さんの一般質問に対する答弁のうち、駐車場に関する答弁につきましては議事録からの削除をお願いいたします。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

◎一般質問

○議長（瀬上邦久議員） 日程第1、第1日目に引き続きまして一般質問を行います。

一般質問は、通告順に行います。

◇ 阿 部 弘 明 議 員

○議長（瀬上邦久議員） 通告順位3番、議席番号14番、阿部弘明議員、ご質問願います。

〔14番 阿部弘明議員登壇〕

○14番（阿部弘明議員） 14番、阿部弘明、質問させていただきます。よろしくをお願いいたします。

まず第1に、滑川中学の体育着変更の問題、そして子どもの貧困対策について質問させていただきます。滑川中学は体育着について、①、保護者の経済的負担の軽減のため、②として、20年たっ

ており、デザイン、着心地、機能性の面から現在のものと著しく劣っている、③として、半袖シャツは長く着ていると特に女子の下着が透けて見える傾向がある、④として、体育着の背中に反射素材を採用し、自動車に気づきやすくする、⑤として、開校60周年記念行事、⑥として、2年前から3業者からの改定の提案を受けていたを理由に、来年度から変更することを保護者に通知し作業を進めています。

しかし、多くの生徒が兄弟や先輩のお古をリユースしている現状から、保護者の経済負担がかえって重くなるのではないかと心配する声が上がっています。特に今年は、コロナ禍で多くの保護者が苦しんでいます。「上の子のお古で済まそうと思っていたのに、コロナ禍で家計が大変なときになぜ」、「中学入学のため貯金をしてきたが、体育着の変更があるとお古が使えない分出費が大きい」などの声です。

学校側は「お古でも構わない」と言っておりますけれども、保護者からは「現行のものを着ていたら子ども同士の中で悪意のない差別が起きたりしないか不安」、「現行の体操着を着てもいいとあったが、子どもにお金の心配をかけたくない」などと悩んでいます。これに対して学校側は「今後もこれまでどおりお古のリユースを進めていく」、「新入生にもリユースを進めてほしい」と話をしております。

町は持続可能な社会を目指し、学校とともにリユースの推奨を図るべきではないでしょうか。これは、環境教育を実践することにもつながります。また、このことから発生する差別やいじめなどが起こらないように、具体的な対策が必要なのではないでしょうか、お尋ねします。

このように、町における子どもの貧困対策は深刻です。政府は、2019年に子どもの貧困対策に関する大綱を策定し、教育費負担の軽減策として、就学援助の活用・充実を図ること、新入学児童生徒学用品等の入学前支給を進めることを提言いたしました。比企郡内の市町村では、滑川町以外は全てで実施をしております。埼玉県でも95%以上が実施しております。町でも入学前支給をすべきと考えますが、お伺いいたします。

また、この事業における予算に現在国家予算が入ってきておりません。国が率先して行うべき事業です。町から国に対して国庫負担の復活を求めるべきではないでしょうか。

質問の2番目が、納税者の実態を踏まえて滞納処分を、また中小企業支援についてお伺いいたします。町から税金の滞納による差押え処分を受けた事業者から相談がありました。記録を見ると、2018年から2020年まで17回にわたり来庁や電話連絡があり、町からも電話連絡をする中で納税要請に応じてきた方ではないかと思われます。今年に入ってから、4月に来庁しその場で納付を行っています。それがいきなり7月に銀行口座を差し押さえられたというのです。

町では瑕疵はないとしておりますけれども、これでは納税者との信頼関係が失われるのではないのでしょうか。口座には事業資金や生活費が混在し、それが絶たれると暮らしや事業の継続の可否に直結してしまうということもあり得るのです。特に、コロナ禍で納税者の暮らしや事業は困窮して

おります。今後、滞納せざるを得ない方も増えるのではないかと思います。町は滞納処分に当たっては、出向くなど納税者と対面で事情を把握するなど慎重に行うことが必要と考えますが、お伺いいたします。

また、2020年の休廃業をした企業は5万件、売上げが低迷する中で借入金や税金が経営を圧迫し、調査では7.6%の中小企業が廃業を検討し、そのうち32%が1年以内の廃業を検討しているという調査もあります。町での中小企業支援策が求められています。かねてから要望しております中小企業振興条例の策定や、町の企業誘致奨励金の改定で中小企業が生き生きと活動できる町を目指すことこそ今こそ重要ではないかと考えますが、お伺いいたします。

3番目に、気候非常事態宣言についてお伺いいたします。日本でも世界でも記録的な高温や台風などの巨大化、豪雨、大洪水、大規模な山火事、深刻化する干ばつなど気候変動の影響が顕在化し、被害者や死傷者も増大しております。この問題は子どもたちの未来を奪う重大問題として、今、世界中で子どもたちが声を上げ、行動を起こし、政治の責任として政府の実のある対策を迫っています。しかし、日本政府は相変わらず石炭火力発電に依存し、原子力発電にしがみついたエネルギー政策を取り続けています。

このような中で、気候非常事態宣言を出し、緊急行動を呼びかける自治体が増えています。日本国内では104自治体が宣言をしております。町でも宣言を発出し、住民とともに気候危機への対策を前に進めるべきではないかと考えますが、お伺いいたします。

4番目の質問が、オスプレイの飛行に事前通知を求めるという問題です。町でもオスプレイの飛行が度々見られるようになりました。先日、これまでと違う低周波を出すので見上げると、オスプレイが2機編隊を組んで町上空を飛行しておりました。米空軍がこのほど公表した事故統計によれば、横田基地に配備されているCV-22オスプレイは、最も重大なクラスAの事故率（10万飛行時間当たりの事故数）が、同基地内に配備された18年以降、3年連続で増加していることが分かりました。

そもそもオスプレイはその構造自体に欠陥を持っており、事故率が他の飛行機に比べ特段に高く、空飛ぶ棺おけとも呼ばれております。また、飛行中に発生する低周波による健康被害があるとも報告されております。それが自由に町の空を飛び回るようになれば、住民の安全や健康にとってもゆしきことではないでしょうか。町は、町上空のオスプレイの飛行をやめるよう求めるとともに、日時やルートの情報を町民に事前に知らせ、安全対策を行うべきではないでしょうか。

以上、お伺いいたします。よろしくお伺いいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 順次答弁願います。

質問事項1、滑川中学校の体操着変更についてと子どもの貧困対策についてを市川教育委員会事務局次長に、質問事項2、納税者の実情を踏まえて滞納処分を篠崎税務課長に、質問事項2、中小企業支援についてを服部産業振興課長に、質問事項3、気候非常事態宣言についてのうち、気候危

機への町の取組についてを関口環境課長に、質問事項3、気候非常事態宣言についてのうち、気候非常事態宣言の発出についてとオスプレイの飛行に事前通知を求めるを小柳総務政策課長にそれぞれ答弁願います。

初めに、市川教育委員会事務局次長に答弁願います。

〔教育委員会事務局次長 市川明浩登壇〕

○教育委員会事務局次長（市川明浩） 教育委員会事務局次長、阿部議員の滑川中学校の体育着変更について、子どもの貧困対策についてのご質問に答弁させていただきます。

最初に、滑川中学校の体育着変更について、リユースの推奨を図るべきではないか、このことから発生する差別やいじめなどが起こらないような具体的な対策についてのご質問に答弁します。

2020年から急激に世界中に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症により、従来の社会システムやライフスタイルが一変しただけでなく、様々な課題が顕在化するとともにその解決への道筋がますます不透明化しています。このような中、阿部議員がご指摘の貧困問題や環境問題などもその一つであると考えます。

これらの解決はSDGsにも大きく関わる問題です。この解決に向け、学校教育では学習指導要領において、持続可能な社会のつくり手の育成が掲げられており、我が国が提唱したESD、持続可能な開発のための教育も各教科に位置づけられ、推進しています。

ご質問にありますリユースの推進は、循環型社会を実現するための取組である3R、すなわちごみの発生を減らすリデュース、繰り返し使うリユース、資源として再利用するリサイクルの一つです。これらの取組は環境保護活動にもつながり、SDGsのテーマでもある地球資源の枯渇、地球温暖化、海洋汚染などの問題を解決するためにも大切なものです。地球規模の問題を滑川中学校の体育着の変更という身近な課題をきっかけにリユースの意義を学び実践していくことは、持続可能な社会のつくり手を育てるためにも大変重要です。

なお、体育着の変更については、学校内で選考委員会、作業部会を設置し、保護者や生徒へ周知を図り、理解を求めながら丁寧に進めてまいりました。新1年生の保護者に対しても体育着の変更をお知らせする中で、兄・姉などからのリユースにも言及しています。また、変更のタイミングについては、現行品が価格上昇となる点、採用から20年が経過しデザイン、着心地、機能性を考慮した点なども勘案しております。

しかし、このような状況であっても、阿部議員がご心配される体育着変更による不安やリユースによる差別やいじめへの懸念も考えられます。体育着の変更に伴い、新しいものと現行のものが入り混じることを十分に指導するとともに、決していじめや差別があってはならないことも併せて指導してまいります。

具体的な対策としまして、1、導入周知の際や学年集会などの機会を通じて生徒に指導をする、2、学校便りや保護者への通知でリユースを推進するとともに、リユースすることの意義を明示す

る、3、今まで同様、全教職員による生徒の状況把握をするといった対策を実施していきます。

さらに、体育着のリユースという身近な活動を通じて、循環型社会の必要性とそれへの関わりを自覚し、学校で学んだ地球環境保護を保護者と子どもで考えるきっかけにしていくことも大切です。このことは子どもが一つの活動をする際に、様々な視点から物事を考える習慣を身につけることにもつながります。

いずれにしても、体育着の変更を持続可能な社会のづくり手の育成につなげるとともに、地球環境やいじめ、差別について考えること、これからの社会に対応する多様性・多面性を養うよい機会として捉え、指導してまいります。

続きまして、就学援助における入学前支給の導入についてのご質問に答弁します。

町の就学援助費は、申請は年々増加傾向にあり、今年度の準要保護対象者について、小中学校の合計で100名を超えている状況です。また、昨年から続く新型コロナウイルス感染症による影響で家計が急変し、経済的に困窮している家庭も見受けられ、今後の就学援助費の申請数はさらに増加することを見込んでいます。

家庭における教育費の負担軽減策が重要となる中で、国は平成30年2月に要綱を一部改正し、国庫補助事業における就学援助制度に入学前支給を導入しました。国は、自治体に対しても入学前支給の導入を通知により積極的に促し、各自治体の判断により、中学校入学前及び中学校進学前に国の要綱に基づき、就学援助費のうち新入学児童生徒学用品費の支給を実施しているところです。この入学前支給については、阿部議員のご指摘のとおり、滑川町を除く郡内の全ての市町村で導入しております。しかし、滑川町については、他市町村の入学前支給の導入より早く滑川町教育支援金貸付制度を創設し、家庭に対する入学前の経済支援をスタートしていたため、現在でも導入しておりません。

就学援助による入学前支給と教育支援金の貸付制度では若干の相違はあるものの、支援内容はほぼ同一となっております。支給要件はどちらも生活保護該当基準の1.3倍までの所得水準であることで、希望者の申請に基づき支給することとなっております。支給額ですが、小学校入学時の支給額では、入学前支給の支給額は5万1,060円に対し、教育支援金での支給額は5万円と若干低額ですが、中学校入学前の支給額は、入学前支給額では6万円に対し、教育支援金での支給額は7万円で入学前支給を上回っております。

入学前支給は、就学援助費の当該年度支給額の一部を仮申請して先払いを受ける形で実施されますが、市町村によっては本申請時に支給要件に該当しなかった場合には受給額を返還する必要があるったり、購入した新入学用品の領収書の提出を要するなど手続が必要となるものもあります。また、所得水準が支給の該当基準付近の場合は申請を断る場合もあるようです。入学前支給の申請時期は3月のみの市町村がほとんどですが、本町の教育貸付金は2月から申請が可能で、年度途中の転入等の場合も対応し、申請を受け付けています。また、入学前支給では対応していない幼稚園入園時

の支援金も貸付可能です。貸付金であるため借入年度内の返済義務が生じるわけですが、支給要件が就学援助制度の該当者であるため、後に給付を受ける就学援助費を担保にして貸付けを受けていますので、返済に困窮することは原則ありません。

このように制度の違いはありますが、入学前の保護者に対する支援は以前から実施しており、さらに就学援助の入学前支給よりも有利な点があるため、入学前支給の導入は見送っているのが現状です。

課題としては、利用実績が少ないことが挙げられます。広報やホームページ、小中学校の入学説明会のときに制度の説明をしておりますが、さらに周知の機会を増やすとともに、貸付手続の簡素化や貸付額の見直しなど、さらに利用しやすい制度となるよう検討してまいります。

また、この教育貸付金は個人の方の寄附金を原資に成り立っており、その方の寄附目的、意向も尊重しつつ、この制度の継続を図っていきたいと考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 次に、篠崎税務課長に答弁願います。

〔税務課長 篠崎仁志登壇〕

○税務課長（篠崎仁志） 税務課長、阿部議員のご質問に答弁いたします。

2、納税者の実情を踏まえて滞納処分をについてでございますが、初めに町では地方税法にのっとって滞納処分を行っていることを申しておきます。

それでは答弁いたします。町では、税の公正・公平性の確保のため、滞納者に対して督促状を送付し、それでも納付いただけない場合は納税催告書を送付しております。督促状には「督促状発付の日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分、財産の差押えを受けることとなります」と記載があり、納税催告書には「期日までに納税されない場合は、地方税法に基づき、あなたの預貯金及び給与等の差押えを実施する場合があります」と記載されています。

なお、納税催告書には「期日までに納税が困難な場合にはご相談ください」とも記載されており、何の連絡もない場合には財産調査を行い、財産が見つければ担税力を考慮し、差押えを行っています。現在のコロナ禍において生活が困窮している方など、ご連絡いただければ相談ができますので、内容により分納をお願いしたり、納付が困難な場合は滞納処分の執行停止を行うことができますので、ご連絡をいただければと思います。

督促状や納税催告書が届いた方で、納付について来庁した方や電話連絡をいただいた方もおります。また、仕事の都合等で平日に来庁して納付計画や分納の相談をすることが困難な方に対して、毎年休日納税相談も行っております。このように納税者と対面して事情を把握し、その実情に合った滞納処分を法にのっとって行っております。

以上、答弁いたします。

○議長（瀬上邦久議員） 次に、服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、阿部議員さんのご質問、中小企業支援についてを答弁させていただきます。

全国の企業数の9割以上を中小企業が占めていると言われており、滑川町も例外なく同様であることから、中小企業への支援は重要な課題であると考えております。中小企業基本法では、地方公共団体の責務として、地域経済の発展に向けた施策を策定して実施する旨が盛り込まれており、その理念に沿った施策を講じていくことは重要事項であると思っております。

中小企業振興条例についてですが、中小企業基本法の一部改正を受けて、県内で条例化している団体は埼玉県を含み6団体あり、近隣では熊谷市や川越市が条例化してございます。条例化している団体としては、いわゆる中核都市や特例市と言われるような大きな市が条例化を行っているような状況となっております。埼玉県をはじめとした県内における条例制定を行った自治体のいずれにおきましても、中小企業についての振興に向けた理念を掲げた条例となっております。

町の第5次滑川町総合振興計画や商工会と連携した経営発達支援計画といった中でも中小企業の支援に触れていますが、中長期的な計画の中に中小企業への振興を取り込んだ基本方針を打ち立て、それに沿ってきめ細やかにかつ柔軟にそのときの経済状況、社会情勢に対応できるような実効性のある施策を進めていくことが重要と考えております。このため、埼玉県において中小企業への支援に向けた中小企業振興条例が制定化されており、現段階ではあえて条例化を行う必要性は考えなくてもよいのではと思われ、近隣自治体の動向も踏まえながら今後必要な場合には考えていきたいと考えております。

次に、企業誘致条例、企業誘致奨励金についてですが、昨年3月定例議会において、企業誘致条例の一部改正についての提案内容を踏まえた検討を行ってまいりました。この間検討していく中で、企業誘致条例の一部改正と奨励金の変更を行うことが今後の企業誘致の推進方法としてよい方向性であるのか、それとも、企業誘致に関する条例と関連する項目を併せ持つような新たな条例化を目指すことが今後の推進方法としてよい方向性であるのか等、新たな課題が出てまいりました。これらのことも踏まえ、中小企業の方々へ様々な支援も重要事項と認識しており、現在このことについて調査検討している段階であります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 次に、関口環境課長、答弁願います。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、阿部議員さんからのご質問、気候非常事態宣言についてのご質問のうち、気候変動・気候危機の主たる原因と考えられます地球温暖化、地球温暖化の原因となる二酸化炭素削減の町の取組について答弁いたします。

滑川町では、平成30年10月に滑川町環境基本条例を制定し、町、町民及び事業者それぞれの責務

を明らかにするとともに、環境保全及び創造に関する施策の基本的な事項を定めました。そして環境基本条例の規定に基づき、滑川町環境基本計画を制定いたしました。その中で目指すべき環境像として、「町民も環境も豊かな心で生まれ、「笑顔」一杯で過ごせるまち 滑川」を掲げております。そして、5つの環境目標を挙げ、その中に環境目標4として「地球の“笑顔”のために、日頃から省資源・省エネルギーを意識して行動します」として、町の取組として公共施設における省資源・省エネルギー型の施設整備を推進や、既設街灯のLED化の推進等しています。また、町民向けには、住宅用太陽光発電設備設置補助金の支給やごみ減量化のために生ごみ処理機購入補助を実施しております。

また町では、平成30年3月に滑川町地球温暖化対策実行計画を策定いたしました。これは地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づき、都道府県及び市町村並びに地方公共団体の組合に策定と公表が義務づけられているものでございます。これにより、町では毎年1回、町ホームページで公表しております。具体的な数値目標は2013年、平成25年度を基準年度とし、2022年、令和4年度において2013年度比で20%削減することを第1の目標としております。計画期間は2018年度から2022年度までの5か年間です。そして、2023年度において第1期目標の達成目標を検証評価し、国の長期目標や社会情勢の変化を踏まえつつ、新たな地球温暖化対策実行計画を作成するものです。

計画の対象範囲は、町の事務及び事業に伴う燃料の使用、電気事業者から供給された電気の使用、自動車の走行、農業集落排水施設におけるし尿及び雑排水の処理、自動車エアコン等の使用から排出される温暖効果ガスを対象としています。また、町内各課局でエネルギー使用に関する管理を行っている施設を対象とし、民間への管理委託をしている施設などエネルギー使用量の把握が困難なものについては対象外としております。具体的には役場庁舎や図書館、エコミュージアムなどの庁舎周辺拠点施設、小中学校、幼稚園、子育て支援センターなど学校・子育て支援施設、コミュニティセンター、保健センター、文化・スポーツセンターなどその他行政施設、その他月輪球場、土塩球場、マレットゴルフ場などの公園、上下水道、農業集落排水などのエネルギー使用の管理について調査をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 最後に、小柳総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、阿部議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

初めに、大きなご質問3、気候非常事態宣言についてのうち、宣言の発出についてのお答えをさせていただきます。気候変動や異常気象あるいはカーボンニュートラルという言葉は、現在では毎日のように新聞、テレビ、ラジオなど多くのメディアで取り上げられております。地球温暖化の影響と思われる大規模な自然災害、これらはかつてない、あるいは今まで経験のないと形容されるものがここ日本においても毎年のように発生しており、事態の深刻さがうかがわれます。国連の加盟

国が合意しておりますSDGsでも気候変動は主要なテーマであり、緊急対策を講じるとも明記されております。

ご質問をいただきました気候非常事態宣言に関しましては、本年6月定例議会において上野廣議員さんからのご質問をいただきましたゼロカーボンシティ宣言に関する一般質問にも深く関わるものでございますので、改めて町の考えを述べさせていただきます。

気候や環境に関わる問題は、町といたしましては町民一人一人の意識の高揚の中を通じ、滑川町という社会全体で取り組まなければならない課題であると考えております。町としましては、現在6月定例議会で申しあげましたゼロカーボンに関する宣言の発出準備を進めておりますが、ご提案いただきました気候非常事態宣言を併せた形で宣言ができないか、改めて宣言の内容等の検討を進めてまいりたいと考えております。若干のお時間を頂きますが、関係機関と協働し宣言の発出に向けた作業を継続させていただきますので、ご理解いただけますようお願い申し上げます。

続きまして、大きなご質問の4、オスプレイの飛行に事前通知を求めるに関して答弁をさせていただきます。こちらにつきましても、本年6月定例議会の一般質問において阿部議員さんのオスプレイの飛行に関するご質問にも答弁をさせていただきましたが、直近の埼玉県をはじめといたしません関係機関の経過を申し述べさせていただきます。

埼玉県及び米軍や自衛隊の基地が所在またはこれらの影響を受ける自治体、県内では2町12市でございますが、こちらで構成されます埼玉県基地対策協議会では、本年度も去る7月19日に令和4年度基地対策に関する要望書を防衛省、外務省宛てに提出しております。この要望書には、航空機の安全飛行に関する要望も盛り込まれており、オスプレイの飛行に関しては、県民や地元自治体に対して国の責任においてオスプレイの安全性を十分説明すること、また運用全般について正確かつ迅速な情報提供を行うこととし、飛行時間帯や飛行経路などに関して関係自治体への事前説明を求めています。また、全国知事会においても、昨年11月5日、防衛省、外務省に対して米軍基地負担に関する提言がなされており、この中には飛行ルートや飛行訓練が行われる時期について、速やかかつ詳細な事前情報を提供し、関係自治体や地域住民の不安を払拭するよう十分な配慮を行うことと伝えております。滑川町といたしましては、オスプレイをはじめといたします米軍機等の飛行に関しては、これらの要望、提言に大いに賛同するものでございます。

しかしながら、ご質問いただきました町上空の飛行をやめるよう求める、あるいは日時や飛行ルートの情報を事前にお知らせするに関しては、現在困難であると言わざるを得ません。先ほど申しあげました埼玉県基地対策協議会をはじめとする要望提言などは、現状実現されていないことから行われているものでございます。町としましては、引き続き埼玉県基地対策協議会をはじめとする関係団体の動向を注視するとともに、情報の収集に努めてまいりたいと考えております。また、事前情報の提供が行われた際には、速やかに情報発信をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほど、お願いを申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、再質問願います。

○14番（阿部弘明議員） ありがとうございます。

まず最初に、体育着の問題ですけれども、ご答弁ではリユースを進めるということですが、それであればちょっと提案というか、保護者の方からもそういうことであれば、例えば色を変えないとか、また刺しゅうの名前を刺しゅうにしないようなやり方でとかいうような提案があるのですけれども、これについてはいかがでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 馬場教育長、答弁願います。

〔教育長 馬場敏男登壇〕

○教育長（馬場敏男） 教育長、阿部議員さんの質問に答弁させていただきます。

今、阿部議員さんからご提案いただいた件なのですが、もうその点につきましては事前に保護者等からの聴取をさせていただいて、刺しゅうの件とか学年によって刺しゅうの色が違つかどうかというのはもう既に検討材料として加味させていただいておりますので、今もう既に検討させていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質問願います。

○14番（阿部弘明議員） では、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、就学援助金の入学前の支給の問題なのですが、町の貸付制度については利用者が少ないと、昨年1人とか、この間1人とか2人とかいうようなことなのです。私が思うのは、例えば100人を超えるこの就学援助を受ける方々いらっしゃるというお話ですが、例えばほかの地域では実施しておりますけれども、中学へ進学する場合、要するに書類というか、そういった申請なしで6年生から入学前のそういった就学援助金をもらえると、先ほどおっしゃってた6万円の入学準備金がもらえるということ、こういったような制度はこの町にはないわけなのですけれども、ここの辺の改善というのはお考えないでしょうか。申請をしなくてもそのままもらえると。要するに、就学援助をもらっている人については、中学へ進学するときはそのまま準備金がもらえるということなのです。言っていること分かると思うのですけれども、そういったように町の貸付制度は、先ほど言われた優れた面あるのですけれども、はっきり言ってほとんど利用されていない制度なのです。しかし、他の地域ではそれなりに、要するに生活保護の1.3をクリアすればもらえるわけなのです。そういったように、利用ができるにもかかわらずされていないという問題があるので、この問題についてお聞きしているのです。それであれば、今の貸付金の制度をどういうふうにかは別として、この入学前の就学援助金についてぜひ実行すべきではないかと、ほかのところではみんなやっているのに、何で町だけやっていないのかというようなことなのです。そこはいかがですか。

○議長（瀬上邦久議員） 馬場教育長、答弁願います。

〔教育長 馬場敏男登壇〕

○教育長（馬場敏男） 教育長、阿部議員さんの質問に答弁させていただきます。

いわゆる小学校6年生で就学援助を受けている子は申請なしで就学前をもらえる、これはその前の年の収入の基準で就学援助というのは決まりますので、6年生のときに就学援助が認められていれば次の年も恐らく認められるだろうという選定で事前にもらいます。一つ違うのは、そこで貸付けのために申請をするかしないかという違いだと思いますので、今うちの基準も就学援助と同じ基準ですので、そのところの申請方法とかはやはり少し使い勝手のいいように検討していくということはさせていただきたいなというふうに思っています。ただ、寄附もいただいた方の目的だとか思いもございますので、使い勝手のいいような貸付制度等にさせていただければなというふうには思っているところです。

就学援助についても、結局次の年の少し早めの貸付けということになりますので、万が一次の年に就学援助の該当にならない場合にはその分返済するとかといういろいろな方法、それぞれの制度のよしあしもあるわけですけれども、今の阿部議員さんの言われたような申請をするかしないかという点については、6年生で就学援助を受けている方についての方法については、少し検討をさせていただきたいというふうには思っています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質問願います。

○14番（阿部弘明議員） いずれにしても、ちょっとその貸付けにこだわる理由がよく分からないのですけれども、そういったご厚意に応えるということとやっていらっしゃるのだろうと思いますが、私は逆に、この就学援助の入学前支給を基本にしながら、それに合わない、それにこぼれるような、もっと要するに金額が欲しいとかいうような場合とか、また様々な入学前でできないような方がいらっしゃる場合に、その貸付制度を利用してもらうというようなことを考えるべきではないかなというふうに思うのです。何で貸付けにこだわるのかというのがちょっと分からないので、ずっとこの問題については言っているのですが、やはり国が進めているし他の市町村も皆やっているような制度をまず優先させて、それでそれに応えられないような方については、この貸付制度をさらに上乗せだとかいうような形で利用してもらうとかいうようなことを考えられないかと思うのですけれど、いかがですか、この辺。

○議長（瀬上邦久議員） 馬場教育長、答弁願います。

〔教育長 馬場敏男登壇〕

○教育長（馬場敏男） 阿部議員さんの質問に教育長、答弁をさせていただきます。

今ご意見いただきました。当然保護者の方が入学前に困らないようにということで、本町の貸付制度については金額、それから貸付けの猶予だとか、その辺も含めて今の貸付制度よりもいい面もたくさんあるということでこの制度を利用させていただいています。ただ、今のような議員さんの

意見もございますので、とにかく使いやすく、後々困らないようにということも踏まえて、制度については少し検討させていただければというふうに思っています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質問願います。

○14番（阿部弘明議員） よろしくお願ひいたします。

次に、滞納処分なのですけれども、先ほどの答弁は、地方税法にのっとってというお話ですが、それは分かるのです。ただ、実情を踏まえるというのはどういうことなのか、もう少し慎重にやっていただけないかなという質問なのです。要するに、例えばさっきの例ですけれども、それなりに納税しようという、応えようという、それは見えるのです。分かると思うのです。全く反応もないし、もう全然話にならないような方ではないわけです。しかし、それが何か月間か、この方が言うには、ちょっと仕事で、そして確かに今までそれで何とかクリアしてきたから、また何とかなるかなと思ってほっておいたと、そうしたらいきなり差押えという話になって、その中身についてもいろいろおっしゃってましたけれども、やはりこの差し押さえる口座に何が入っていて、それがどう使われようとしているのか、そういったことを慎重に相談しないと、私本当これから来年にかけて納税期間、申告期間と納税のあれが来ますけれども、相談をよくよくしていないとそういった方がたくさん出てしまうというふうに思うのです。その担当者の方にもぜひお願いしたいのですけれども、本当1本電話するかどうかの問題なのです。それで、ではこういう事情があったというようにすぐ対応、今までもしてきたわけなのですけれども、そういったことが今回はなされないうでいきなり差押えで滞納処分がされたということについて、この方怒っているわけなのですけれども、そういうようなことは本当に信頼関係の問題だと思います。納税者と町との関係というのはやはり信頼がないと、本当に気持ちよく税金を納めようというふうに思わないです。そういったようなことをぜひ考えてほしいなというふうに思うのですけれども、いかがですか。

○議長（瀬上邦久議員） 篠崎税務課長、答弁願います。

〔税務課長 篠崎仁志登壇〕

○税務課長（篠崎仁志） 税務課長、阿部議員の質問に答弁いたします。

その滞納者の口座の中に事業資金だとか生活資金だとかそういうのが入っているかどうかというのは、税務課としては把握をなかなかできない状況でございます。分割納付ということで計画をしていただいたときに、納付ができなかったとき、税務課には必ず連絡をしてくださいということで伝えております。また、連絡がない場合には差押えをする場合があるとも言っております。そういった関係もございます。私どももなかなか電話をするというようなことはしないわけなのですけれども、ぜひ滞納者の方からうちのほうに連絡等をいただければ、その実情に合わせてうちのほうも滞納処分のほうにしていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、時間がございませんので手短かに質疑をお願いします。

○14番（阿部弘明議員） 本当お願いです。電話1本できる時間がないのかというふうに思うのです。そんなにたくさん滞納者がいて、もう一日中電話かけなければいけないような、それほどいらっしゃるわけではないわけなのです。だから、そこは本当に納税者、住民の暮らしを守る立場で考えていただきたいと。一方では、中小業者への支援をやりながら、一方ではそれを剥がすようなことになっているわけだから、そこはよほど気をつけないと、これから本当そういうのが多発しますので、今支援金たくさん皆さん受け取っていらっしゃる方、それ全部税金に反映されますから、そういったようなことをよくよく考えて町は仕事していただきたいというふうに思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（瀬上邦久議員） 以上で阿部弘明議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は11時5分とします。11時5分です。よろしくお願いします。

休 憩 （午前10時54分）

再 開 （午前11時05分）

○議長（瀬上邦久議員） 再開します。

◇ 上 野 葉 月 議 員

○議長（瀬上邦久議員） 引き続き一般質問を行います。

通告順位4番、議席番号5番、上野葉月議員、ご質問願います。

〔5番 上野葉月議員登壇〕

○5番（上野葉月議員） 上野葉月です。質問します。よろしくお願いします。

まず1、新型コロナワクチン集団接種について。

1、新型コロナワクチン接種の集団接種会場の設営期間はいつまでとし、いつから総合体育館は通常どおり使用できるのでしょうか。

2、集団接種時に役場職員が会場スタッフとして業務を担っていましたが、1人当たり月に何時間程度、通常業務以外にワクチン業務に従事していたのでしょうか。

3、集団接種担当職員の月間の残業時間は何時間程度でしょうか。

4、ある民間アンケートによりますと、ワクチン業務で負担増を感じる自治体は9割近く、その理由に、担当職員の半数以上が月8時間超の残業をしている、ほかの住民サービスに支障が出ている、離職者、休職者が出ている等が上がっています。滑川町では、ワクチン業務での負担としてどのような影響がありますか。

5、ワクチン2回を接種し、新型コロナの感染が収束することを当初は期待していたと思います。一定数の町民が接種2回を終えた時点で、どのような評価をしていますか。

6、ワクチン接種済みの人が感染するブレイクスルー感染をどのように捉えていますか。

次に、学校給食について伺います。

1、学校給食に滑川町産のお米である谷津田米を利用しています。地域で作られた農産物を学校給食で利用することは、推奨すべきでよい取組だと思えます。この谷津田米が給食として出されるまで、谷津田米の選別、買取り、保管、精米、精米後の保管、調理、運搬の各段階を担う事業者を教えてください。また、精米から調理までの期間、調理から提供までの時間はどれくらいの長さになりますか。

2、給食献立の作成は誰が行っているのでしょうか。滑川町からは誰がどのように関与しているのでしょうか。

3、学校給食の調理方式の区分として見ると、単独調理方式、共同調理方式、全面委託方式とある中で、滑川町は町内全小中学校を全面委託方式としています。全面委託する市町村は県全体から見ると少ないです。全面委託方式を採用し続ける理由を教えてください。

4、学校を長期欠席している小中学生の給食の扱いについて伺います。この生徒たちの分は提供食数に入っているのでしょうか。不登校とされる児童生徒は、小学校、中学校それぞれ何人程度いるのでしょうか。11月中の1週間連続して休んでいる児童生徒は、小学校、中学校それぞれ何人程度いるのでしょうか。その分の給食費はどのように処理されているのでしょうか。

小中学校に通っていない義務教育段階の子どもが通う民間の団体・施設に関する調査、少し古いのですが、平成27年8月5日、文科省のデータによりますと、フリースクール等の1か月当たりの平均利用料は3万3,000円です。公立小中学校に登校できる子どもに比べると、不登校家庭の経済的負担は重くなります。ヤングケアラーなど経済的に弱い者が不登校者である場合、困窮度はさらに高くなります。給食費無償化の制度は、学校に通える子だけが恩恵を受けられる制度であり、不登校の子どもは制度から漏れているのが現状です。全ての子どもが食事に困らずお腹いっぱい食べられるようにというのが給食費無償の制度趣旨であるとする、不登校者への対策を講じるべきであると考えます。

給食費無償の目的を伺います。無償化はどのような思いで始めたかを教えてください。また、その恩恵を受けられない子どもの存在をどのように捉えているか、考えをお聞かせください。

○議長（瀬上邦久議員） 順次答弁願います。

質問事項1、新型コロナワクチン集団接種についてを武井健康づくり課長に、質問事項2、学校給食についてを市川教育委員会事務局次長に、質問事項2、学校給食についてのうち、給食費無償の目的等についてを吉田町長に答弁願います。

初めに、武井健康づくり課長、答弁願います。

〔健康づくり課長 武井宏見登壇〕

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、上野議員のご質問に答弁させていただきます。

本町の新型コロナワクチン接種につきましては、本年5月31日から埼玉森林病院で65歳以上高齢者の接種を開始しました。総合体育館での集団接種につきましては、5月の連休明けから会場準備を進め、フロアに土足用のシートを貼り、備品等を搬入、設置した後、集団接種に従事する職員の研修を実施、5月26日に職員のほか医師、看護師、比企広域消防本部の救急隊員の参加を得てシミュレーションを行い、会場及び手順に若干の調整をした上で6月9日から集団接種を開始しました。

集団接種会場での体制につきましては、当初は水・木・日の週3回、26人体制で、医師会に派遣を依頼した医師が半日単位で午前・午後3人ずつ、町で募集した看護師4人、また途中までは東松山薬剤師会に依頼した薬剤師3人来ていただきました。町職員につきましては、主管課の健康づくり課職員が5名から6名、役場の他の部署の職員が10名、これは役場職員のうち60名を10人ずつ6班に分け、週1回半日ずつ業務に当たっていただきました。看護師、医師については接種の実施中に若干の人数変更はございましたが、町職員については人数変更はございませんでした。

この体制で集団接種を進め、6月が10回、7月が12回、8月が10回、9月が11回、10月が6回、11月が2回、6か月累計で51回の集団接種を実施しました。

滑川町全体で、11月13日までの接種を受けた方のうち、1回接種済みが1万5,133人、2回接種済みが1万4,966人で、対象者数が1万7,670人となっております。これによりまして、1回接種済みが85.6%、2回接種済みが84.7%となっております。集団接種会場での接種数につきましては、1回目、2回目の合計が1万1,879回、町の総接種数が3万100回となっておりますので、集団接種会場で接種を受けた方、接種対象者の約39.5%が集団接種を受けたことになります。

それでは、ご質問について答弁させていただきます。まず、総合体育館の設営期間、それから通常どおりいつから使用できるのかというご質問です。昨年度、令和2年度末に立てた当初計画では、国の計画に倣い、令和3年3月から令和4年2月末までの事業期間とし、令和3年度末までに終了する予定としておりましたが、高齢者接種の前倒し等によりワクチン接種が加速したため、予定よりも早く、11月7日を持って一旦集団接種は終了させていただきました。11月中につきましては備品の片付けと整理を実施し、先日11月29日に土足用に貼ったシートを全て剥がし、おおむね使用前の状態に戻せたところでございます。

貸出しの再開につきましては、12月10日から1月の予約受付を開始し、1月から通常どおり貸出しを再開することです。なお、この旨は、本日配布の広報なめがわ12月号にも掲載されております。

しかしながら、3回目の追加接種に係る集団接種が令和4年4月以降に開催される見込みとなっております。その際には、再度教育委員会より総合体育館をお借りしようと考えております。なお、追加接種の集団接種会場の設営期間の終了時期については7月以降の見込みです。この3回目の接種につきましては、明日の全員協議会の場でご説明をしたいと考えております。

体育館の利用者の皆様には大変ご不便をおかけしますが、新型コロナ対策は町としても最優先事

項でございますので、ご理解とご協力いただきますようお願いしたいと考えております。

続きまして、②、集団接種時の役場職員の勤務時間です。先ほど申し上げましたが、集団接種会場では保健センター職員5名から6名と、それ以外の町職員は10名掛ける6班体制で業務に従事して対応してまいりました。保健センター職員以外の町職員につきましては、接種日当たり半日、これは3.5時間になります、ずつ勤務してもらいましたので、1人当たりですと3.5時間掛ける4週間、週1回になりますので月当たり14時間という計算になります。なお、9月以降、週2回となつてからですと3週間で2回という勤務になりますけれども、一月当たりですと7時間もしくは10.5時間という計算になります。

保健センター職員につきましては、集団接種に1日かかる人数が4名、あとは通常業務との兼ね合いで忙しい時間に従事する職員が3名程度となっております。1日従事する職員ですと8時間掛ける週3回掛ける4週間で、一月当たり96時間ですが、時間外勤務は日曜のみとなりますので、32時間という計算になります。また、忙しい時間だけ従事する職員の場合はこの半分程度となります。なお、これは一番接種開催日の多かった7月の場合の最大値になりますので、その他の月につきましては、お盆や祝日などにより集団接種が開催されない日などもあったり、また9月以降につきましては週2回の開催等となったため、この約6割、60時間程度だったと考えております。

③になります。集団接種担当職員の月間の残業時間です。保健センター職員以外の集団接種にかかる時間外勤務は日曜だけとなりますので、3.5時間掛ける月2回で一月当たり7時間という形となります。保健センター職員は1時間早く出勤しましたので、午前の勤務の場合は4.5時間、月4回で18時間、午後勤務で3.5時間から4時間で一月当たり14時間という計算になります。

次に④になります。町の負担というところですが、こちら新型コロナワクチン接種につきましては、初めて経験する新規事業であり、準備を含めワクチン接種業務が滑川町として負担増であったことは間違いございません。ただし、担当部署につきましては正職員2名、また会計年度職員2名の増員により、ある程度1人当たりの業務の軽減が図られたと感じております。また、集団接種会場、コールセンターの業務は役場全体の人員で当たりましたので、職員一人一人にかかる負担は分散することができたと考えております。

正直に申し上げますと、接種が始まるまでの準備、また接種が始まってから政府が7月中に65歳以上高齢者の接種を完了させると言った6月から7月までの間は、担当職員の負担もかなり多かったと感じております。しかし、8月以降についてはワクチンの供給が減るなどしたため、1日当たりの接種人数を減らしたり、9月以降は週3回から週2回に開催を減らしたりしたこともありまして、当所に比べれば負担が減った印象です。ワクチン業務を原因とした体調不良となった職員もおりませんでしたので、何とか乗り切りました大変安堵してございます。

なお、通常業務への影響があったかということですが、これはワクチン業務だけでなく、コロナ禍での事業縮小などによる住民サービスへの影響のほうが多かったかなと感じております。健康づ

くり課で申し上げますと、法定健診である乳幼児健診は緊急事態宣言中も継続して開催しましたが、あそびの広場、離乳食教室などの中止など、感染予防の観点から実施を断念したのもございます。新型コロナ感染症が早期に収束しまして、また再開できることを心から望んでおります。

なお、今後も3回目追加接種など、新型コロナワクチンの接種は継続していきます。保健センターの事業につきましても再開の方向ではありますが、新型コロナウイルスの感染拡大の見通しが難しいため、来年度に向けて事業の検討をしているところでございます。

次に⑤です。ワクチン接種に関する2回を終えた評価です。新型コロナワクチン接種についてここまでの評価といたしましては、接種率が約85%、第5波の感染収束、9月末の緊急事態宣言解除以降、町内では10月7日を最後に陽性者、感染者が発生してございません。このような状況ですので、今の段階ではワクチン接種事業はおおむね無事に実施できたと評価できるかと思えます。

ただし、ここ数日の報道でもご存じかと思いますが、新たな変異株の発生やブレークスルー感染の増加など、感染の収束については町だけではなく、近隣、県、国、さらには世界の今後の動向によっても大きく変わってきますので、油断はできないものと考えております。

最後に、⑥ブレークスルー感染についてです。ブレークスルー感染が発生するのは、ウイルスの変異、接種後の時間経過による抗体の減少の2つが主な原因とされています。インフルエンザやコロナ感染症のような呼吸器系感染症ワクチンの場合、その効果は1番目が重症化予防、2番目が発症予防、そして3番目が感染予防の順位に効果に差があると言われております。ワクチン接種を受けたからといって感染しなくなるわけではありませんが、ワクチンを接種済みであれば重症化率が大変低く、死亡に至る件数もほぼないと言われております。

ただし、ワクチン接種を受けていない、また受けられない方もいらっしゃいますので、重症化しないからといって感染予防をおろそかにしてよいとは決して言えません。ワクチン接種を受けた方も受けていない方も、感染予防対策を続けていただければと思います。町広報やホームページなど、機会あるごとに感染予防対策の呼びかけは引き続き行っていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 次に、市川教育委員会事務局次長に答弁願います。

〔教育委員会事務局次長 市川明浩登壇〕

○教育委員会事務局次長（市川明浩） 教育委員会事務局次長、上野議員のご質問に答弁させていただきます。

学校給食についてであります。質問の1、谷津田米の利用について、各段階を担う事業者と精米から調理までの期間、調理から提供までの時間についてです。学校給食の主食につきましては、公益財団法人埼玉県学校給食会に委託して提供していただいております。米飯については全て滑川町産のお米を使用しており、令和元年度より期間限定で谷津田米を使用しております。今年度については、彩の国ふるさと学校給食月間を活用し、11月から12月の2か月間の使用を見込んでいます。

ご質問の谷津田米の提供の流れですが、地元の谷津田米生産者組合で生産された谷津田米をJ A 埼玉中央農協が買い取り、そこで農産物検査を実施し、選別をします。学校給食で使用するお米は原則一等米ですが、天候不順等により供給量が不足するときには二等米を合わせて使用することもあります。

その後、J A全農さいたまが買い取った後、公益財団法人埼玉県学校給食会が買い取ります。保管については、J A埼玉中央農協の滑川ライスセンターで保管されています。公益財団法人埼玉県学校給食会が買い取りをしているため所有権は移転していますが、保管場所についてはそのまま滑川ライスセンターとなります。

その後、精米については公益財団法人埼玉県学校給食会の指定工場であります伊丹産業株式会社にて行われます。ここでは、保管場所からの玄米の引取り及び炊飯工場への納品も担当しています。精米後の保管は、同じく公益財団法人埼玉県学校給食会の指定工場である埼玉県学校給食パン・米飯協同組合毛呂山工場にて行われ、工場内の原料倉庫で谷津田米と通常米を分別管理しています。

調理、炊飯及び運搬についてですが、どちらも埼玉県学校給食パン・米飯協同組合毛呂山工場にて行われます。ただし、運搬につきましては、埼玉県学校給食パン・米飯協同組合がロジテック株式会社へ配送業務を委託しており、工場から学校まで運搬しています。

精米から調理、炊飯までの時間ですが、調理、炊飯予定日の3営業日程度前をめどに、精米工場である伊丹産業から炊飯工場である毛呂山工場へ入庫しています。ただし、工場の調理予定や原料の納品予定により若干前後することがあります。

調理、炊飯から提供までの時間ですが、調理完了が午前6時前後、学校への納品が午前8時前後となっています。ただし、調理スケジュールや学校都合等により時間に変更になることもあります。

続きまして、質問の2、給食献立への関与について答弁します。給食の献立については、学校給食納入業務委託契約の業務仕様書の中で、教育委員会は受託業者と協議の上、献立表を作成し、これを決定した後、受注者は調理を行うとあります。この仕様書に基づき、学校給食の献立を受託業者と作成していますが、受託業者は東松山市の学校給食も受託しており、共通の献立以外の対応が困難なため、町の小中学校の給食の献立は東松山市と共通の献立となっています。

具体的な作成手順は、東松山市の栄養教諭、野本小1名、高坂小1名、この2名、この2名は東松山の給食センターに勤務している方ですが、その2名の方が献立の素案を作成し、これを市の献立検討会で協議し、献立が決定します。献立検討会には先ほどの栄養教諭に加え、学校給食センターの栄養士、市内各校の給食担当教諭が構成員となっていますが、滑川町からの出席はありません。ここで決定された献立を提供していただき、町の給食部会で確認をします。ここには、教育委員会事務局職員、各校・園給食担当教諭、受託業者の栄養士とで構成され、提供を受けた献立を基に内容の確認を行い決定となります。

町の学校給食の献立については、作成段階での町の関与はほとんどありませんが、学校給食摂取

基準に基づく栄養バランスや必要エネルギー量、教科等で学習する内容や時期を把握した献立、食物アレルギーに応じた対応、幼児食、郷土食や季節の料理の活用など部会で確認しながら、学校給食が食に関する指導の教材、生きた教材として活用ができるよう留意しています。提供を受けた献立を大きく変更することは原則できませんが、町独自でデザートを追加・変更をしたり、小中学校の献立をベースに幼稚園の献立を作成したりなども行っています。また、谷津田米の提供や、滑川町だけの給食提供日には、地場産の食材の使用など町の特色を少しずつ献立に反映させながら、子どもたちへ安全な給食の提供に今後も努めてまいります。

続いて質問の3、全面委託方式を採用し続ける理由についてです。全面委託方式で給食を提供している市町村は、平成30年度の県の調査によると、県内では滑川町と八潮市のみで、一部委託を実施している市町村は東松山市と久喜市の2市です。ほとんどの市町村が単独調理方式である自校方式、それか共同調理方式であるセンター方式、市町村による直営方式を採用しております。この直営方式によるメリットは、給食提供や運営、献立の自由度の高さが挙げられます。これから本町で直営方式による給食提供を考えた場合、単独調理方式、共同調理方式、どちらの場合においても実現するためには課題が山積しております。

単独調理方式への変更を考えた場合、1校・園に1つの調理場を設置するため、学校敷地内もしくは隣接地のいずれかに給食施設の建築スペースを確保する必要があります。教育活動に支障のない位置の選定、搬出入路の確保、調理場用トイレの設置等も必要です。また、調理器具、調理設備の購入、調理員等の人員配置も必要です。さらに食材調達の流通経路の確保、学校給食特別会計の事務、施設維持管理の事務、学校事務の負担増に加え、食品衛生上のリスク管理も必要となり、これに携わる事務職員も必要です。これらを4校1園に整備するには、導入までに一定程度の時間を要すること、初期投資の多額の費用を要すること、事業に従事する人員の確保及び人件費、維持管理費等の経常経費、これが後年度にわたって必要なため、その財源を確保することなどが必要となり、財政上大きな課題が生じます。

共同調理方式の場合は、施設整備は町として1か所で済むため、単独調理方式より施設整備上の効率化は図られますが、用地面積、施設規模、調理設備は大規模なものが必要です。また各校へ配送するための手段も整備する必要があります。その他調理員等の人員や運営事務に係る負担など、単独調理方式と同様の課題が考えられます。

現在、町で行っている全面委託方式は他の2つの方式と比較すると、食材の適温提供や給食運営、献立の自由度などの面がデメリットとなりますが、学校運営や管理への負担、町の事務負担、リスク管理、コスト面では大きなメリットがあり、また現在の受託業者は町に隣接した東松山工業団地内にあるため、適温提供などの面では共同調理方式と同様のメリットが受けられています。また、最大の課題である町の財政負担といった観点からも、当面の間全面委託方式を継続していきたいと考えています。

続きまして質問の4ですが、学校を長期欠席している小中学生の給食の扱いについてです。提供食数に入っているのかについてですが、長期欠席している児童生徒の給食の取扱いは給食の提供食数に含めています。不登校やコロナ感染不安による出席停止などの場合は提供数に含めています。これは、給食の提供を開始あるいは再開する場合は、依頼から通常1週間程度を要するため、欠席している子どもたちがいつ登校してもよいように対応しているためです。

次に、不登校とされる児童生徒は小学校、中学校それぞれ何人程度かの質問ですが、不登校ですが、文部科学省の定義では、不登校児童生徒とは何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因、背景により登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いた者としています。この定義に該当する児童生徒ですが、令和3年度の1学期末で小学校7名、内訳は2年生2名、4年生1名、6年生4名、中学校が12名、内訳は1年生1名、2年生2名、3年生9名となっています。

次に、11月中の1週間連続して休んでいる児童生徒は、小学校、中学校それぞれ何人いるのかについてですが、11月8日月曜日から12日金曜日までの1週間を連続して欠席している児童生徒数ですが、小学校が4名、中学校が11名の合計15名になります。また、11月15日月曜日から19日金曜日までの1週間では、小学校が7名、中学校が6名の合計13名となっています。なお、この人数はコロナに感染した場合やコロナの感染不安で登校できない場合、また発熱等の症状がありコロナ感染の疑いがある場合は出席停止扱いですので、欠席扱いしていないため、連続して1週間休んでいる児童生徒数には含まずに集計しております。

次に、その分の給食費はどのように処理されているのかについてですが、先ほど長期欠席の子どもたちの給食提供食数での答弁のとおり、長期欠席の子どもたちも給食提供食数に入っているためその給食費が必要となります。そのため、町の給食費無償化制度に基づき、ほかの児童生徒の給食費と同様に町が負担しています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 最後に、吉田町長、答弁願います。

〔町長 吉田 昇登壇〕

○町長（吉田 昇） 町長、上野議員さんの質問に答弁を申し上げます。

給食費無償の目的を伺います。無償化はどのような思いで始めたかを教えてください。また、その恩恵を受けられない子どもの存在をどのように捉えているのか、考えをお聞かせくださいということでございますので、答弁を申し上げます。

私は町長になりまして、一応公約として子育て支援ナンバーワン、日本一を目指すまちづくりということで公約を掲げました。そうした中で、特に給食費の無償化、それから医療費の高校卒業までの無償化、こうしたものはやっぱり子育てに係る負担の軽減ということで始めたわけでございます。特に給食につきましては、これは無償化、これにつきましてはもちろんその子育てに係る費用

の軽減はもとよりでございますけれども、特に私の思いといたしましては、給食費は非常に滞納者が多いわけでございます。そして、滞納であっても何でも、これは子どもたちに給食を滞納しているからあげないというわけにはまいりません。そうしますと、子どもたちは低学年のうちはいいですけれども、高学年になってまいりますと、うちは給食費を納めてないというような子どもたちは、そうしたいわゆるひがみとか劣等感を感じるというようなことで、そういう中から差別、いじめ等があっては私はないというふうに思いまして、児童生徒たちが気兼ねなく給食を食べられる環境、そうしたものをやっぱりつくってあげたいと、そして子どもが伸び伸びと育つ、そうした環境をつくるということは、私の一番の思いで給食費の無償化というものを始めたわけでございます。その結果、私は本当に多くの若いお母さん方に「この給食費の無償化だけはいつまでも続けてください」という要望を大変多く受けております。私は「私がやっている間はきちんとそれをやりますよ」というお話をしておるところでございます。

それから、質問の中で、その恩恵を受けられない子どもの存在をどのように捉えているかということでございますが、私は恩恵を受けていない子どもは実はいないと思っていたのです。教育長にお聞きをしたところ、本当に少数でございますが、9人から10人恩恵を受けていない方がおるといってお話を聞きましたので、それについて教育長に一応そうしたものは解消してもいいのではないかというお話をしておるところでございます。そうしたことで、全員の子どもたちが恩恵を受けられるように、今後町もやってまいりたいというふうに思います。

私は、給食費は、これは当然国が全額持つべきだというふうに考えております。皆さんもご存じのとおり、何年か前、福島瑞穂さん、社民党の党首でございますが、この方は埼玉県の小さな町の滑川町で給食費の無償化をやって頑張っておると、私のところへわざわざ訪ねてきました。そして、「何としてもこれは町長、私は参議院の予算委員会の中で取り上げて、国が全額無償でやるべきだというものを取り上げるから」と言って、参議院の予算委員会に取り上げていただきました。テレビを見た方もおるとおもいますが、私もテレビ、ちょうど午後でございましたけれども、見せていただきました。その中で福島さんが質問をしたところ、文科省の答弁は、給食費、全国全部やっても4,500億円ぐらいでできるのだということでございますが、ただできないということは、全国でまだ給食をやっていない町村が多くあるのだと。全国で全ての町村が給食をやるということになれば考えるというような国のほうの答弁でございました。私は一日も早く、国がこの給食費というものは全て持つべきだというふうに思いますので、これからも町村会等を通じてそうした要望はしっかりしてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員、再質問願います。

○5番（上野葉月議員） ありがとうございます。

吉田町長が給食費の無償化を進めて継続しておられる理由として、子どもたちが食べ物に困らな

いようにということももちろんですが、あと滞納者の問題、それから無償化とすることで徴収の手間も省くことができますので、そちらのことも考えておられるということで分かりました。

それから、不登校者、継続したもう長期にわたる不登校者が、例えばフリースクールなどに行くとおやつ代、給食代等の徴収があるわけで、そういうところに親が振り替えられるように何かしらの還元方法を対策していただけるということは期待したいと思います。

そして、お答えいただいたことに対する質問なのですが、長期欠席者の給食を注文数に入れているということなのですが、これはちょっと公費の使い方としてずさんなのではないかなと思います。普通、一般的に考えると、食べる人が100人いる、だから100人分発注するというやり方だと思います。仮に100人在籍していたとしても、この月来ない子が5人いるのであれば、普通給食あるいはお昼について100食分発注するということはやりません。もし休みと確定しているのであれば95人分、例えば5人来ないということが分かっていたら5人分は削ります。現在はその処置がされていないというところで、休んでいる子たちのところにご飯が行くわけでもない。そして、町はそのお金を払い続けている。これはお金の使い方として、少し管理というかやり方がずさんなのではないかなと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 馬場教育長、答弁願います。

〔教育長 馬場敏男登壇〕

○教育長（馬場敏男） 上野議員さんの質問に、教育長、答弁させていただきます。

給食費を徴収していたときには、不登校の子たちの保護者に今月分について給食費はどうしますかということで個々お尋ねし、保護者の思いとすると、子どもがいつ学校へ行ってくれるかもしれないので、ぜひ今月はとかというやり取りをさせていただいておりました。今、確かに不登校の子たちでいつ学校に来るか分からない子たちを、こちらの見積りの中だけで全て給食費をカットしていいか、それとも改めて保護者のほうにそのことを問うて保護者の判断を委ねるかというところもあったのですが、先ほど町長のほうが答弁したとおりに、学校に来やすく、気兼ねなく給食を食べられる環境づくりという一つとして、保護者には尋ねずにこちらのほうで給食の数には算定させていただき、実際に改めて再開するときには1週間程度の日数が必要ですので、いつ来てもいいようにというような考えの下で今のところは算定をさせていただいております。今、公的なお金のことについてのご指摘がありましたので、そういった部分で全ての保護者に長期、何日間休むからどうしますかというような問いかけをするようなことは考えておらず、今はそのような環境づくりということで給食費に入れているということが考えでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員、質問願います。

○5番（上野葉月議員） いつ来てもいいかに対して対策するということがあったのですが、不登校者、かなり学校に関して心理的な負担が多い子が多いです。その中で、学校にいつ来てもいい、

そして家庭においてもいつ来てもいいということはいつ行ってもいいという状態を保ち続けるということです。その段階をもうやめた、そこからはやめて、そしてだからフリースクールに行くわけです。フリースクール等、学校ではない場所を求めて移行していく人たちも今はいます。その人たちに対していつ来てもいいように学校給食を確保していくというのは、私には今のは詭弁にしか聞こえないのですけれども、そこはいかがでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 馬場教育長、答弁願います。

〔教育長 馬場敏男登壇〕

○教育長（馬場敏男） 上野議員さんの質問に教育長、答弁をさせていただきます。

現在、町内でも数名の子がフリースクールに値するところの施設に行っているのは事実でございます。そういう子たち数名いるということも事実ですので、そのフリースクールに行くことを教育委員会、学校等も相談の上で認めているというか、ところもありますので、そのところで給食費についてのどうするかということをお聞きするという方法もあるかなというふうに今は思っています。ただ、詭弁というお言葉を言われたのですけれども、思いとするとやっぱり学校に来てほしいなという思いはありますので、そのような思いでやらせていただいているというのが実情でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員、質問願います。

○5番（上野葉月議員） 教育機会確保法も施行されて、子どもが急用のために学校を休むということも保証されています。なので、どの子に対してもいつでも来られるようにという体制を取り続けるということも少し見直していただけたらなと思います。そして、給食費について全て在籍者数でカウントして注文している、そして経費も発生しているというところは是正していただきたいと思えます。

次なのですけれども、不登校、11月中の1週間続けて休んでいる子についてお聞きしたのですけれども、これが文科省定義の不登校、小学校、中学校合わせると19名なのですが、その人数よりも今少ない数をお知らせいただいたのですけれども、これはどういった差異によって出ているのでしょうか。

では、もう一回。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員、質問願います。

○5番（上野葉月議員） すみません。ちょっと時間がないので質問を変えるのですけれども、文科省定義で小学校7名、中学校12名というふうに言われました。そして、11月中の1週間のところでの欠席者数として小学校4名、中学校11名、そしてその次の週が小学校7名、中学校6名というふうにお答えいただいたと思います。恐らく文科省定義のほうが不登校の定義について重く見た定義をしていると思うので、文科省でこの7人、12人という子は、もう長期的に休んでいる子かなと思うのです。11月中の1週間ということでお聞きしたのは、私が保護者、そして学校の先生等からち

らっとお聞きしているところによりますと、中学校は既に1クラス2人ぐらいの来ない子がいるという話を聞いています。そこのところの人数を聞きたかったのですけれども、今お答えしていただいたところだと中学校が6名というところで、私が見聞きしている話と少し違うなというふうに思います。でも、恐らく聞いてもこの数しか出てこないと思いますので、これについては恐らく私が思っている定義と教育委員会で思っている定義とちょっと違うのかなと思います。これについてはまたこの数字ということでお話としては承ります。

次の質問に移ります。給食についての提供方式についてなのですが、谷津田米を提供していることについてです。滑川町、お米を作っている方も多いと思います。やはりご飯は炊きたてが一番おいしいというのは言うまでもないことかと思えます。そして今、調理から運搬までの時間をお聞きしたのですけれども、調理開始が6時で学校に到着するのが8時、そうすると学校の給食、いわゆるいただきますをする時間というのが12時20分ぐらいになるのかなと思うのですけれども、学校にご飯が到着してから食べ始めるまでの時間が4時間20分以上あるというのは、やはりおいしさとしてはどんどん落ちてしまうのではないかなと思います。そして、炊き始めてからも6時間、幾らおいしいお米を使ってもやはり時間がたってしまうと味は落ちていくので、やはり今の委託体制というのは何十年も前に決めたものだと思いますので、そこのところをもう少し検討する余地はあるのではないかと考えています。

それから、全面委託方式を滑川町が取り続けることについてなのですが、コストがかかる、それから維持管理費がかかるということだったのですが、全面委託方式を使っていない滑川町、八潮市以外のところは、全てその負担をコストがかかりながらも市町村で引き受けて給食を提供しています。滑川町はそれを引き受けずに給食提供しているというところで、もちろんコストがかかる、そしてこれは長期的にずっとかかるというところは分かるのですけれども、ほかの市町村は皆そこをコスト負担しているところですので、滑川町も検討をお願いしたいと思います。

それからワクチンについてちょっと言いたいところがあるのですけれども、副反応での死亡者数について死亡者数がどんどん上がっていて、11月5日現在で1,359人の副反応死亡者数が出ています。そして、国民全体の死亡者数、総死亡者数というのはコロナがはやった令和2年よりもワクチン接種が進んだほうが総死亡者数は上がっています。やはりこの点を考えて、コロナ対策の検証とワクチン対策の検証は引き続き行っていただきたいと思っています。

質問は以上です。

○議長（瀬上邦久議員） 以上で上野葉月議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

◎次会日程の報告

○議長（瀬上邦久議員） 明日2日は、午前10時から全員協議会を開きます。

◎散会の宣告

○議長（瀬上邦久議員） 本日はこれにて散会といたします。

お疲れさまでした。

（午前11時57分）

○議会事務局長（島田昌徳） ご起立願います。

相互に礼。

お疲れさまでした。

令和3年第230回滑川町議会定例会

令和3年12月3日（金曜日）

議事日程（第3号）

開議の宣告

- 1 議案第85号 滑川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 2 議案第86号 滑川町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 議案第87号 滑川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 議案第88号 滑川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第89号 滑川町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第90号 滑川町浄化槽事業条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第91号 滑川町都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 議案第92号 令和3年度滑川町一般会計補正予算（第5号）の議定について
- 9 議案第93号 令和3年度滑川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の議定について
- 10 議案第94号 令和3年度滑川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の議定について
- 11 議案第95号 令和3年度滑川町水道事業会計補正予算（第3号）の議定について
- 12 議案第96号 町道路線の認定について
- 13 閉会中の継続調査の申し出について（議会運営委員会）

日程の追加

- 14 諮問第2号 滑川町人権擁護委員候補者の推薦について

出席議員（13名）

1番	宮島一夫	議員	2番	高坂清二	議員
3番	松本幾雄	議員	5番	上野葉月	議員
6番	井上奈保子	議員	7番	紫藤明	議員
9番	北堀一廣	議員	10番	上野廣	議員
11番	菅間孝夫	議員	12番	内田敏雄	議員
13番	吉野正浩	議員	14番	阿部弘明	議員
15番	瀬上邦久	議員			

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	吉田昇
副町長	柳克実
教育長	馬場敏男
総務政策課長	小柳博司
税務課長	篠崎仁志
会計管理者兼 会計課長	木村俊彦
町民保険課長	岩附利昭
健康福祉課長	木村晴彦
健康づくり課長	武井宏見
環境課長	関口正幸
産業振興課長兼 農業委員会事務局長	服部進也
建設課長	稲村茂之
教育委員会事務局長	澄川淳
水道課長	會澤孝之

本会議に出席した事務局職員

議会事務局長	島田昌徳
書記	田島百華
録音	宮島栄一

○議会事務局長（島田昌徳） ご起立願います。

相互に礼。

ご着席願います。

◎開議の宣告

○議長（瀬上邦久議員） 皆さん、おはようございます。議員各位には第230回滑川町議会定例会第5日目にご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は13名全員であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

（午前10時00分）

◎議案第85号の説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第1、議案第85号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

小柳総務政策課長に提出議案の説明を求めます。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） おはようございます。総務政策課長、議案第85号 滑川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案第85号 滑川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年11月29日提出

滑川町長 吉田 昇

提案理由ですが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、滑川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により、議決を求めるとでございます。

内容でございますが、お手元でございます新旧対照表を御覧ください。今般の法律改正によりまして、条例の第1条及び第5条に引用しております法律に条ずれが生じました。これを改めるもの

でございます。

なお、施行は交付の日から、適用は令和3年9月1日からでございます。

以上、誠に雑駁ではございますが、議案第85号の説明といたします。ご審議のほどよろしく願
いいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質問時間は答弁を含み30分とします。

質問形式は、対面一問一答方式とします。

議長より指名を受けた質問者は、質問席につき、質疑に入ります。1回目に一括質疑、一括答弁、
または最初から一問一答方式にするかは、質問者に委ねます。

質疑ありませんか。

北堀議員。

〔9番 北堀一廣議員登壇〕

○9番（北堀一廣議員） 9番、北堀です。1点確認をさせてもらいたいのですけれども、これは特
定というのは、これは何を指しているのですか。

○議長（瀬上邦久議員） 小柳総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、北堀議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

特定の個人を識別するためのということになりますので、個人を識別するためのお名前ですか、
住所ですか、性別ですか、そういったものがこちらの特定というものに当たるものと解釈して
おります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 北堀議員、質疑願います。

○9番（北堀一廣議員） 今、課長から説明がありましたが、そのほかには指しているものはありま
せんか。

○議長（瀬上邦久議員） 小柳総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、北堀議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

先ほど答弁をいたしていましたが他にも特定、個人を識別するというものでございますので、住
所ですか、あるいはマイナンバーの番号ですか、そういったものも該当するかと思われま
す。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 北堀議員、質疑願います。

○9番（北堀一廣議員） 了解しました。

以上です。

○議長（瀬上邦久議員） ほかに質疑ありませんか。

阿部議員。

〔14番 阿部弘明議員登壇〕

○14番（阿部弘明議員） 14番、阿部でございます。よろしくお願いします。

この情報の提供に関する条例が、まず一方ではあるわけですがけれども、続いて次の議案に個人情報保護条例というのがあるわけなのですけれども、その関連というか、今、出されているのは、提供はどのような形でできるのかということだと思えるのですけれども、その次の保護条例との関連をちょっと教えていただけますか。

○議長（瀬上邦久議員） 小柳総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、阿部議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

個人情報の提供に関しましては、国で定めております法律等で、こういったものに利用されるというのは規定がございます。また、国の規定により市町村で条例等により整備されたものにつきましては、個人情報の利用ができるという規定もございますので、そういったものに関しての利用ということでございます。

個人情報の保護につきましては、そういった個人情報を第三者等には提供しないということで、守秘義務等を細かく規定したものになっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員。

○14番（阿部弘明議員） この個人情報の提供に関する条例については、要するに例えば国だとか様々な機関にこの情報を提供できると、要するにそういうような規定になっている。ただ、その保護というと、それは要するに保護をするわけだから提供はできませんよというようなことに関わってくるのだらうと思うのですけれども、どのような場合にできて、どのような場合にはできないというふうになるのか、その辺を教えてください。

○議長（瀬上邦久議員） 小柳総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、阿部議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

議案第85号については、滑川町の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用ということになりますので、役場の中で行っております様々な業務がございますけれども、この中で、先ほど申し上げましたように、国によってマイナンバー、個人番号を利用してもいいもの、それと市町村が条例に定めて個人番号を利用しているもの、そういったものの規定をしているものがこちらの85号ということになります。

86号、この次の条例案でございますけれども、こちらについては先ほど言ったように個人情報に

関してはマイナンバーだけでなく、様々な個人情報に関して保護を定めているということでございますので、その辺のところの違いになるかと思えます。

今、国のほうでマイナンバーを利用したワンストップのサービスとか様々なものが進めておりますけれども、そういったものの利用に関しては、この85号こちらのほうが該当されるということになりますので、ご了解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員。

○14番（阿部弘明議員） 例えばこれからマイナンバーに預金口座だとか、あと健康保険だとか様々なものがひもづけされるわけです。そのひもづけされた情報は、町でマイナンバーを管理しているということで、町が持っている、町が様々な情報について、例えば国などの機関に提供するという場合のことを、これは想定をしているということよろしいのですか。

○議長（瀬上邦久議員） 小柳総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、阿部議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

先ほど阿部議員さんからの質問の中でお話がありました預金口座ですとか健康保険等につきましては、現実、国のほうでマイナンバーにひもづけしようということで進めている事務でございます。ただ、現在のところこれらにつきましては、まだ任意ということですので、個人の方がマイナンバーのほうに口座等をひもづけをしない限り、これについてはマイナンバーの個人情報の中には載ってこないという状況でございますので、全てが役場のほうでデータを持っているという状況ではございません。

しかしながら、今後、国のほうでマイナンバーを利用したものの様々な施策を定義しているようでございますので、今後、いろんな分野がこのところにひもづけされるのではないかと予想はしているところでございます。

以上でございます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員。

○14番（阿部弘明議員） おっしゃるように、今後、そういったような今のマイナンバーとも格段違う様々な情報がこのカードの中に入るということになるのだと思うのです。それを町が管理をするということに現実的にはなるわけなのです。今、いろんな市町村でカードが紛失したとか、いろんな事件が起きているのも現実あったり、そういった情報が漏洩するということなどは度々出てきているのですが、要するにそうやって情報を集積すること自体おかしいというふうには思うのですが、しかし現実にも、政府が進めようとしているのはそういうことになっているわけで、では提供を、先ほど言いましたけれども、例えば今度デジタル庁ができましたけれども、デジタル庁の指示に従って、この情報はこちらに流してもいいよとかというような話にどんどん広がって

く可能性があるのですけれども、その情報を提供しないと、これは提供できないのだというようなことを、例えば私のこのマイナンバーについては提供しないでくれといった場合には、町としては提供できないということよろしいのですか。

○議長（瀬上邦久議員） 小柳総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、阿部議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

そこまでちょっと詳しいところは、こちらのほうでも申し訳ないですけれども、情報は把握していないというのが正直なところ。ただ、先ほど言ったようにマイナンバーへのひもづけというのは、現在、任意で個人の作業になっておりますので、その辺のところについては、個人がひもづけをしない限り、情報は一緒にくっついていくということは、まずあり得ないと思います。

今後、先ほども言いましたけれども、国のほうでこの制度をどのように活用していくのかといったところの中で、場合によってはかなり強い締めつけの中でひもづけする作業が生じてくる可能性がございます。その辺のところは否定できませんけれども、現在のところ任意ということになっておりますので、ご理解いただければと存じます。

以上でございます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員。

○14番（阿部弘明議員） そういったようなまだ想定されていないようなこともあるのですけれども、しかし今マイナンバーカードの普及ということで、政府を挙げてやっているわけです。町でもやっているわけです。今、さらにポイントをつけるということで、2万円ぐらいのポイントを全部やれば、保険証のひもづけと口座をひもづけとやればそれだけもらえるということで、それにつられてどんどん普及するだろうなというふうに思うのですけれども、そんな手も使ってやりながら、要するに個人情報については誰が責任を持っているのかなというふうに思うのですけれども、これはやはり自治体が、例えばひもづけされてしまったカードについては、やはり町の責任で、例えば先ほど私も言いましたけれども、要するに提供しないでくれと、私の情報についてはほかに漏らさないでくれというふうに言われたら、やはり漏らしてはいけないのではないかなというふうに思うのですけれども、それはまだあれではないかもしれませんが、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（瀬上邦久議員） 小柳総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、阿部議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

先ほど阿部議員さんがおっしゃってございました個人の番号、その提供等に関してですけれども、法律上、規定されているものについては、やはり市町村でそのところを拒むことはできないというふうに解釈しております。だから、法律上定まっていけないものについては、これは全て任意になりますので、そういったものについては、個人の意見というのが尊重されるべきだというふうに

考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員。

○14番（阿部弘明議員） これからの話もかなり出てくるというふうに思います。この個人情報保護法の問題についても、町は保護が義務ということになるわけですが、しかし一定の規制緩和がどんどん進められるということで、いろいろな形で個人情報が使われてしまう。要するに本人が意図しないところにどんどん使われる可能性が非常に高くなるので、ここのところは町としても研究していただきたいと思うのです。国が個人情報保護の問題について法律をつくるから、それに町も準じて行うようにという形になるだろうと思うのですが、しかし町としてはそれを上回るきちんとした保護についての条例を確立する必要があるというふうに思うので、今後、その辺についてはお願いしたいというふうに思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（瀬上邦久議員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより議案第85号 滑川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

◎議案第86号の説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第2、議案第86号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

小柳総務政策課長に提出議案の説明を求めます。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、議案第86号 滑川町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案第86号 滑川町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について。

滑川町個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年11月29日提出

滑川町長 吉田 昇

提案理由でございますが、デジタル庁設置法の施行に伴い、滑川町個人情報保護条例の一部を改正する条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により、議決を求めるものでございます。

内容でございますが、お手数ですが、お手元の新旧対照表を御覧ください。改正は、第22条の2関係でございますが、デジタル庁設置法により情報提供ネットワークの所管が総務大臣から内閣総理大臣に変更されたことによります改正と、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により、条例に規定する法律に条ずれが生じたため、これを改めるものでございます。

なお、施行は公布の日から、適用は令和3年9月1日からでございます。

以上、誠に雑駁ではございますが、議案第86号の説明といたします。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより議案第86号 滑川町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

◎議案第87号の説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第3、議案第87号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

小柳総務政策課長に提出議案の説明を求めます。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、議案第87号 滑川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案第87号 滑川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

滑川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年11月29日提出

滑川町長 吉田 昇

提案理由でございますが、令和3年8月10日付の人事院の勧告を踏まえ、不妊治療のための特別休暇を新設するため、滑川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により、議決を求めます。

内容でございますが、お手元でございます新旧対照表をお開きください。条例第14条で規定をしております特別休暇に関して、第2項23号に不妊治療に係る特別休暇の規定を新たに設けるものがございます。休暇の日数は、1年において5日の範囲内とし、体外受精の場合は10日の範囲内とするものがございます。またあわせて、関連します条文の改正と文言の整理を行っております。なお、施行については、令和4年1月1日からでございます。

以上、誠に雑駁ではございますが、議案第87号の説明といたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

阿部議員、質疑願います。

〔14番 阿部弘明議員登壇〕

○14番（阿部弘明議員） 14番、阿部弘明でございます。よろしく申し上げます。

職員のこの休暇に関する問題については出ているのですけれども、非常勤職員等については条例ではないのですか、ちょっとお聞かせください。

○議長（瀬上邦久議員） 小柳総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、阿部議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

非常勤、会計年度任用職員さんということでよろしいでしょうか。会計年度任用職員さんの内容

につきましては、規定のほうで定めておりますので条例ではございません。

以上でございます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員。

○14番（阿部弘明議員） では、改めてお聞きしたいのですけれども、職員と同様の休暇の規定になっているのでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 小柳総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、阿部議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

休暇の規定につきましては、基本的には一般職の職員と同様という考えではございます。ただ、会計年度任用職員さんにつきましては、一般職等の職員とは違いまして、週に何日あるいは1日当たり何時から何時というところで、それぞれ勤務時間のほうは異なります。その勤務時間に応じた形で年休等の取得というのを規定しております。

また、育休等につきましては、従来、なかなか無給で取得をするだとかと、そういったような規定になっておりました。この会計年度任用職員の休暇につきましては、今回の定例議会の中の全員協議会の中でご説明をさせていただきましたけれども、この1月、それと年明け4月、年明けの12月ということで、3段階に分けて改定をする予定でございます。

これにつきましては、全て人事院勧告に基づいた内容ということになっておりますので、ご理解をいただければと存じます。

以上でございます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員。

○14番（阿部弘明議員） 分かりました。ありがとうございます。

○議長（瀬上邦久議員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより議案第87号 滑川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 88 号の説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第 4、議案第 88 号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

篠崎税務課長に提出議案の説明を求めます。

〔税務課長 篠崎仁志登壇〕

○税務課長（篠崎仁志） 税務課長、議案第 88 号 滑川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

提案理由でございますが、全世帯対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法の一部を改正する法律及び全世帯対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令が公布されたことに伴い、滑川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定したく、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、議決を求めるものでございます。

それでは、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の内容の説明をさせていただきます。

主な改正内容ですが、未就学児の国民健康保険税について、被保険者均等割額の 5 割を軽減する措置の改正となっており、また、既に均等割額軽減判定となっている世帯についても、全ての未就学児が従来の方額の 5 割となる改正となっております。

それでは、資料の滑川町健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表を御覧いただきたいと思ひます。1 ページの第 2 条から 3 ページの第 21 条第 1 項第 3 号までは、規定の整備に併せ用語の改正等所要の整備を行ったものでございます。

3 ページ中段の第 21 条第 2 項は、法規定の新設に併せて新設したもので、未就学児に係る国民健康保険税の被保険者均等割額の軽減措置に伴い、国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である被保険者がいる場合には、当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額を軽減するものでございます。

第 2 項第 1 号は、基礎課税額医療分で、未就学児 1 人につき軽減するもので、アは 7 割軽減世帯について 3,900 円、イは 5 割軽減世帯について 6,500 円、ウは 2 割軽減世帯について 1 万 400 円となり、エはそれ以外の世帯について 1 万 3,000 円となるものでございます。

第 2 項第 2 号は、後期高齢者支援金等課税額で、未就学児 1 人につき軽減するもので、アは 7 割軽減世帯について 1,800 円、イは 5 割軽減世帯について 3,000 円、ウは 2 割軽減世帯について 4,800 円となり、エはそれ以外の世帯について 6,000 円となるものです。

4 ページを御覧ください。第 21 条の 2 は、規定の整備に併せ所要の整備を行ったものでございま

す。

また、附則第2項から、5ページ中段の附則第4項までと、5ページ下段の附則第6項から、8ページの附則第13項までは、法律改正に併せて改正したもので、所要の規定の整備を行ったものでございます。

以上で、議案第88号 滑川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

阿部議員、質疑願います。

〔14番 阿部弘明議員登壇〕

○14番（阿部弘明議員） 14番、阿部弘明です。よろしく申し上げます。

今回のこの条例改定については、国の子育て支援の中で言われている中身だというふうに思うのですが、今回、この50%の割引というか、未就学児まで50%にするということ、この根拠というか、そこまでにしたという何か理由を教えてくださいと思います。

○議長（瀬上邦久議員） 篠崎税務課長、答弁願います。

〔税務課長 篠崎仁志登壇〕

○税務課長（篠崎仁志） 税務課長、阿部議員の質問に答弁いたします。

趣旨でございますけれども、導入案としまして国民健康保険制度は、保険税応益と応能で設定されていますけれども、その上で低所得世帯に対して軽減世帯の7割、5割、2割軽減が講じられているということで、その中で子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国、地方の取組として国保制度における均等割を軽減するという趣旨となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員。

○14番（阿部弘明議員） このことによって、国保の財政に与えられる影響というか、どのような形になるのか、幾らぐらいなのか、それは試算されていますか。

○議長（瀬上邦久議員） 篠崎税務課長、答弁願います。

〔税務課長 篠崎仁志登壇〕

○税務課長（篠崎仁志） 税務課長、阿部議員の質問に答弁いたします。

対象の世帯と人数ということで、令和3年度課税ベースなのですが、54世帯で72人となっております。

また、軽減をして合計で幾らになるかということでございますけれども、先ほどの54世帯、72人で計算いたしますと約97万3,000円という額になります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員。

○14番（阿部弘明議員） 半額ではなくて免除という形になると、この2倍ということでもよろしいのですね。ということは約200万円弱という、ちょっと、では答弁をお願いします。

○議長（瀬上邦久議員） 篠崎税務課長、答弁願います。

〔税務課長 篠崎仁志登壇〕

○税務課長（篠崎仁志） 税務課長、阿部議員の質問に答弁いたします。

この金額につきましては、現在の課税ベースでということ为先ほども答弁させていただいておりますけれども、この金額については令和3年度でやっておりますので、この条例については令和4年度分の国保税のほうで適用になるものでございます。したがって、令和4年度の課税というのは、まだこれから令和3年中の所得で算定するということですので、現在については出ていないというわけでございます。いずれにしても令和4年度からの適用ということで、ご理解をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員。

○14番（阿部弘明議員） この軽減措置について国や県からの補助というのはどの程度あるのですか。

○議長（瀬上邦久議員） 篠崎税務課長、答弁願います。

〔税務課長 篠崎仁志登壇〕

○税務課長（篠崎仁志） 税務課長、阿部議員の質問に答弁いたします。

この補助ということなのですが、それぞれ国が2分の1、県が4分の1、町4分の1ということになります。軽減で減収となった部分につきましては、県、国分については保険基盤安定金で歳入となるという予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員。

○14番（阿部弘明議員） 軽減措置については私も大歓迎で、ぜひこれまでもお願いしてきたところですが、このくらいかというと変ですけども、町の財政にとってもそんなに大きな影響を与えるようなものでもないし、今回については国、県からの補助があるということもあるので、今後、さらに半額とは言わず免除すると、子どもが生まれれば国保税が上がるという、まさに人頭税と言われているものなので、ここはやはり他の自治体でもこの減免措置をやっていますので、さらに広げて免除の方向に向けてお願いしたいなというふうに思います。

私の質問は以上です。よろしくお願いいいたします。

○議長（瀬上邦久議員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより議案第88号 滑川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

◎議案第89号の説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第5、議案第89号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

関口環境課長に提出議案の説明を求めます。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、議案第89号 滑川町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由ですが、下水道法の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、滑川町下水道条例の一部を改正いたしたく、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

配付されております資料の新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。滑川町下水道条例第12条9号中ですが、引用しております下水道法第6条4号の前に、特定都市河川浸水被害対策法の改正に伴い、一部を追加されたため、引用している下水道法第6条の号数は1つずれ、4号から5号になったための改正でございます。

また、この条例は、公布の日から施行し、令和3年11月1日から適用するものでございます。

以上、議案第89号 滑川町下水道条例の一部を改正する条例の制定について説明といたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより議案第89号 滑川町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

◎議案第90号の説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第6、議案第90号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

関口環境課長に提出議案の説明を求めます。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、議案第90号 滑川町浄化槽事業条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

提案理由ですが、令和4年4月1日から公設浄化槽の使用料徴収を水道課に委託することに伴い、滑川町浄化槽事業条例の一部を改正する条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

配付されております資料の新旧対照表を御覧いただきたいと思います。滑川町浄化槽事業条例の第14条使用料の徴収ですが、第2項の偶数月にその前2か月分（以下「使用月」という。）とするものです。これは現在、公設浄化槽の使用料を年6回、偶数月に前の2か月分を徴収していましたが、来年度から水道課に徴収を委託することにより、現在、水道課で行っている徴収方法に合わせるものでございます。

具体的には、偶数月に福田地区、基数月に宮前地区の公設浄化槽使用料を定額3,300円、2か月分を徴収するものでございます。

続いて、第3項の使用料は、「使用月のうち後の月の翌月の末日までに納入しなければならない」を、「使用料は、町の水道料金に併せて徴収することができる。」とするものです。

これは先ほど説明したとおり、徴収を水道課に委託するため、徴収方法は水道課に合わせて水道料金とともに徴収するというものでございます。また、使用料の納期限については、条例施行規則で定めております。

ちなみに、下水道使用料及び農業集落排水使用料については、以前より水道課に委託しております。今回の条文の改正も先行しておりますそれらの条文に合わせているということでございます。

この条例は、令和4年1日から施行するものでございます。

以上、議案第90号 滑川町浄化槽事業条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わりといたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより議案第90号 滑川町浄化槽事業条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

◎議案第91号の説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第7、議案第91号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

稲村建設課長に提出議案の説明を求めます。

〔建設課長 稲村茂之登壇〕

○建設課長（稲村茂之） 建設課長、議案第91号 滑川町都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

提案理由につきましては、都市計画法の改正に伴い、滑川町都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定に基づき、議会の議決をいただきたいので、本議案を提出するものでございます。

お手元にありますA4判横の新旧対照表を御覧ください。新旧対照表の中段の第7条ただし書及び下段の第8条ただし書の2か所の政令「第8条第1項第2号ロから二まで」のこの文言を政令「第

29条の9各号」に改めるものでございます。こちらにつきましては、政令の引用箇所が変更になったものでございます。

その他第3条につきましては、文言の整備でございます。

なお、施行日につきましては、法律等の施行日と合わせて令和4年4月1日となりますが、経過措置も設けさせていただいております。

以上、簡単ではございますが、議案第91号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより議案第91号 滑川町都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。再開は午前11時10分とします。

休 憩 （午前10時54分）

再 開 （午前11時10分）

○議長（瀬上邦久議員） 再開します。

◎議案第92号の説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第8、議案第92号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

小柳総務政策課長に提出議案の説明を求めます。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、議案第92号 令和3年度滑川町一般会計補正予算（第5号）の議定についてご説明申し上げます。

1ページをお開きください。議案第92号 令和3年度滑川町一般会計補正予算（第5号）、令和3年度滑川町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7,167万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ70億8,936万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の総額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表 債務負担補正」による。

令和3年11月29日提出

滑川町長 吉田 昇

2ページをお開きください。本補正予算の歳入に関しまして概要をご説明いたします。

歳入の主なものは、款1町税9,950万円、款15国庫支出金1億2,922万7,000円、款16県支出金3,849万2,000円で、町税に関しては決算見込額の推計により、また国庫支出金、県支出金につきましては事業費の増大に伴い、それぞれ補正するものでございます。

3ページをお開きください。歳出に関しまして概要をご説明いたします。歳出の主なものは、款3民生費2億186万4,000円、款10教育費3,663万6,000円でございます。内容につきましては、新規事業のほか既存事業に係る事業費の増額等でございますが、詳細につきましては後ほどご説明をさせていただきます。

続いて、5ページをお開きください。「第2表 債務負担行為補正」でございます。追加事項を1件、変更事項を1件お願いするものでございます。

追加事項につきましては、月の輪小学校校務用パソコン機器等賃貸借事業でございます。期間は令和4年度から令和8年度まで、限度額は今後確定する賃貸借契約により決定した額でございます。

次に、変更事項でございます。公用車借上料（令和4年度分）でございます。限度額が確定したことに伴いまして、変更後の限度額を1,280万円としたいものでございます。

それでは、これより歳入歳出補正予算の詳細につきましてご説明申し上げます。補正が多岐にわたるため、少々お時間をいただきますが、よろしく願いをいたします。

8ページをお開きください。初めに、歳入予算からでございます。款1町税、項1町民税、目1個人でございますが、節1現年課税分のうち所得割において1億円の増額補正でございます。本年度の調定見込額及び徴収率等から決算見込額を推計したところ1億円の増額が見込まれることから、増額補正をさせていただくものでございます。

次に、項2固定資産税を御覧ください。目1固定資産税、節2滞納繰越分でございますが、こちらにつきましては納付見込みが予算額に対して減少する見込みであることから500万円を減額補正させていただくものでございます。

次に、項3軽自動車税でございますが、目1種別割、節1現年課税分におきましては、人口の増等により課税台数が増加しており、種別割を350万円増額補正するものでございます。

次に、款15国庫支出金でございます。項1国庫負担金、目2民生費国庫負担金につきましては、事業費の増大に伴う負担金といたしまして、節2障害福祉費国庫負担金のうち障害福祉サービス介護給付費・訓練等給付費負担金2,863万8,000円を、節3児童福祉総務費国庫負担金につきましては、子どものための教育・保育給付交付金に3,403万円等を増額補正しております。また、目3衛生費国庫負担金、節2予防費国庫負担金につきましては、新型コロナワクチン予防接種事業国庫負担金といたしまして512万4,000円の増額補正でございます。

続いて、9ページをお開きください。項2国庫補助金のうち、目1総務費国庫補助金でございますが、節6企画費国庫補助金に新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金、こちらに追加の交付見込みがあったことから958万9,000円を増額補正しております。なお、本交付金につきましては、以後、臨時交付金と申し上げますのでよろしくお願いをいたします。

次に、目2民生費国庫補助金でございます。節3児童福祉総務費国庫補助金に合計3,023万8,000円を計上させていただきました。主なものといたしましては、学童クラブよつば及びよつば保育園の増改築事業に伴う国庫補助金といたしまして、放課後児童クラブ整備費補助金1,229万9,000円、保育所等整備交付金1,700万9,000円等増額しております。

次に、目3衛生費国庫補助金でございます。こちらの主なものを申し上げますと、節2予防費国庫補助金のうち新型コロナワクチン接種再生構築事業補助金885万6,000円を増額補正しております。こちらはコロナワクチンの追加接種体制整備のための補助金でございます。

次に、目7教育費国庫補助金でございます。節2教育振興費国庫補助金のうち学校保健特別対策事業費国庫補助金142万5,000円を計上いたしました。こちらは、主に学校における感染症対策の物品等の購入に係る経費でございます。

次に、款16県支出金についてご説明いたします。国庫支出金でご説明しました予算との関係もございですが、項1県負担金、目2民生費県負担金のうち節2障害福祉費県負担金に障害福祉サービス介護給付費訓練等給付費負担金1,431万9,000円を計上しております。また、節3児童福祉総務費県負担金につきましては、子どものための教育・保育給付交付金に1,481万7,000円等を計上させていただきました。

続いて、16ページをお開きください。項2県補助金、目2民生費県補助金でございます。節3児童福祉総務費県補助金に乳幼児医療費支給事業補助金163万円、また学童クラブよつばの整備事業に係る県補助金として、放課後児童クラブ整備費補助金282万4,000円を計上しております。

次に、款18寄附金についてご説明をいたします。項1寄附金、目1一般寄附金につきましては、節1といたしまして寄附の受入れに伴い40万2,000円を増額補正しております。

次に、目2総務費負担金、節2企画費寄附金でございます。こちらにつきましては、まちづくり応援基金に100万円、また新型コロナウイルス感染症寄附金に150万円など合計300万円の増額補正でございます。

続いて、11ページを御覧ください。款21諸収入、項1延滞金加算及び過料、目1延滞金でございます。町税延滞金といたしまして100万円の増額補正でございます。

以上が、歳入予算の主なものでございます。

続きまして、歳出予算をご説明申し上げます。なお、人件費に関する予算につきましては省略をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

12ページの中段下から御覧ください。款2総務費、項1総務管理費、目4会計管理費でございますが、歳入予算でもご説明いたしました臨時交付金の追加交付を活用し、節17備品購入費にセミセルフレジ2台分410万3,000円を予算計上させていただきました。感染症対策といたしまして会計課及び町民保険課町民担当のところにこちらのレジを導入する予定でございます。

次に、目5財産管理費でございます。節14工事請負費に令和4年度からの機構改革に伴う関係経費といたしまして、合計241万5,000円の工事請負費を計上いたしました。内容といたしましては、庁舎内の電話回線の増設が必要なことから、庁舎電話増設設定変更工事に38万円、また来庁者のために庁舎内の案内看板等を変更する工事といたしまして、庁舎案内表示等変更工事203万5,000円でございます。

13ページを御覧ください。機構改革に伴う関連予算が続きますが、新たな課が設置されることや来年度採用予定の新規採用職員の備品購入費といたしまして、庁舎関係備品318万5,000円を計上しております。なお、こちらの予算内では臨時交付金を活用した庁舎検温器の導入費も計上しております。

次に、目6企画費でございます。節16公有財産購入費といたしまして、月輪六軒集会場用地取得費240万8,000円を計上しております。こちらは土地開発基金にて購入した用地についての償還金でございます。

次に、目10コミュニティセンター費でございます。節14工事請負費といたしまして、高圧気中開閉器取替工事85万1,000円を予算計上いたしました。こちらは電気の事故が発生した場合、近隣への波及影響を止めるための設備が経年により劣化のおそれがあるため更新するものでございます。

また、節17備品購入費といたしまして、庁舎に導入する予定の検温器と同様のものをコミュニティセンターにも設置整備したいため予算計上をしております。

続いて、14ページを御覧ください。款2総務費、項2徴税费、目2賦課徴収費でございます。節11役務費に手数料51万5,000円を増額補正しております。こちらは、口座振替手数料やコンビニ収

納手数料等の増加によるものでございます。

続いて、款3民生費についてご説明をいたします。15ページを御覧ください。款3民生費、項1社会福祉費、目3障害福祉費でございますが、節18負担金、補助及び交付金に障害福祉サービス介護給付費訓練等給付費5,635万3,000円の増額補正でございます。こちらは、当初の見込みより利用者が多いためでございます。

続いて、節19扶助費でございますが、日常生活用具給付等事業給付費に147万6,000円の増額補正でございます。こちらも利用者の増加によるものでございます。

続きまして、16ページを御覧ください。項2児童福祉費、目1児童福祉費総務費についてでございます。節12委託料では、保育所保育実施委託料7,233万9,000円の増額補正でございます。こちらは、保育所入所に係る費用でございますが、今後の費用を推計したところ不足額が生じるため増額補正をするものでございます。

次に、節18負担金、補助及び交付金でございます。障害児通所支援事業給付費負担金といたしまして1,758万9,000円の増額補正でございます。こちらは、申請及び利用実績が多くなったための増額補正でございます。また、その下、放課後児童クラブ整備事業補助金1,694万7,000円につきましては、学童クラブよつばの整備事業に伴うものでございます。

次に、節19扶助費でございますが、こども医療費に1,553万1,000円の増額補正をしております。こちらも支給件数等の増大によるものでございます。

続きまして、目2児童福祉施設費を御覧ください。節18負担金、補助及び交付金でございますが、民間保育所施設整備費補助金に1,913万5,000円の増額補正でございます。こちらは、先ほど申し上げました放課後児童クラブの整備事業とも関連がございますが、こちらにつきましては、よつば保育園の増改築に伴う整備費の補助金でございます。

次に、17ページを御覧ください。款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費でございます。節10需用費に修繕料165万円を計上しております。こちらは保健センター内のエアコンが故障しているための修繕費でございます。

続いて、目2予防費でございます。こちらでは新型コロナワクチン接種事業に伴う関連予算を中心に補正しております。節7報償費につきましては、総合体育館における集団接種に係る医師などの予算を計上しておりましたが、町内医療機関での接種者が増えたことから節12委託料に予算を組み替えるため減額補正するものでございます。

続いて、節10需用費の印刷製本費及び節11役務費の通信運搬費につきましては、それぞれ追加接種に係る接種券や予診票の印刷代、またその郵送料でございます。

次に、節12委託料でございますが、1,185万7,000円の計上をさせていただきました。こちらも追加接種に係るもので、町内医療機関で接種した場合、医療機関に支払うための予防接種委託料93万4,000円などでございます。また、減額補正しております予診票アウトソーシング業務委託料につ

きましては、追加接種に係る予診票が接種券と一体となったため減額補正をするものでございます。

次に、19ページの中段を御覧ください。款6農林水産業費でございます。項1農業費、目5農地費、節16公有財産購入費に、過去に土地開発基金で購入した土地の償還金をそれぞれ計上しております。

次に、款7商工費でございます。こちらにつきましては、当初予定しておりました事業の中止等に伴う補助金の減額が主なものでございます。

次に、款8土木費についてご説明いたします。20ページの中段を御覧ください。項2道路橋梁費、目2道路維持費でございますが、主に道路の補修修繕、維持修繕の経費といたしまして、節11役務費に町道補修作業員手数料540万円、節14工事請負費に交通安全施設維持工事135万円、町内全域補修工事に300万円、それぞれ増額補正しております。また、目3道路新設改良費では、節16公有財産購入費に土地開発基金への償還金といたしまして、町道用地取得費370万4,000円を計上しております。

次に、款9消防費についてご説明いたします。項1消防費、目3消防施設費でございますが、こちらも土地開発基金への償還金といたしまして315万3,000円を予算計上しております。

次に、款10教育費についてご説明いたします。21ページの下段から御覧ください。項1教育総務費、節17備品購入費でございますが、感染症予防対策のための備品といたしまして、令和4年度に増設となるクラスに設置する空気清浄機2台を購入するため16万円を、また22ページの上段に移りますが、同じく感染症対策の備品購入費といたしまして抗菌消臭コンビネーションマットや電子ミシン等を購入させていただき予算419万3,000円を増額補正しております。こちらは、共有による使用をなるべく避けることで、感染リスクを低減させるために整備したいものでございます。なお、財源等につきましては臨時交付金等を活用させていただきます。

次に、項2小学校費についてでございます。節10需用費につきましては、各小学校の修繕料や光熱水費を中心に151万円を計上させていただきました。また節12委託料につきましては、月の輪小学校のICT機器等整備業務委託料に156万9,000円を計上しております。こちらは来年度宮前小学校のクラスの増加に伴い、電子黒板を整備するためのものでございます。

次に、節16公有財産購入費でございますが、こちらも土地開発基金への償還金といたしまして、プール等移設用地取得費172万円を増額補正しております。

続いて、23ページをお開きください。項3中学校費でございます。目1学校管理費のうち節12委託料でございます雨水ろ過装置保守点検委託料99万円を増額補正しております。こちらは、通常3年に1度実施しております点検清掃業務を平成26年度以後点検業務のみ実施し、清掃業務を行っていないため本年度併せて実施したいものでございます。

次に、項4幼稚園費についてご説明をいたします。24ページをお開きください。目1幼稚園費につきましては合計177万4,000円を増額補正でございます。主なものを申し上げますと、節10需用費

では、幼稚園における感染症対策のための消耗品費の購入や光熱水費修繕料等で49万1,000円、また節17備品購入費といたしましては、こちらも感染症対策のための備品といたしまして足踏み式スプレースタンドや感染症予防テーブル等を整備したいたための補正予算でございます。

次に、24ページ、社会教育費についてご説明いたします。項5社会教育費、目2文化財保護費についてでございますが、会計年度任用職員の人件費に伴う減額補正のほか、25ページを御覧いただきまして、節13使用料及び賃借料に文化財の試掘調査が増加したための重機借上料を増額補正しております。また、節14工事請負費といたしまして、エコミュージアムセンター案内看板設置工事60万7,000円を計上させていただきました。

次に、26ページを御覧ください。項6保健体育費でございます。目2体育施設費、節10需用費の修繕料42万円につきましては、文化スポーツセンター内の事務室の空調機器の入替えに係る経費で、こちらについても臨時交付金の活用を予定しております。

次に、目3学校給食費でございますが、節10需用費では消耗品費に403万2,000円を、また給食用品費に549万6,000円を計上させていただきました。それぞれ学校給食に伴う給食用食器の購入と給食用食材の不足分についての増額補正でございます。また、節12委託料でございますが、給食委託料を3月までの歳出見込みを精査し1,140万1,000円増額補正させていただきました。

最後に、款13諸支出金でございます。項2基金費、目8まちづくり応援基金費にふるさと納税による寄附金がございますので、こちらをまちづくり応援基金に積立てをさせていただきます。

以上が議案第92号、一般会計補正予算（第5号）の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

上野葉月議員。

〔5番 上野葉月議員登壇〕

○5番（上野葉月議員） 上野葉月です。質問をさせていただきます。

まず、8ページなのですが、歳入、個人のところで補正額1億円というふうに今説明されたのですが、額が大きいので、このような補正に至った状況というのをもう少し詳しく説明していただけますでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 篠崎税務課長、答弁願います。

〔税務課長 篠崎仁志登壇〕

○税務課長（篠崎仁志） 税務課長、上野議員の質問に答弁いたします。

この1億円の増額の理由でございますけれども、納税義務者が増えたということと令和3年度の当初予算編成時におきまして、新型コロナウイルスの感染症の影響による大幅な減額ということで見込んでおりましたけれども、個人の所得につきましては予想したよりも影響を受けなかったとい

うことが思われまして、9月末時点の調定額も伸びたということで1億円の増額補正ということでさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員。

○5番（上野葉月議員） 滑川町は人口が緩やかに常に増えているので、納税義務者の増加というのは例年とそんなに変わった傾向ではないのかなと思うのですが、コロナ対策ということでかなり厳しく見ていたところの影響が大きいのかなと思うのですが、その厳しく見る前の年と比べると、例えばこれをそんなに厳しめに見て予算を立てなかったならば、こんなに補正額は出なかったのかなという、そういう印象でいいのでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 篠崎税務課長、答弁願います。

〔税務課長 篠崎仁志登壇〕

○税務課長（篠崎仁志） 税務課長、上野議員の質問に答弁いたします。

上野議員がおっしゃるとおり、新型コロナの影響がどのくらい出るかということが、私どもも予想があまりできなかったものですから、厳しく見ていたということになります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員。

○5番（上野葉月議員） 新型コロナに関しては、いろいろところで対策が取られていますし、この予算を組むに当たっても前年度からの踏襲ではなく、予測、推測をかなり入れながら予算立てされたと思います。なので、ここのところで実績が見えてきたところで現実のところはどうだったのかなという検証をよくしていただきたいなと思います。

次の質問に移ります。10ページなのですが、18の寄附金のところ、総務費寄附金等で例年あまり寄附金というのはないように思うのですが、まちづくり応援寄附金、新型コロナウイルス対策寄附金、企画費寄附金というふうに並んでいるのですが、この寄附金の受皿というか、分類というのはもともと用意されていたものなのでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 小柳総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、上野葉月議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

こちらの説明欄にある文言ということでよろしいでしょうか。それについてご説明いたします。

まず、まちづくり応援基金につきましては、こちらいわゆるふるさと納税分ということでございます。したがって、これについては例年こういったものというのを用意しております。また、その下段、新型コロナウイルスの対策の寄附金につきましては、昨年からのこの名目で寄附金を受けておりますので、これについては昨年に引き続きということで同様にあります。最後の3点目、企

画費の寄附金ですけれども、こちらについてはあらかじめ用意はしておらないという項目でございました。これについては寄附された方とご相談を申し上げたところ、町の様々な企画事業に使っていただきたいという願いがございましたので、それを酌み入れましてこういった形で設定をさせていただいた次第でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員。

○5番（上野葉月議員） 企画費寄附金については、何か特定の企画があるのかなと思ったりしたものでお聞きしました。

関連で26ページのほうで、まちづくり応援基金積立金100万円になっていくのだと思うのですが、この積立てした結果の用途というのは今時点で決まっているのでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 小柳総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、上野葉月議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

こちらの基金の関係ですけれども、具体的に現在のところ何をやるというところの決まりはまだ設けてございません。参考までに、この基金の残高をご報告をさせていただきます。今回の100万円を受け入れた時点で、およそ215万円の基金残高ということになります。こちらにつきましても、今後どういった事業を取り組んでいくのかというのを基金の積立てする額にもよりますけれども、関係するところと協議をしながら使っていく使途を計画していきたいと考えております。ただ、今のところは積立てというのをしていきたいという考えでございますので、ご理解をいただければと存じます。

以上でございます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員。

○5番（上野葉月議員） 分かりました。ありがとうございます。

次の質問に移ります。14ページなのですけれども、支出の総務費のところマイナンバーカード保管庫4万6,000円とあるのですが、額は小さいですが、マイナンバーカードを保管する設備というところで、マイナンバーカードに関する取扱いの流れ、この保管庫をどの状態で使うのかというのを教えてください。

○議長（瀬上邦久議員） 岩附町民保険課長、答弁願います。

〔町民保険課長 岩附利昭登壇〕

○町民保険課長（岩附利昭） 町民保険課長、上野葉月議員さんの質問に答弁いたします。

こちらのマイナンバーカードの保管庫につきましては、マイナンバーの申請があってから作成されるのがJ-LISと言いまして、J-LISさんのほうでマイナンバーカードを作成をしていた

できます。その後、そのカードが出来上がりましたら滑川町のほうに送付をされてくるのですけれども、送付をされましたら、そのカードを申請された方本人に手渡すまでに、盗難等を避けるために必ず保管しなければならないというそういった規定がございますので、嚴重に保管するために鍵つきの保管庫を今回購入させていただきます。

以前ももちろん鍵つきの保管庫に保管しておったのですけれども、申請者が増加するにつれまして、なかなか収まることができなくなってきましたので、取りに来ない方もずっと保管をしておりますので、そういった方にも対応をするための保管でございます。

その保管が終わりましたら、こちらからカードが届きましたので、皆様、取りに来てくださいという、窓口をお願いしますといったときに、暗証番号等をつけていただきまして本人に渡すというような流れになってございます。そのための保管の今回の購入でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員。

○5番（上野葉月議員） ありがとうございます。

マイナンバーカードは町で作るものではないので、町にマイナンバーカードが作成されてから保管するためのところというところで、新規ではなくてもともと保管庫というものはあったけれども、さらに追加で保管庫を購入したということなのですが、マイナンバーカードの保管量というのは従前に比べて増えているのですか。保管しなければいけない量が増えているということなのでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 岩附町民保険課長、答弁願います。

〔町民保険課長 岩附利昭登壇〕

○町民保険課長（岩附利昭） 町民保険課長、上野議員さんのご質問に答弁させていただきます。

マイナンバーカードの保管につきましては、やはり増えてきております。何らかの事情で窓口に取りに来られない方もいらっしゃるということで、そのカードを処分するのは本人と連絡がつけばいいのですけれども、受け取りに来る気がないのでしたらそれだったらそれで済むのですけれども、やはりせっかく作ったカードですので、こちらで保管をして申請者が速やかに取れるように準備をさせていただきたいということで心がけております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員。

○5番（上野葉月議員） 取りに来られない人と事情がある方のために長期で保管するケースが出てきてしまっているのかと思うのですが、一般的な保管期間、流れの中で予想どおりの時間で取りに来てくれる方の場合の町での保管期間、それから取りに来られなくてすごく長くなってしまう方の最長の方の保管期間というのを大体でいいので分かれば教えてください。

○議長（瀬上邦久議員） 岩附町民保険課長、答弁願います。

〔町民保険課長 岩附利昭登壇〕

○町民保険課長（岩附利昭） 町民保険課長、上野葉月議員さんのご質問に答弁させていただきたいと思えます。

マイナンバーカードの申請があった方なのですけれども、事情いろいろあるかと思うのですけれども、実際に窓口には仕事の都合で来られないだとか、いろいろ事情もあると思うのですけれども、そういった方々にはやはりこちらで保管をして速やかに渡したいところなのですけれども、そういった事情を酌んで町民の方にお渡ししたいという気持ちでございます。

続きまして、どれくらい長い方ということもあると思うのですけれども、マイナンバー制度ができてから、もう既に5年以上過ぎておりますので、最長どれくらいたつた方に交付したかというのは、ちょっと担当に聞いてみないと分からないのですけれども、それほど多くはないと思うのですが、もしそういった方が来られたときには、こちらで保管してありますので、取りに来て大丈夫ですよということで連絡を差し上げております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員。

○5番（上野葉月議員） ありがとうございます。

先ほども審議の中でもあったのですけれども、やはりマイナンバーカード、これから情報がいろいろ載ってくるかもしれないもので、紛失した場合のリスク等もどんどん高くなってくるものなのかなと思えます。もちろん一度作ったものを保管しておくというのは分かるのですけれども、気を遣うものだと思うので、どれくらいの数、場合によってはどれくらい長期で保管しておられるのかなと思ってお聞きしました。あまりにも長期に及んでしまう場合には、やはり対策等も、作った方の待ち時間とかももちろんありはするのですけれども、町での担当課さんの保管のリスク等も考えて、数によっては検討すべきところなのかなと思えました。

次の質問に移ります。16ページなのですけれども、民生費、虐待防止のための情報共有システム構築業務委託とあるのですけれども、この虐待防止のためのシステムというのは、具体的にどういったものなのかを教えてください。

○議長（瀬上邦久議員） 木村健康福祉課長、答弁願います。

〔健康福祉課長 木村晴彦登壇〕

○健康福祉課長（木村晴彦） 健康福祉課長、上野議員のご質問に答弁をさせていただきます。

虐待防止のための情報共有システムの構築業務委託でございしますが、近年に発生しております児童虐待の事案では、転居した際の自治体間の引継ぎ、あるいは児童相談所と市町村の情報共有が不十分であったことが課題として上げられております。このため、転居した際に自治体間での明確に情報共有を行うことと、あと児童相談所と町との間で夜間、休日も含め日常的に迅速な情報共有を行うことができる仕組みづくりが必要となるため、今回のシステムの構築を進めるものでございま

す。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員。

○5番（上野葉月議員） ありがとうございます。

転居の際、特に遠方の転居の際に情報が引き継がれずに問題が再現されてしまうというのは、ニュース等でも聞くのでその対策ということでお聞きしました。分かりました。

これ遠方の転居等を想定していて、例えば近隣で滑川町の子が東松山市の何かしらの場所を利用したりだとか、近隣で転居があったりとか、あるいは越境で使っていたりとかいろいろ近隣でも関わりがあると思うのですけれども、そういう近隣自治体での情報共有にも使われるのでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 木村健康福祉課長、答弁願います。

〔健康福祉課長 木村晴彦登壇〕

○健康福祉課長（木村晴彦） 健康福祉課長、上野議員のご質問に答弁いたします。

このシステムにつきましては、例えば川越児童相談所管内に限らず埼玉県内、全国全てのネットワークが接続されての情報共有ということになりますので、近隣問わず情報が共有されることとなります。

以上、答弁といたします。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員。

○5番（上野葉月議員） ありがとうございます。

遠方での転居というのはレアケース、あまりケースとしては、もちろん発生はすると思うのですけれども、それよりも近隣での情報共有というのが日常のことでは数は多くなってくると思いますので、なかなかシステムを入れてもその後どう使いこなすかというのは、システムに関わる常にある問題だと思いますので、システムを入れてうまく使いこなしていただきたいと思います。

次の質問に移ります。22ページなのですけれども、先ほど説明していただいた教育費委託料のところ、宮前小学校についてICT機器等整備業務委託料というのがありました。そこでご説明の中でクラス増のためというのが言葉としてあったのですけれども、この金額、数とそれから教室数としては幾つの教室が対象になるのかということをお教えください。

○議長（瀬上邦久議員） 澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、上野議員のご質問に答弁をさせていただきます。

ご質問のICT機器の整備業務委託料でございますが、来年度、宮前小学校の4学年が今2クラスあるところから3クラスに増えます。この1学級分増えるクラスにICT機器、電子黒板機能を備えたプロジェクター、またそれをつなぐネットワーク機器を整備する予定でございます。これに

つきましては、現在、宮前小学校3年生以上のクラス全てに設置しています。クラスが増になることによって、新たに新規で追加設置するものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員。

○5番（上野葉月議員） クラス数としては1つ分というところで、宮前小学校は月の輪小学校等と比べて教室数が少ないというところがいろいろ配置を考える上で悩みだと思っておりますけれども、どこかの教室を潰すというか、転向しなければいけないと思うのですが、どのような教室の配置換え、用途換えによってこの1クラスを使うのでしょうか。少人数クラスのような形で、空き教室ではないんですが、なっていたところを使うのでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、上野議員のご質問に答弁をさせていただきます。

宮前小学校の校舎の教室数でございますが、上野議員がおっしゃったとおり少人数指導で使っています教室がございます。こちらの教室を普通学級に転用して来年度は使用する見込みでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員。

○5番（上野葉月議員） 少人数指導教室をなくしてしまうことでの不便さ、困ることというのはありませんか。

○議長（瀬上邦久議員） 澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、上野議員のご質問に答弁をさせていただきます。

確かに上野議員おっしゃるとおり、少人数指導教室が減ることで授業については若干不便を生じることもあるかと思えます。ただ、今、宮前小学校の校舎につきましては、普通教室と同じ形態の教室がまだ幾つか多目的教室で使っていたり、ほかの少人数指導で使っている教室がまだございますので、そちらのほうをうまく活用しながら不足分については、転用した教室について、その分については活用方法で賄っていきたいなというふうに思っています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員。

○5番（上野葉月議員） ありがとうございます。

来年度の1年生の人数も宮前小学校は増えていて、今、3年生以上1学年2クラスの学年が多い

ですが、3クラスになる学年も出てくるのかなというところで、今後、教室の対策どうされる予定なのかなと思ってお聞きしました。今のところは増加に対応できるというところでお聞きしました。

次の質問です。戻るのですけれども、19ページ、農林水産業費のところでも両表農村公園用地取得費とあって、基金へのというところは分かったのですけれども、農村公園の今の現状について教えてください。

○議長（瀬上邦久議員） 服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、上野議員さんの質問に答弁させていただきます。

今まで計画の段階で、農村公園という形で用地のほうを生み出させていただきました。そして、地元のほうの計画等確認しながら、有効利用していただけないでしょうかというお話もさせていただきました。ちょっと大きめに大きい部分、そしてサッカー少年団のほうにもちょっと確認をさせていただいていたのですけれども、サッカーのほうもちょっと大きいという形の中で使えないという話の回答をいただいております。

そして、次の段階としまして今現在、あの大きさをうまく使えるかどうかということで、事業所のほうに確認をしている途中でございます。はっきりした状況では、まだなっていないのですけれども、今、確認中という形で順次作業のほうを進めさせていただいている次第でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員。

○5番（上野葉月議員） 当初の予定も協議中の話だったのかもしれないのですけれども、サッカー少年団が使うサッカー場にするという話が有力なのかなと思っていたのですが、ではその話とは少し用途、使い道が変わった形で検討をされているということなのかなと思います。今現在で、どうしようかなというところで有力な候補として上っている話というのはあるのですか。

○議長（瀬上邦久議員） 服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、上野議員さんの再質問に答弁させていただきます。

先ほどもちょっとお話をさせていただきましたが、サッカー少年団のほうは教育委員会を通じて確認を取ってまいりました。そうした中で、今回は見送らせていただきたいという話の回答を得ておりますので、そちらのほうはそういう形で予定していたものがなくなったという状況でございます。

それから農村公園でございます。そしてグラウンドでああいう形の平らな部分でございます。限られた中、あの大きさを使っていただきたいということもございまして、限られた業者さんにな

ってくるかなと、そしてちょっと私ども産業振興課で関係ある業者さんに少しお話をさせていただいております。

そうした中で、今、現在の内容ではちょっと詳しくまではちょっとできないのですけれども、あの状況の中で使える状況でやっていただきたいという私どもの要望も話しながら、使えるかどうかということで、今協議をしているところでございますが、ちょっと今しばらくそちらのほうに関しては、まだ協議中という形でよろしく願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 暫時休憩とします。

休 憩 （午後 零時 03分）

再 開 （午後 零時 03分）

○議長（瀬上邦久議員） 再開します。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） すみません。再度回答させていただきます。

業者さんのほうの名称をお話をさせていただきたいと思うのですけれども、旧江南にありますヘリテイジさんでございます。こちらのほうと協議してございますので、今しばらく、内容に関しては今協議中でございますのでよろしく願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員。

○5番（上野葉月議員） 承知しました。では、私の質問は以上です。ありがとうございました。

○議長（瀬上邦久議員） ほかに質疑ありませんか。

質疑あるようでございますが、ここで暫時休憩とさせていただきますと思います。再開は午後1時です。よろしく願いします。

休 憩 （午後 零時 04分）

再 開 （午後 1時 00分）

○議長（瀬上邦久議員） 再開します。

引き続きまして、議案第92号についての質疑ありませんか。

吉野議員、質疑願います。

〔13番 吉野正浩議員登壇〕

○13番（吉野正浩議員） 13番、吉野正浩です。よろしく願いします。

まず、ページで言いますと、8ページです。先ほど総務政策課長から概略を説明していただきました。その中で、町税の固定資産税、その滞納繰越し部分なのですが、当初予算を見ますと、1,700万円ぐらいだったと思うのですけれども、それが3割納付が見込まれないということになっているわ

けですけれども、ちょっと金額的にも相当の金額ですので、何かご事情でもあるのかなと思いますし、お伺いしたいと思います。

○議長（瀬上邦久議員） 篠崎税務課長、答弁願います。

〔税務課長 篠崎仁志登壇〕

○税務課長（篠崎仁志） 税務課長、吉野議員の質問に答弁いたします。

新型コロナウイルスの影響による徴収猶予の特例による繰越し分が、令和2年度中に見込額よりも多く納入されました。そのため、当初予算額に対して今回不足が見込まれたということで、500万円の減額ということになります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 吉野議員。

○13番（吉野正浩議員） 滞納繰越し分というのは、今後の見通しからしますと、どういう、多くなるか少なくなるか、そういった見込みとかありましたら、若干徴収率にも関係してくると思うのですけれども、なかなか滑川町も苦心しているのですけれども、実際は、徴収率というのは、比企郡の中でもそんな高いほうではないと思うのです。そういった中でいろいろご苦労されているのはよく分かるのですけれども、こういった滞納繰越し分の今後の見通しというのですか、あと滞納繰越しにならないための対策、方策というものが固定資産税に限って何かあれば、ちょっとお聞かせ願いたいと思うのですけれども。

○議長（瀬上邦久議員） 篠崎税務課長、答弁願います。

〔税務課長 篠崎仁志登壇〕

○税務課長（篠崎仁志） 税務課長、吉野議員の質問に答弁いたします。

今回の固定資産税につきましては500万円の減額となっておりますけれども、滞納繰越し分、全体の税、それぞれの税でいけば、今後増えていく見込みということで考えております。

また、固定資産税の滞納繰越し分につきましてはの対策ということなのですけれども、従来、お話をしているとおり、滞納処分の方を減額にして、取れるべきものにつきましては滞納処分を行って、滞納繰越しの方を増やしていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 吉野議員。

○13番（吉野正浩議員） こういった滞納繰越しする場合に、当然、納税猶予とか分割納付というものをまず断定して、なるべく徴収率を上げるようにすると思うのですけれども、最終的に、こういった固定資産税の差押えとかそういうものというのは、今までやったことはあるのですか。

○議長（瀬上邦久議員） 篠崎税務課長、答弁願います。

〔税務課長 篠崎仁志登壇〕

○税務課長（篠崎仁志） 税務課長、吉野議員の質問に答弁いたします。

固定資産税の差押えについては、今までにやった経緯はございません。ただ、滞納によって家屋とかそちらのほうを処分をするというような事例もございましたので、そのときに参加差押えだとか交付要求のほうを行っているという経緯がございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 吉野議員。

○13番（吉野正浩議員） 分かりました。あまり厳しくすると大変ですから、最終的には、この間も出ましたけれども、預金を差し押さえるというか、凍結するよりも、払えない方は取りあえず固定資産を差し押さえたほうが生活上は楽なのかなと思ったりしているのですけれども、給料とか差し押さえちゃうと、本当に仕事とか生活費なんかも大変になってしまいますので、そういったものもちょっと感じました。

次、行きたいと思います。ページですと、15ページとか16ページに、システムの改修とか構築とか、委託料が、これは全体的なものですから申し訳ないですけれども、全体的に今回も幾つものシステムの構築とか改築の業務委託料が発生しております。今、役場内に電算のシステムというのがまずどのくらいのところで、いろんな種類があると思うのですけれども、使われているかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（瀬上邦久議員） 小柳総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、吉野議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

現在、庁舎内において使っている電算ですけれども、大きく二通りございます。1つが役場職員全体で使うところの電算、もう一点が各課、局で独自に使っている電算というものがございます。その全体の部分でございますけれども、全体の部分の中で、こちらもその枝分けとして3つございます。1つが情報系と言われているもので、これについては職員等一人一人机の上に設置しております。文書を作ったりですとか例規ですとか会計のシステムですとか、そういったものを動かしながらやっているものがございます。

もう一点が基幹系と言われているもので……その情報系については、概算ですけれども、180台あります。次が、基幹系でございますけれども、こちらが約四十四、五台になります。こちらの基幹系については、それぞれの課局で業務として使うもの、例えば住民票ですとか、税の関係ですとか、障害福祉の関係ですとか、そういったもののシステムの入っているものがこの基幹系と言われているものでございます。

3点目といたしましては、インターネット用の端末ということで、こちらが20台ございます。セキュリティ上、インターネットについては、その基幹系、情報系とは切り離して使っておりますので、そのための端末というのがございます。

したがって、職員全体で使うパソコンにつきましては、245台前後というのが現在の状況で

ございます。

もう一点、それぞれの課、局で使っているものでございますけれども、こちらについては、ちょっとこの場では全部把握はすることはできないのですけれども、代表的なものとしたしましては、町民保険課町民担当のほうで使っている戸籍のシステム、あるいは国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療ですか、この辺のところも国保連合会との接続の関係で独自の端末を使っておりますので、こういったものが該当するかと思います。また、当課のみの話でさせていただければ、総務政策課としては、入札の関係、こちら県とのやはり情報の連絡に使うもの、それとあと防災の関係で、国、県からの受信等、そういった情報発信、受信に使っている端末がございます。

以上でございます。

○議長（瀬上邦久議員） 吉野議員。

○13番（吉野正浩議員） 予算書を見ますと、何ですか、構築とか改修、こういったものを一度入れてしまうと、ランニングコストもそれはもう減りません。作業効率は確かに上がるのですけれども、そういったもので人員削減に結びついたということは、私の認識ではあまりないのです。だから、お金はかかります。そういった中で、このシステム構築とかが必要性があるのだということを現課のほうでは言ってくると思うのですけれども、庁舎内でそれを一元化して、この必要性とか価格が適正であるとか、そういったものは判断を1か所でしていかなければなかなか難しいと思います。その辺についてどのような対応を取っているか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（瀬上邦久議員） 小柳総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、吉野議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

初めに、費用面のお話からさせていただきます。先ほどお話を申し上げました全職員が対象として使っております情報系、あるいは基幹系に関しましては、埼玉県内の18の町村で構成しておりますシステム共同化というところに滑川町も加わっております。これによりまして18町村共通した仕様のものを使っております。よって、こちらについては多くの自治体で使っているということで、費用の削減をするというのもこちらの共同化の大きな目的でございますので、そういったもので費用の低減化を図っているということでございます。

また、課、局において、それぞれ導入されているものでございますけれども、先ほどの基幹系、情報系も含めまして、システムの改修については、主に大体法改正の関係、法改正に対応していくというものが主なものでございますので、やはりどうしても行っていかなければならないというものでございます。それぞれの課、局においては、仮にシステムを更新するとき等になりましたら、通常の工事、あるいは委託の受発注と同じように、指名委員会のほうで業者のほうを選定させていただいた中で、しっかりした手続を踏みながら入札、あるいは見積り合わせ等で業者を決定しておりますので、ご承知おきいただければと存じます。

最後に、庁舎内1つの課でこちらを取りまとめてという案でございますけれども、ご提案として承ってまいります。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（瀬上邦久議員） 吉野議員。

○13番（吉野正浩議員） 非常に、入れてしまうと、先ほども言いましたけれども、ずっとランニングコストもかかりますし、必要性とか価格の面とか、やはり専門の部署というか、専門の担当の人でも入れていただいて、各課の要望に的確に応えるような対応をしていただきたいと思います。

では、次の質問に移らせていただきます。ページは25ページです。エコミュージアムの看板設置60万7,000円なのですが、この内容についてちょっと具体的にお聞かせ願いたいと思います。

○議長（瀬上邦久議員） 暫時休憩いたします。

休 憩 （午後 1時15分）

再 開 （午後 1時15分）

○議長（瀬上邦久議員） 再開します。

澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、吉野議員のご質問に答弁させていただきます。

エコミュージアムセンターの看板設置でございますが、今回、3か所の設置を考えています。1か所は、まず建物本体です。センターの建物本体に実は看板ありませんでしたので、こちらに1つ、それから図書館とエコミュージアムセンターを結ぶ連携の通路があるのですが、その壁面に今、紙でラミネートしたもので案内の設置板があったのですが、そちらのほうをもう少しきちんとしたものに作り替えます。また、横の町道の道路壁面に今ターポで作った懸垂幕のような形の看板がありますが、そちらのものを作り替えるといったことで、3か所の案内板の設置を今回の予算で考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 吉野議員。

○13番（吉野正浩議員） 分かりました。相当ミュージアムのほうも建設してから時間が経過している中で、この案内板の設置というのが出てきたというのは、どのようなことが契機になって看板を立てるようになったのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（瀬上邦久議員） 澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、吉野議員のご質問に答弁をさせていただきます。

さきの9月の定例議会において、阿部議員からのご指摘もありまして、改めてエコミュージアムの案内板の確認をさせていただきました。阿部議員のおっしゃるとおり確かに傷んでいるものですか、あとは改めて見直してみると、先ほどもお話ししましたが、センター本体にこの建物がエコミュージアムセンターですよといった表示がありませんでしたので、その分の見直しも含めて、今回、この案内板の設置、予算計上をさせていただきました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 吉野議員。

○13番（吉野正浩議員） 了解しました。私の質問は以上です。ありがとうございました。

○議長（瀬上邦久議員） ほかに質疑ありませんか。

阿部議員、質疑願います。

〔14番 阿部弘明議員登壇〕

○14番（阿部弘明議員） 14番、阿部弘明です。よろしく願いいたします。

まず初めに、先ほど上野葉月議員の質問の中にありました農村公園についてのことなのですが、19ページです。ちょっと私が聞き漏らしたのかもしれませんが、この金額486万7,000円の内訳を教えてください。

○議長（瀬上邦久議員） 服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、阿部議員さんの質問に答弁させていただきます。

本年度、こちらのほう、金額のほうは486万7,000円計上させていただいております。こちらのほうが、10年間、こちらのほう、基金に繰入れと返還する金額になっております。1年目が487万5,000円、そして2年目から10年目以降、486万7,000円という形で金額のほうを返還していくという形になっております。

そして、こちらの金額のほうに関しては、農村公園の買収代金になっておりますので、よろしく願います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員。

○14番（阿部弘明議員） このように、町の財産になるというふうに思うのですが、先ほどの答弁だと町民のスポーツとかサッカーだとか、そういったような公園になるのではないかと、私たち、私なんかはそう思っていたのですが、町民の皆さんもそのように思われているのではないかなと思うのですが、サッカー少年団とのお話何かされましたけれども、なぜそんなふう

になるのか理解できないのです。よろしく申し上げます。

○議長（瀬上邦久議員） 服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、阿部議員さんの質問に答弁させていただきます。

当初、圃場整備事業に農村公園を用地として生み出していただく中で、いろんな内容、協議がございました。そうした中、昔、東武グラウンドということでサッカーグラウンド、こちらのほうがちょうど圃場整備をやる事業と一緒に時期になったと思うのですけれども、サッカーのグラウンドがなくなってしまうのでどうしようというお話がありまして、そうした中、農村公園という形であれば、サッカーのグラウンドもできるのではないかとというお話の中で、農村公園の事業を進めてまいりました。そして、町長のお話の中でも、そのときにお話しさせていただいていると思うのですけれども、代替用地としてどうだろうかという話をサッカーの少年団の皆さんにお話をさせていただいております。

そんな中、今回、農村公園が出来上がった段階でサッカー少年団のほうにお話をさせていただきました。そうしたところ、ちょっと面積的に大きい部分、そして管理的な問題等もあって、今回は遠慮したいと。そして、なぜそうなったかという話の中なのですけれども、まず今、東武グラウンドがなくなった中で、サッカー少年団のほうで今お使いになっている都グラウンドとか、それと月の輪小学校のグラウンドとか、こちらのほうが今現在では十分使えているというお話の中で、そして両表のグラウンドに行くメリットの関係もちょっとないのかなというお話の中で、こういう形になったのだと思われまます。

そうした中で、私どものほう、農村公園という形でグラウンドを地元に使っていただきたい。そして、さらにこのままの状況ではそのまま廃れてしまう状況もありますので、いろんな計画をどういたしましょうという内々でお話もさせていただきました。そうした中、先ほどのヘリテイジさんのお話になってくるのですけれども、ヘリテイジさんのほうでは、基本的には、貸していただきたいという形でお話をいただいております。そうした中で、今現在、グラウンドという、あの状況で使える状況、そして例えばその他として、ファーマーズマーケットというのでしょうか、そのような形の使い道もできるのではないかと、農村公園という形も兼ねてだと思っておりますけれども、そういう形ができるのではないかとのお話もしながら今、協議しております。

そして、地元のほうのお考えのほうでお話を聞いてもいるのですけれども、基本的に、私どもが使えるときに使えればいいですよというお話をいただいているのが現状でございます。そうした中で、今いろいろな中で協議をしておりますので、この辺りはご理解いただければというふうに思っています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員。

○14番（阿部弘明議員） そういった経過について、どこかで説明させていますか。そういった、今言われたような経過があるということについて、どこかでお話しされているのですか。

○議長（瀬上邦久議員） 服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、答弁させていただきます。

地元のほうにはお話をさせていただいております。そして、先ほどお話ししているヘリテージさんの関係なのですけれども、まだ確約という形になっていないので、内々に話している関係がございます。その関係があるので、まだ今現在、皆様にお話ししているのは、今回が初めてでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員。

○14番（阿部弘明議員） こういった話について、こういった予算がこれから発生するわけですが、町民や議会への理解を得ようというそういったようなお考えはないのですか。要するに、今まではずっともうサッカーのグラウンドというふうに私たちも思っていましたし、町民の多くの皆さんもそういうふうに使われるのだろうというふうに思っているのではないですか。それを、少年団との関係どういうふうになったのか分かりませんが、それが頓挫したからといって、それでは内々に進めましたと、そういった業者との関係で今調整をして、うまくいけばそれで進めようということなのだろうと思いますが、そんなことを町のほうで一方的な進め方をやるということについて、少し町民の理解を得ようというような話ではないのではないですか。もっといろんな考え方があるのではないですか。

○議長（瀬上邦久議員） 服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、ご答弁させていただきます。

まず、農村公園という形で私どものほうは工事を行ってまいりました。そうした中、農村公園をするのに当たって、一番農村公園という考え方の定義の中、こちらのところがこういったものだろうというお話を内々で話をさせていただいております。そうした中、農業に関するものであるならばいいのではないかと、それからサッカーグラウンドというのは代替用地という考え方の中でさせていただいていたのですけれども、この部分の中で地元の両表の方にもお話しさせていただいたのですけれども、基本的には、今の用地の中でうまく、今、平らな状況でグラウンドになっていますけれども、それでうまく使えるものがないのではないかなというのは提案としてさせていただきました。そんな中で、こういったものならば使えるのではないかとこのいろいろな考え方の中で今やっている途中でございます。ですので、確定してからお話をするというお話がいいかどうかとい

うのは、私の中ではちょっとお話できませんけれども、ある程度進めた段階でお話をするのもいいのかなというふうに考えて進めさせていただいているのが現状でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員。

○14番（阿部弘明議員） これだけやっているわけにはいかないのですけれども、ちょっと検討し直していただきたいと思います。だって、今までそういった話一つもなくて、突然、そういったような話で今進めていますというようなことでは納得できません。どうですか。要するに、そのサッカー少年団との話合いも含めて、サッカー少年団の要望もいろいろあるのだらうと思いますけれども、そういったことも含めて、決してスポーツ施設というか、そういったものが足りているというふうに思いません。サッカー少年団が使うことによって、ほかのところで利用できないというようなこともあるわけなので、そういったことも含めて検討し直していただきたいというふうに思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、答弁させていただきます。

今後、阿部議員さんのおっしゃられたとおりの中のお話になるかどうかはちょっと分からないのですけれども、一応、課内協議、そして庁内協議、こちらのほうも進めながら進めていきたいと思えます。よろしく願います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 町長、答弁願います。

〔町長 吉田 昇登壇〕

○町長（吉田 昇） 町長、阿部議員の質問に答弁申し上げます。

あの用地につきましては、あの地域が田んぼでございますけれども、ほとんど耕作もしないシノ林というような状況にあったわけでございまして、私もどうしても田んぼの地域は圃場整備を全てやるという公約を掲げておりましたから、あそこもどうしてもやるということで地元にお話を申し上げたところ、地元はもう農業には金をかけないということでございました。それでは、1割の負担金でございますけれども、金を出せないということであれば、土地で出してくれるかという話をしたところ、土地なら出せますよということで、1割の負担金の代わりに土地で出してもらったわけでございます。それについては、私なりに考えがあったわけでございます。あそこに工場がございまして、工場に寄せてそこへ換地を、土地を出してもらったものをすれば、将来的にももちろん補助金、農林サイドの補助金が絡んでいますから、いわゆる期限が8年なり10年あるわけですが、それが終わったら、ですから、後はある程度その隣接する工場のほうに売って、ある程度工場用地にしたという私の腹がございましたから、その地元のほうへは土地で出してくれ、そうすれば事業がや

れるということで土地で出してもらって、工場のすぐ近くへ換地はしたわけでございます。これは、私も、今日皆さんにはっきり申し上げるのですが、そうした将来的には工場用地にしたいという考えであそこへ換地を取った。行く行くは私はあそこを工場用地にする計画であります。その間、ですから、いわゆるひもがついている間、どういうふうにもらった土地を使うかということで、それはちょうどそれを始めるときに、スポーツ少年団、サッカー少年団が月輪の東武グラウンドを使っておりましたけれども、それが東武が工場を造るということで売り払うということで返してくれということになりましたので、それではその代替にあそこへスポーツ少年団のサッカー場を取りあえず農村公園と位置づけて造ろうということで、あそこへ、ですから東武グラウンドの代わりに、代替にサッカーグラウンドに、農村公園としてサッカーグラウンドを造るということで、あのような取りあえずサッカーができるような状況をつくり上げたわけでございますけれども、その話合いの中で、私もざっくばらんに申し上げますけれども、サッカー少年団の父兄の皆さんもあれだけの広場だから、どうしても維持管理、それに結構金がかかると私もそう思っていましたし、父母会のほうも大変これからこの広い面積を維持管理していくということは大変なことだということもあって、私はお断りをされたというふうにとっております。それは、父母会に聞いたわけではないから確実なわけではございませんけれども、私が思うには、そういうふうに見えるわけです。私は、父母会としても、あれだけの広いところを維持管理していくということは大変なことだというふうに思いますので、そんなことでサッカー少年団の父母会のほうも、取りあえず今のところは間に合っているからいいですよということになったというふうに思いますので、私はそういうことであれば、地元の皆さん、あれを利用するということになれば、あれは何というのだ、マレットでなくて、この打つやつがありますね。ああいうものや何かに利用していただければいいのかなというふうにも考えておったのですが、取りあえず何かに利用しなくてはならないというふうに思いまして、そうした中で、先ほど課長が申し上げたようなヘリテイジのほうからも話が来ているというようなことで、今そういった話が進んでいるという状況でございますけれども、これが今後どういうふうに進んでいくか分かりませんが、取りあえず何かに利用して、町がなるべく、あのところに経費がかからない方法をやっぴり考えていかななくてはならないというふうに思いましたので、そうした話が進んでいるということも、そうしたいわゆるスポーツ少年団に代替として造ったものだけでも、取りあえず間に合っているということであれば、そうした方面にも使っていただいて、ある程度、それも無償というわけにはない、そういう業者ですから、多少の金も払ってもらえるということになれば、そういう方法でも仕方がないかなというふうな思いで今そういったヘリテイジさんとも話合いをしているわけでございますが、先ほど申し上げたグラウンドゴルフですか、そういったもの等地元やなんかでやりたいという場合には、ぜひ利用できるような方向でその話も詰めていきたいというようなことで今、話を詰めておるところでございますので、そういった面を、これから話が詰まったらまた議員の皆さんにもお話を申し上げたいというふうに思います。取りあえず施設が出来

上がって、これからの利用、それらについて皆さんの意見もお聞きしながらこれから詰めをしてもらいたいというふうに思います。大変、私の思いも含めて答弁をさせていただきました。

以上です。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員。

○14番（阿部弘明議員） 町長の思いは分かりますけれども、議会や町民の声についてはきちんと耳を傾けていただきたいと、そういった場をちゃんと設けるというふうにいただきたいというふうに、これは要望しておきます。よろしくお願いいたします。

続いて、地方創生臨時交付金なのですけれども、今、この国庫補助金の中で出てきているわけですが、これが今、臨時国会で協議されている地方創生臨時交付金については、これはどのような形に今後なるのか。それで、それをいつの議会でやるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（瀬上邦久議員） 小柳総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、阿部議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

地方創生臨時交付金の追加交付につきましては、恐らく来週から始まります国会のほうで正式に決まるのではないかとこのように感じておるところでございます。

まだ、当課のほうには、概算でこのくらいといった大枠、大枠でこのくらいといったような情報しか来ておりません。したがって、国会の動向等を見ながら、また国が発出する文書を注視しながら、スムーズに、また速やかにこの交付金のほうの受入れ、また事業の進展等を進めてまいりたいと考えております。必要に応じて執行部等にもご相談させていただきながら、場合によっては臨時議会も招集していただくということも視野に入れておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員。

○14番（阿部弘明議員） 専決事項になるだろうということでお話が全員協議会でありましたけれども、子育て世帯への支援金についてありましたが、収入が低い方への給付については、国のほうから具体的なお話はまだ何もないのですか。

○議長（瀬上邦久議員） 木村健康福祉課長、答弁願います。

〔健康福祉課長 木村晴彦登壇〕

○健康福祉課長（木村晴彦） 健康福祉課長、阿部議員さんの質問に答弁させていただきます。

今回の経済対策に含まれます、先ほど全員協議会で説明させていただきました子育て世帯特別臨時給付金のほかに、低所得者に対する生活困窮の給付金については、新聞報道等では10万円という報道がされておるところでございますが、通知等、国、県からの連絡はまだ来ておりませんので、

詳細が決まり次第、対応したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員。

○14番（阿部弘明議員） 出す出すと言ってなかなか具体的なものが出てこないという、全くとんでもないなというふうに思うのですけれども、早く、具体的にこれ、こういう相談来ているのは、生活保護の方は出るのですか、どうなのですかという話なのです。前回行ったような本当に自立の給付であれば本当に助かるのですけれども、そういうことさえも分からないというようなことでは、本当にもう困ったなというふうに思うのですが、そういったことについて、本当に情報がありましたら、早く知らせていただければというふうに思います。

あと、18、19の農業振興費なのですけれども、この間、産業振興課のほうでコロナ対策で様々な支援金の支給をやってこられました。現在、11月末で締め切ったものがあるというふうに思うのですけれども、その状況について教えてください。

○議長（瀬上邦久議員） 服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、阿部議員さんの質問に答弁させていただきます。

今年度の金額に関しては、15万円を中小企業者さんのほうにお渡しする予定でやっておりました。そして、その金額に関しては、ちょっと手持ちの資料がないので全部のお答えができないかもしれないのですけれども、たしか20%以上のコロナ禍で減額になった方々という形でなっていたと思います。ちょっとこれぐらいしか、基本はこれだったと思いますので、よろしく願います。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「いやいや、どのぐらい来ているのか。申請はどのぐらい来ているのか」と言う人あり〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 申請のほうは、11月末で終了させていただきまして、郵送が今、最終的に待っている段階ですので、確定とすれば、数字はちょっとはっきり言えないのですけれども、120から30ということで聞いております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員。

○14番（阿部弘明議員） いずれにしても、予算には全然届かない金額になるというふうに思うのです。そういったときに、さらに枠を広げるとか、さらに延長するとかいうようなことについてはお考えないですか。また、新しい支援金について検討するというお考えないですか。

○議長（瀬上邦久議員） 服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、阿部議員さんの質問に答弁させていただきます。

昨年度の事業内容を踏まえて今年度もさせていただいております。そうした中で、新たな交付金があれば、またその内容も踏まえながら行いたいと思いますし、今現在のちょっと残金が出ると思います。こちらのほうも今後考えていきたいなというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員。

○14番（阿部弘明議員） 私、今回の支援金については、前年、前々年の月の比較で20%減というふうになっているのです。それだと、例えば農家なんかはそれになかなか当てはめるのは難しいのです。例えば年度で、要するに年収を12で割って1か月分というふうに比較をすれば非常に分かりやすいので、そういうやり方も含めて、農家の方が利用できるように、今、特に米価が下落をしております。本当に大変な状況が今全国的にも続いているので、ここへの支援をぜひお願いしたいと思いますけれども、いかがですか。

○議長（瀬上邦久議員） 服部産業振興課長。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、ご答弁させていただきます。

阿部議員のご意見を踏まえながら考えていきたいと思ひます。今後、私どものほうも米価価格の下落を憂慮しているところがございます。農家の方々にもそういった中で対応できるものがあれば考えていきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。今後、ちょっと課内協議、そして庁内協議のほうをさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、時間が少々ですので、よろしくお願ひします。

○14番（阿部弘明議員） 終わります。どうもありがとうございました。

○議長（瀬上邦久議員） ほかに質疑ございますか。

北堀議員。

〔9番 北堀一廣議員登壇〕

○9番（北堀一廣議員） 9番、北堀です。先ほどの農村公園の件について、私も先ほどの町長の答弁の思ひを聞いた上で、私も発言をさせていただきたいというふうに思ひます。

あそこは、大木、両表地区の土地改良については、私も一改良区の組合長として今大変お世話になっているわけですが、本来であれば、あそこの全部の田んぼを本当なら田んぼで圃場整備を進めていくというのが一つの建前かなというふうに思ひます。しかし、そうはいつてもなかなかそれでは地元との同意も得られない、そしてまた時間も費やす、またお金も費やすというようなことで、

やむにやまれず、町長もそれではしょうがないなというような形で、あのような形で地主の方に土地を提供していただき、そして今、あのような形でほぼ終わったわけです。

しかしながら、現在、あれだけの広大な土地が今宙に浮いているわけです、非常に広い土地が。これは、町にとっても大変財産からして非常にマイナスな状況に今なっているわけです。その上で、現在どのような形で進めているのかというようなことについては、これから明らかになるのかなというふうにも考えております。

しかしながら、こういった土地を遊ばせておくというようなことについては、非常に好ましくないというふうにも思います。そういった形で今、産業振興課が中心となって幾らか進めているというような状況なのかなと、先ほどの説明でそんなふう感じたわけです。これからどのような方向で進めていくか、本来であれば、先ほど阿部議員のほうからも話があったように、サッカー少年団の方が利用されるというようなのが非常に望ましいと私も思っていました。しかしながら、なかなかそれには同意が得られなかったというようなお話ですので、どのような形であれ、この土地が今、先ほども補正で、まだまだなし崩しをこれからしている段階ですから、土地代については、そういったものの少しでも補填になるように、どのような形であれ方向性を出して進めていただければよろしいのかなというふうに思います。

しかし、そうしたときには、ある程度方向性が出た上では我々にもしっかりと説明をしていただき、納得をしていただいた上で進めていただければよろしいのかなというふうにも考えております。これについてどなたか答弁があれば、お受けしますが。

○議長（瀬上邦久議員） 服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、北堀議員さんの質問に答弁させていただきます。

私どものほうの方向、進め方についてのご意見を承っております。そうした中で、私どものほうも今動いている中で、確定の要素がまだない状況でございます。そうした中で、こういった形のお話をさせていただいておりますので、もう少し具体性が出てきた段階では、確実に議員の皆様にお話しするとか、地元の方にお話しするとか、そういう形はやらなくてはいけないものだと思いますので、今後、動きがある程度決まる前の段階で、方向がこのような形になるのかなという状況がありましたら、またお話もさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 吉田町長、答弁願います。

〔町長 吉田 昇登壇〕

○町長（吉田 昇） 北堀議員さんの質問に、町長、答弁申し上げます。

先ほど阿部議員に申し上げた答弁のとおりでございますけれども、必ずあそこは将来的には、今

農林省のひもつきになっておりますけれども、ひもが切れた時点では、あらかじめあそこ、工場経営をしております経営者と私も事前の、将来的にはここを買ってくださいますよというお話もしてあるわけでございまして、ぜひそうしてくれということにもなっておりますので、将来的には必ずあれは滑川町の工場用地として売却をして、あそこに工場ができるとそういったことで、私は町民の働く場所もできるということになっておりますので、特にあの地域については、土地でいただいて、将来はそうしたことで町民の働き場もできるということで、ああいった方向を取ったわけでございます。

その方向を取ったことは、全土連のほうでも滑川方式ということで、金が出せないところは土地を出してもらって圃場整備をやるということで一つの評価をいただいた件でもございます。そうしたことで今、北堀議員からご指摘のあるとおり、本当にこれからサッカーグラウンドとしてはあまり使われないということになりますと、また町もあそこをあれだけの広場をある程度管理をしていかななくてはならないということになりますので、先ほど申されたとおり、多少、そうした経費に充てられるものがあれば、ぜひそうしたものも大いに話合いに乗って、多少でもあそこから得られるものがあれば得てみたいというふうにして今話を進めておりますので、そうした話がある程度進んだ段階では、議員の皆さんにも十分話をしてご理解をいただきながら進めてまいりたいというふうに思いますので、ぜひご理解を賜りたいというふうに思います。

将来を見据えてのあの地に土地を取ったということで、議員各位にもその辺についてもご理解は賜りたいというふうに思います。将来的に今の会社がどんなふうになっているか、伸びているか、それとも景気の関係でどうなるか分かりませんが、一応はそういった方向であの土地は進んでいるということで、ぜひ議員の皆さんにもご理解を賜りたいというふうに思います。

以上です。

○議長（瀬上邦久議員） 北堀議員。

○9番（北堀一廣議員） 今町長のほうからお話をいただきました。私も町長の思いを受けた上で今発言をさせていただいたわけです。まだまだそうはいってもひもがついている状態ですので、当面の間は、ひもが外れるまではどのような形になるか分かりませんが、町の大切な財産ですので、少しでもプラスになるような方向で導いていただければよろしいのかなというふうに思います。

私のお話したいことは、以上です。よろしく申し上げます。

○議長（瀬上邦久議員） ほかに質疑ありませんか。

質疑あるようでございますが、ここで暫時休憩を取りたいと思います。申し訳ないですが。

〔すぐ終わりますけど、すぐ〕という人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） では、よろしく申し上げます。質疑お願いします。

〔6番 井上奈保子議員登壇〕

○6番（井上奈保子議員） それでは、井上でございます。

ただいま議員、それからまた町長、それから服部課長のほうからの答弁を聞きまして、一番初め
のあそこの両表の土地の何と申しますか、開発をするというそのときに、土地改良ですか、そこを
するというときに、今現在の土地はああたりましたけれども、それ以前に、あそこのところはもっ
と早くに改良するというそういう話が出ていたわけです。ところが、いろんなことで、やはり土地
が減るとか何かそういうことで不便なところにもかかわらず、あそこの土地を両表の人たちが耕作
していたわけです。しかし、道が悪く、田んぼに入るといふことも不可能なところもあって、草が
大変生えてしまって、休耕みたいのところになってしまっていたのです。だけれども、町のほうか
らここは土地改良したほうがいいよというそういう話があったそうですけれども、やはり地元の
人は駄目だということその話が頓挫してしまったという、そういういきさつがあったということ
でございますけれども、やはり現在は、今の話のようにこの余剰地ですか、それを町が買い取って
サッカー場にするということ、それがやはりサッカー場ではなくほかのところに用途が変わるとい
うそういうことでございますが、やはり私もその一員というか、関わりを持っておりますので一
言申し上げたいのですけれども、地元の人がせっかく協力してその土地を提供して今のようなこ
とになったわけでございますけれども、やはりいきさつが大変ありますので、やはり地元の人にも
十分これは理解していただき、多分、地元の人にはサッカー場ができるのだって、それからまた何か
のときには地元の人でも使えるのだってねというようなそういうようなとても楽しみというか、そう
いうのも持っているようでございますので、ぜひ、先ほど町長からお話がありましたように、一番
初めにあそこをやるときに、企業誘致ということで全体をやるということで話が進んだわけでは
けれども、やはり今、地元の人でもそう思っていると思います。しかし、いろいろな事情で農地もあ
りますし、その何というのですか、いろんな縛りが補助金等の関係で出ておまして、やはり今すぐ
それをどうこうするということができないということで、取りあえずの余剰地の分、それを今、町
長のほうからお話がありましたように、行く行くは全体が企業地になるというようなそういうお話
もあります。ぜひこれからは、今、現在のある土地は有効利用していただきまして、もっとも
また年が進みますともっとあそこも開けると思います。インターチェンジも近くに2つありますし、
そういうことも地の利もあるし、そういう便利なところで、それを大いにあそこの場所がこれか
らいろんな面で有効利用できるような、そういうところになってもらいたいなというふうに地元
の人は思っておりますので、ぜひ地元の一員といたしまして、このところで発言させていただきます。
どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（瀬上邦久議員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 質疑なしと認めます。

これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより議案第92号 令和3年度滑川町一般会計補正予算（第5号）の議定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。再開は2時15分とします。2時15分です。よろしくお願ひします。

休 憩 （午後 2時02分）

再 開 （午後 2時21分）

○議長（瀬上邦久議員） それでは、再開をさせていただきたいと思ひます。

◎発言の訂正

○議長（瀬上邦久議員） 初めに、小柳総務政策課長より、吉野議員の質疑に対しまして発言を求められておりますので、これを許可します。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

先ほどの補正予算の質疑の中、吉野議員からご質問のありました電算の関係で、システム共同化の町村の構成団体数18と申し上げましたが、21の誤りでございました。おわびして訂正をさせていただきますと存じます。よろしくお願ひいたします。

◎議案第93号の説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） それでは、日程第9、議案第93号を議題とします。

事務局長より朗読願ひます。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

岩附町民保険課長に提出議案の説明を求めます。

〔町民保険課長 岩附利昭登壇〕

○町民保険課長（岩附利昭） 町民保険課長、議案第93号 令和3年度滑川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の議定についてをご説明申し上げます。

初めに、1ページをお願いしたいと存じます。令和3年度滑川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、令和3年度滑川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9,836万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億7,465万4,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年11月29日提出

滑川町長 吉田 昇

今回の補正の主なものにつきましてご説明させていただきます。2ページになりますが、歳入につきましては、保険給付費の財源を確保するための県補助金の増額補正を行います。

続いて、3ページ、歳出につきましては、医療費の執行見込みによる保険給付費の増額並びに医療費確定に伴う県償還金の増額を行うものでございます。

詳細につきましてご説明をしたいと思っております。6ページ目をお願いいたします。歳入からご説明申し上げます。初めに、款6県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金でございますが、節の1普通交付金に補正額9,836万3,000円を追加し、計12億6,809万9,000円とするものでございます。こちらは、医療費となります保険給付費に充てるための県からの普通交付金でございます。

続いて、歳出の主な内容につきましてご説明を申し上げます。7ページをお開きいただきたいと存じます。款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費でございますが、補正額8,098万円を追加し、計10億5,275万3,000円といたしました。下段の目3一般被保険者療養費につきましては、補正額219万3,000円を追加し、計1,217万5,000円といたします。これらは、国保団体連合会へ支払う医療費の療養給付費分でございます。こちら全額を県からの普通交付金から賄われます。

続いて、下段、項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費ですが、補正額1,519万円を追加し、計1億6,711万8,000円と計上いたしました。これは、国保団体連合会に支払う現物給付分と被保険者へ還付する現金給付分を合わせました金額となりまして、今回、不足が生じるためでございます。こちら全額を県からの普通交付金で賄います。

次に、項5療養諸費、目1葬祭費ですが、補正額60万円を追加し、計210万円とするものです。こちらにつきましても、被保険者への支給に不足が生じるためでございます。

次に、項6傷病手当諸費、目1傷病手当諸費ですが、傷病手当金に補正額40万6,000円を追加し、計67万9,000円とするものでございます。こちら被保険者への支給額に不足が生じるためでございます。

続きまして、その下段、款の9諸支出金、項1償還金及び還付加算金ですが、目1一般被保険者保険税還付金として200万円、目の3一般被保険者還付加算金として5万円をそれぞれ追加いたします。これらは、遡及をして国保を喪失された方への還付金となります。また、目5保険給付費等交付金償還金に1,468万3,000円を追加いたします。こちらは、令和元年度及び令和2年度の医療費実績確定に伴い、保険給付費の精算払いとして埼玉県へ返還するための補正でございます。

最後に、款10予備費でございますが、1,773万9,000円を減額し、計4,164万3,000円とするものでございます。こちらは、今回の補正予算額に係る差引きを予備費から充当いたします。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより議案第93号 令和3年度滑川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の議定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

◎議案第94号の説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） それでは、日程第10、議案第94号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

関口環境課長に提出議案の説明を求めます。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、議案第94号 令和3年度滑川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の議定についてご説明を申し上げます。

1ページをお開きください。令和3年度滑川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年11月29日提出

滑川町長 吉田 昇

次に、4ページをお開きください。今回、歳入についての補正はございません。

次に、6ページをお開きください。歳出についてご説明申し上げます。款1施設費、項1施設管理費、目1維持管理費ですが、90万円を増額補正し、計4,445万3,000円といたしました。増額の内容は、農業集落排水施設の中継ポンプ交換等の工事請負費でございます。

次に、款5予備費、項1予備費、目1予備費ですが、90万円を減額補正し、計301万3,000円といたしました。先ほどの工事請負費に充てるためのものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(瀬上邦久議員) 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(瀬上邦久議員) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(瀬上邦久議員) 討論なしと認めます。

これより議案第94号 令和3年度滑川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)の議定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長(瀬上邦久議員) 賛成全員です。

よって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

◎議案第95号の説明、質疑、討論、採決

○議長(瀬上邦久議員) それでは、日程第11、議案第95号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長(瀬上邦久議員) 朗読が終わりました。

會澤水道課長に提出議案の説明を求めます。

〔水道課長 會澤孝之登壇〕

○水道課長（會澤孝之） 水道課長、議案第95号 令和3年度滑川町水道事業会計補正予算（第3号）の議定についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをお開き願いたいと思います。令和3年度滑川町水道事業会計補正予算（第3号）。

第1条 令和3年度滑川町水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるとおりとする。

第2条 令和3年度滑川町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

以下、科目、既決予定額、補正予定額、計の順で読み上げさせていただきます。

支出、第1款事業費3億5,013万6,000円、2,260万円、3億7,273万6,000円、第1項営業費用3億3,658万円、2,260万円、3億5,918万円。

令和3年11月29日提出

滑川町長 吉田 昇

それでは、補正額の詳細についてご説明させていただきます。予算書最後のページになります、7ページをお開き願いたいと思います。

令和3年度滑川町水道事業会計補正予算（第3号）、事項別明細書を御覧ください。収益的支出の表となっております。款1事業費、項1営業費用、目1原水及び浄水費、節6受水費に2,000万円を増額計上し、予算額を1億7,390万1,000円とさせていただきました。これは、町が埼玉県より買い入れている原水の費用となります。上半期の実績から案分し、下半期に不足が生じると想定される分について補正させていただくものです。上半期の実績として前年度と比較すると、月ごとではばらつきはあるものの、平均では微増となっております。後半に向けても同じ傾向となるものと予測し、予算の見直しを行いました。

次に、目2配水及び給水費ですが、節5修繕費は、消火栓修繕と給排水管布設替えのための工事費用として260万円を計上させていただいております。

内訳ですが、消火栓修繕については、設置後数年がたち老朽化しているものが多く、消防の活動に支障を来さないよう総務政策課と連携し、予算の範囲で修繕を行ってきております。点検時に漏水などが疑われる箇所が増えてきており、今年度についても当初の想定を超え予算が不足するため補正をお願いするものです。給配水管布設替えのための費用については、水道管は民地内に配管されている現状の解消工事及び開発等により末端管渠同士が近接した場所が起きましたので、ループ化を図るために必要となった費用となります。あわせて、款1事業費、項1営業費用に2,260万円の増額補正を計上させていただくものです。

以上、補正内容の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔13番 吉野正浩議員登壇〕

○13番（吉野正浩議員） 13番、吉野正浩です。よろしくお願いします。

今、水道施設の老朽化は大きな社会問題となっております。今のお話を聞くと、この給配水管布設替え等ということで、予算の範囲内ということで、本当はどんどんやっていきたいのだけれども、予算の都合を見ながらやっているというのが現状ではないかと思えます。

そんな中で、先日、水房地内で本管の75ミリの管が破裂しまして、復旧に1日かかったのですけれども、聞いてみますと、塩ビ管でしたけれども、ちょうど50年間ぐらいたっているということで、老化プラスちょっと工事上のちょっと関係で、そこがはねたのだからという話は聞きました。

いずれにしても、以前ご質問させていただきましたけれども、滑川町も老朽管がどんどん増えていく状況、これが財政を圧迫するというのもう目に見えて分かっております。そうした中で、第5次の総合振興計画の中で、後期基本計画で漏水対策の推進ということで老朽管の更新計画を作成するということになっておりますが、どのような進捗状況かまずお伺いします。

○議長（瀬上邦久議員） 會澤水道課長、答弁願います。

〔水道課長 會澤孝之登壇〕

○水道課長（會澤孝之） 水道課長、吉野議員さんのご質問に答弁させていただきます。

老朽化について、漏水対策ということで、この間、平成31年に策定したアセットマネジメントをはじめ、今後60年、当時、新設すると、現在の管の耐用年数60年最長で見るということで、60年間の計画を立てさせていただいて、現在はそこから前半戦、15年間の基本計画、それと実際に工事を行うための重要給水施設配水管路耐震化及び老朽管更新計画の策定ということで昨年度行いまして、実際の工事を来年度から始められるように、現在、実施計画を練っているところであります。これについては、前半の15年間について、今全体の管路の中からまずは重要給水施設に対する管路の更新計画、それと併せて時期は遅れますけれども、ある程度進んだところで老朽管、これについては、先ほど議員さんからも言われましたけれども、50年近くたっている管がたくさんあります。その中で年数、あるいは材質等を鑑みまして、現在、15年かけてどの順番でやったらいいかというような順位づけができております。今後15年間については、それに沿って工事を進めていくべく計画を立てることになっており、中でも財政についても今の財政をうまく利用し、補助金、それから起債等を起こして、なるだけ皆様の水道料金に影響がない範囲で、一番効率のいい形でやれるような計画として採用したものを実施していく予定であります。

ただ、その中でもやはり、いずれはいろんな状況によって皆様の水道料金等にこちらからお願いをしてご協力をいただくようなことも必要になってくると思いますので、なるだけそういうものへの影響が少なく、またそれがずっと先になることを考えながら事業を進めていこうということで、今、職員一同計画を練っているというのが現在の状況であります。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（瀬上邦久議員） 吉野議員、質疑願います。

○13番（吉野正浩議員） それでは、予算がなかなか取れない中で、そういった工夫をしながら、少しずつ整備を進めていっていただきたいと思います。

あと、有収率というのですか、水道管がどのくらいちゃんと水として利用されているか、漏水ないかという話の関係なのですけれども、先般、水房地内でも本管が破裂したと同時に、何か羽尾のほうでもそのような近いことがあったということを知りました。ちょっと心配になってきまして、滑川町の有収率というのは、元年度は93.2%ということで、基本計画のほうでちょっと数字見させていただいたのですけれども、これをもっと高めていくのだというような計画になっておりました。現状、ちょっとそういった事故が多いという中で、有収率というのは現在どのくらいのものになっているかちょっと分かれば、お知らせ願いたいのですけれども。

○議長（瀬上邦久議員） 會澤水道課長、答弁願います。

〔水道課長 會澤孝之登壇〕

○水道課長（會澤孝之） 水道課長、吉野議員さんのご質問に答弁させていただきます。

有収率について改めて申し上げさせてもらいますと、今、滑川町は県水ということで100%、ご存知のとおり100%仕入れさせていただいて、これを皆様のご家庭に配水させていただいております。これ県から買ったものをそのまま100%皆様のご家庭で料金化できていけば、この有収率は100%ということになります。

今おっしゃられたとおり、令和元年度で93.2%、この差については、おっしゃるとおり漏水、あるいは工事等で失われた水が料金化されない部分がこの部分に入ってくるものです。ご質問の有収率についてですけれども、過去5年間程度の数字でよろしければ今手元にありますので、答弁させていただきます。

資料の数字については、毎年度決算書ということでご報告させていただいている中の数字を拾わせてもらっています。平成28年度については92.3%、平成29年度については92.5%、平成30年度については92.3%、令和元年度については93.2%、直近の数字として令和2年度としては93%ということで、93%台を微増・微減を繰り返しております。この数字についての評価なのですけれども、県内の全町村の平均値を境に、超えたり減ったりということをご数年繰り返している状況です。

個別に見させていただきますと、有収率についても町村によっては90%を超えているところ、場合によっては、80%前後で上下しているところもありますので、滑川町の状況としては、ある程度高い範囲で有収率を維持しているものと判断しております。ということで、昨今、漏水の工事やなんかも増えてきていますけれども、まだまだ健全な管が多く、これからの管路更生でさらにこの数字が上がっていくものと期待しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 吉野議員。

○13番（吉野正浩議員） 分かりました。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（瀬上邦久議員） ほかに質疑あります。

阿部議員、質疑願います。

〔14番 阿部弘明議員登壇〕

○14番（阿部弘明議員） 14番、阿部弘明です。よろしくお願ひします。

今お話あったように、老朽化が進んでいるところが多いということですが、この前、和歌山で水道橋が崩落して何万戸か断水してしまうというような事故が起きましたけれども、この町の水道タンクから各家庭に行くわけですけれども、水道橋が幾つかあると思うのですけれども、その状況というか、水道橋の老朽化の状況だとか、またもし崩落した場合はどんなふうな対策が受けられるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（瀬上邦久議員） 會澤水道課長、答弁願います。

〔水道課長 會澤孝之登壇〕

○水道課長（會澤孝之） 水道課長、阿部議員さんのご質問に答弁させていただきます。

先日の和歌山の大きな事故を受けまして、水道課でも、今現在、川を渡っている水道管については、橋に懸架しているものと、それから独立の橋と合わせて4か所あります。それ全て見てきたのですけれども、年数的にはかなりたっているのですけれども、目視的には、例えばさびが見えていたとか表面が裸になっているとか、懸架している具材にさびとか、それからボルトの落ちがあるとかというようなものは認められませんでした。一応、確認はしております。やはり大きな事故が起きるといこともこれからはありますので、今後、予算化して、川を渡る管についても確認をして、どの程度の老朽が進んでいるのかということを検査する方向で今予算立てを考えております。

また、後段の質問ですけれども、万が一そこが破裂した場合に、あるいは使えなくなった場合には、別ルートから今、先ほどの予算の中でもありましたけれども、ループ化とって、循環してほかのルートから水が入るような形では確保ができています。場合によっては、多少水位が下がったりというご迷惑をかけるかもしれませんが、断水に至るまでの水位が下がるというような想定はしなくても大丈夫かなという状況で今考えております。

以上です。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員。

○14番（阿部弘明議員） 4か所の水道橋があるというお話ですが、例えば1つが駄目になっても、それぞれ融通ができるようになっているのですか。ほかのところで賄えるというふうに、そういう、お願ひします。

○議長（瀬上邦久議員） 會澤水道課長、答弁願います。

〔水道課長 會澤孝之登壇〕

○水道課長（會澤孝之） 水道課長、阿部議員の質問に答弁させていただきます。

おっしゃるとおり、もし全部が当然なるような大災害が起きれば行かないのですけれども、1つ、2つであれば、別のルートからまた水が行くような形ではルートができているように確認はできています。

以上です。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員。

○14番（阿部弘明議員） 分かりました。ありがとうございました。

○議長（瀬上邦久議員） ほかに質疑ありませんか。

上野葉月議員、質疑願います。

〔5番 上野葉月議員登壇〕

○5番（上野葉月議員） 上野葉月です。質問いたします。

7ページに消火栓修繕というところも出ていますのですけれども、先月、森林公園駅北側の道路で、消火栓の点検中かちょっとよく分からないのですけれども、大量に水が出てしまったという件がありました。そこで、混濁が終わるまでは水道水を流し続けてくださいというアナウンスが水道課からあって、それと絡んでいたと思うのですけれども、水道料金の補助を申請すれば出していただけるという措置を取っていただいていたと思います。

その件についてなのですが、何件ぐらいの申請が来て、実際のところ、幾らぐらいのそこでの減免措置というか、補助を出したのかというのを教えてください。

○議長（瀬上邦久議員） 會澤水道課長、答弁願います。

〔水道課長 會澤孝之登壇〕

○水道課長（會澤孝之） 水道課長、上野議員さんのご質問に答弁させていただきます。

今手元に詳しい数字がないので、概算でよろしいでしょうか。その数字であれば、1か月ほど申込みを、期限を切らせていただいた結果、およそ150件の申請をいただきました。水道料金に反映するのは、金額的には4万円前後だったと思います。1立米当たりの減免をさせていただきましたので、上水と下水合わせて、1件当たり300円程度で150件で、おおむね3万円から4万円程度の減額だったと思われれます。そのほかに、個別に濁り水によって器具や何かに影響があったのを2件ほど受けまして、クリーニングもしくは浄水器のフィルターの交換にかかった費用分を水道料金で減額させていただいた件がありました。

以上です。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員。

○5番（上野葉月議員） 150件ということで、思ったより多くの方が申請されたのだなと思ったのですけれども、その水道水の混濁が起きてしまった、この件により起きてしまった範囲、大体でいいので、どの地区ぐらいまで1か所のこの大量放水で出てしまったのかということと、それから

そもそも何で大量に水が出てしまったのかというのを教えてください。

○議長（瀬上邦久議員） 水道課長、答弁願います。

〔水道課長 會澤孝之登壇〕

○水道課長（會澤孝之） 水道課長、上野議員さんのご質問に答弁させていただきます。

地区については、本来なら地区が確定できれば申請をいただかなくても、こちらからその地区全て減額という形も取れたのですが、その地区の限定ができなかったということで、今回は申出をいただくという形を取らせていただきました。地区について想定できる範囲ですが、こちらでしたものは、一応、問合せを当日からかなりいただきました。その中で水が濁っているのですけれどもという問合せをいただいた範囲でご回答させていただければ、実際に羽尾の消火栓が飛んだ地域から、これが8号線ですけれども、これの西側で言いますと、ラーメン屋さんの紅釜さんがある少し手前ぐらいのお宅からも問合せがありました。それから一番ひどかったのは、そこから東のほうに今水道管が延びているのですけれども、駅の東側の踏切、みなみ野の地区へ抜ける道路、それから飲食店である神楽さん、こちらから駅の南口のほうに抜ける通りがありますけれども、その大通りからみなみ野の2丁目当たりのお宅までがかなり多くのお問合せをいただきましたので、こちらその辺りが一番影響があった範囲かなと想定しております。そのほか、問合せまで至らなくても、やはり水が濁ったというようなこともあろうかということで、今回は申出をいただいて、全ての方に対して減額をさせていただいたといういきさつになっております。

こちらの原因についてなのですけれども、やはり事故が起きた場所の本管が太かったものですから、かなり水が早く動いてしまって、道路にある管自体が汚れているということで、各ご家庭で入っただけではなかなかその管がきれいにならずに、いつまでも落ちが明かないという状況が続きました。道路上に消火栓、あるいは泥吐き管みたいなものがあるのですけれども、そちらのほうからもかなり水を吐かせていただいて、道路上の管の中の泥を吐くのにかなり時間がかかったということで、ご家庭に入り込んだ水がきれいになるまでにはかなりの時間を要したということで、かなりの被害を出してしまい、ご迷惑をかけたというのがこちらで想定している状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。よろしく願います。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員。

○5番（上野葉月議員） 分かりました。ありがとうございます。

実際、本管というか、栓から水が出てしまった場所も見ただけですけれども、かなり大量に高く出たのだらうなというのは推測ができて、その後はいろいろ話がありまして、ここを、この件だけでどこまで水の混濁というのが地域的に広がるのかなというところでお聞きしました。あと、補助についてしていただいたのは、皆さんとても助かったのではないかなと思います。

質問は以上です。ありがとうございます。

○議長（瀬上邦久議員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 質疑なしと認めます。

これをもちまして、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより議案第95号 令和3年度滑川町水道事業会計補正予算（第3号）の議定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

◎議案第96号の説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） それでは、日程第12、議案第96号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

稲村建設課長に提出議案の説明を求めます。

〔建設課長 稲村茂之登壇〕

○建設課長（稲村茂之） 建設課長、議案第96号 町道路線の認定についてご説明いたします。

提案理由でございますが、開発行為により帰属された道路を町道認定するために、この議案を提出するものでございます。

内容につきましては、次のページを御覧ください。今回、認定をお願いする町道8419号線は、大字都1番地13から1番地5までを新規に道路認定をしたいものです。

詳細につきましては、別紙の道路網図を添付させていただきましたので、ご参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより議案第96号 町道路線の認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩 （午後 3時02分）

再 開 （午後 3時03分）

○議長（瀬上邦久議員） 再開します。

◎日程追加

○議長（瀬上邦久議員） お諮りします。

ただいま町長から諮問第2号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 異議なしと認めます。

よって、諮問第2号を日程に追加し、追加日程第1とし、議題とすることに決定しました。

◎諮問第2号の上程、説明、採決

○議長（瀬上邦久議員） 追加日程第1、諮問第2号を議題とします。

事務局長に朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

吉田町長より提出諮問の説明を求めます。

〔町長 吉田 昇登壇〕

○町長（吉田 昇） 町長、追加提案いたします諮問の提案理由の説明を申し上げます。

諮問第2号 滑川町人権擁護委員候補者の推薦については、滑川町人権擁護委員である細沼光子委員の任期が令和4年3月31日をもって満了するため、新たに賛田茂子氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

なお、経歴につきましては、添付してある経歴書を御覧いただきたいと思います。

ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

○議長（瀬上邦久議員） 提出諮問の説明が終わりました。

お諮りします。本件は、人事案件でありますので、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 異議なしと認め、質疑、討論を省略します。

これより、諮問第2号 滑川町人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

本件は、これに同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、諮問第2号は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続調査の申し出について

○議長（瀬上邦久議員） 日程第13、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

議会運営委員会北堀一廣委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付した申請書のとおり、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会について

○議長（瀬上邦久議員） お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、全て終了しました。会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

◎町長挨拶

○議長（瀬上邦久議員） ここで、吉田町長よりご挨拶をお願いいたします。

〔町長 吉田 昇登壇〕

○町長（吉田 昇） 議長のお許しをいただきましたので、本定例会の閉会に当たりまして一言御礼の挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、令和3年度一般会計補正予算をはじめ、諮問を含む全15案件を慎重審議賜り、原案どおり可決いただきまして深く感謝申し上げます。

会期中に議員各位より、多くの提案、意見等をいただきましたことに対しましては、十分参考にさせていただき、今後の町政の執行に当たってまいる所存でございます。

現在、来年度予算を編成中でございます。財源確保が極めて厳しい中ではありますが、住民福祉の向上に職員一同が真摯に取り組んでまいる決意でございます。

議員各位におかれましては、年末年始を迎え、ますますお忙しいこととは存じますが、お体には十分ご留意いただき、ご活躍されますことをご祈念申し上げまして、閉会に当たってお礼の挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（瀬上邦久議員） これで本日の会議を閉じます。

議員各位と執行部のご協力によりまして、本定例会が終了できました。深く感謝申し上げます。

これをもちまして、第230回滑川町議会定例会を閉会とします。

（午後 3時09分）

○議会事務局長（島田昌徳） ご起立願います。

相互に礼。

お疲れさまでした。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年12月3日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

署 名 議 員